

12月6日（金曜日）午前9時30分開議

議事日程（第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議案第124号 工事請負契約について  
議案第125号 工事請負契約の変更について
- 日程第5 認定第2号 平成2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 平成2年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 平成2年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成2年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成2年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 平成2年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8号 平成2年度可児市学校給食費特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第9号 平成2年度可児市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第10号 平成2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第11号 平成2年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第12号 平成2年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第13号 平成2年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第14号 平成2年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第103号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第3号）  
議案第104号 平成3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第105号 平成3年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第1号）  
議案第106号 平成3年度可児市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第107号 平成3年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第108号 平成3年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第109号 平成3年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第110号 平成3年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計

補正予算（第2号）

- 議案第 111号 平成3年度可児市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第 112号 平成3年度可児市大森財産区特別会計予算
- 議案第 113号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 114号 可児市大森財産区基金条例の制定について
- 議案第 115号 中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 116号 可児市市民運動場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 117号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 118号 可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 119号 可児市工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 120号 可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 121号 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 122号 可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 123号 消費税法の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 126号 財産の処分について
- 議案第 127号 旧慣による公有財産の使用廃止について
- 議案第 128号 旧慣による公有財産の使用廃止について
- 議案第 129号 旧慣による公有財産の使用廃止について
- 議案第 130号 市道路線の認定について

- 日程第6 請願2号 小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書

---

会議に付した事件

日程第1から日程第6までの各事件

---

議員定数 26名

---

出席議員 (26名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
------	----	------	----

1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	大沢和明君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重教君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

欠席議員 (なし)

#### 説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	額 額 義 昭 君
収入役	山田豊君	教育長	渡 邊 春 光 君
総務部長	山口正雄君	民生部長	小 池 勝 雅 君
経済部長	可児文一君	建設部長	井 藤 實 義 君
水道部長	加藤節男君	福祉事務所長	鈴 木 益 廣 君
教育次長	吉田博君	秘書課長	奥 村 雄 司 君
総務課長	大沢守正君	市民課長	青 山 嘉 佑 君
農政課長	三宅忠男君	土木課長	可 児 教 和 君

#### 出席議会事務局職員

議会事務局長	樋口克幻	係長	寺尾政年
書記	吉田隆司	書記	勝野正規
書記	鈴木由紀子		

開会 午前9時30分

○議長（澤野隆司君） おはようございます。

ことしもあとわずかとなってまいりました。何かと気ぜわしい年の瀬でございますが、きょうは平成3年第6回の可児市議会定例会が招集されました。全員の皆さん方の御出席をいただきましてありがとうございました。

ただいまより始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

### 開会及び開議の宣告

○議長（澤野隆司君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成3年第6回可児市議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 本日、平成3年の第6回可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めて御多忙の中、定刻に御参集を賜り、まことにありがとうございます。

この冬は例年になく暖かいようでございますが、皆様におかれましてはますます御健勝の御様子、まずもってお喜びを申し上げます。

私も昨年11月、皆様の温かい御支援によりまして3期目の市政を担わせていただきましてから、はや1年が経過いたしました。この間も、1期目、2期目と同様に、議長初め議員各位の諸般にわたる適切な御指導、御助言を得まして、市政が順調に進展いたしてまいりましたことは、まことに喜びにたえないところでございます。

また、本年度は第二次総合計画のスタートの年として、快適で潤いのあるまちづくり、個性と創造をはぐくむまちづくり、生きがいと思いやりのあるまちづくり、豊かな活力と魅力あるまちづくり、心のふれあいと連帯感のあるまちづくりの五つを重点施策として市政を展開してきましたが、これが順調な進捗を見ておりますことは、市民各位を初め議員皆様の御理解、御協力のたまものと重ねて厚くお礼を申し上げます。私は今後も市政発展に向けて微力ながらも全力を傾注してまいり覚悟でございますので、議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げます。

さて、今次定例会に御提案申し上げます案件は、決算の認定に関するもの13件、予算に関するもの10件、条例に関するもの11件、契約に関するもの2件、その他5件の41件でございます。詳細につきましては後ほど御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議をいただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつにさせていただきます。

○議長（澤野隆司君） 次に、諸報告を事務局長からいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（樋口克幻君） 諸報告を申し上げます。

議長会の関係でございますが、去る11月12日に第210回岐阜県市議会議長会が多治見市において開催されました。その概要はお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（澤野隆司君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

---

### 会議録署名議員の指名

○議長（澤野隆司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において18番議員 村瀬日出夫君、19番議員 渡辺重造君を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（澤野隆司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告について

○議長（澤野隆司君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分された事件について、同条第2項の規定により報告する書類が市長から提出されましたので、お手元に配付させていただきました。よろしくお願ひいたします。

---

#### 議案第124号及び議案第125号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（澤野隆司君） 日程第4、議案第124号 工事請負契約について及び議案第125号 工事請負契約の変更についての2議案を一括議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

○総務部長（山口正雄君） では、御説明申し上げます。

お手元の資料の1番、平成3年の第6回可児市議会定例会議案書をよろしくお願ひいたします。52ページでございます。

議案第124号でございます。なお、お手元に参考資料として8番のナンバーが打っております資料が入っておりますので、御参考にしていただければ幸いです。

工事請負契約について。次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

契約の目的といたしまして、中切線舗装工事でございます。工事の内容は、舗装工事、あるいは修景工事でございます。契約の方法といたしまして、指名競争入札、10社で行いました。契約の金額、1億1,124万円でございます。契約の相手方といたしまして、可児市広見5丁目77番地、小池土木株式会社 代表取締役 小池誠之介でございます。工期につきましては、議決の日から平成4年の3月25日を予定いたしております。

次に議案第125号でございます。

工事請負契約の変更について。市道1107号線道路改良工事の工事請負契約中、契約の金額

5億470万円を5億7,583万9,000円に変更するものでございます。変更の主な理由といたしまして、工事施工法の変更と、特にのり面保護の保護工の変更をいたしたいと思っております。また、土質の変調等によりまして、一部、工事の変更を行うものでございます。主な工事といたしましては、土工、あるいは落石防止さくを設置、それから排水工事等々、一般管理費も含めております。なお、これは富士カントリーの関係の工事でございます。

以上でございます。

○議長（澤野隆司君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、討論、並びに委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、議題となっております2議案については、討論、並びに委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

ただいまから議案第124号及び議案第125号を一括採決いたします。

お諮りいたします。本2議案をそれぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、本2議案については原案のとおり決することに決しました。

---

#### 認定第2号から認定第14号まで、及び議案第103号から議案第123号まで、並びに 議案第126号から議案第130号まで（提案説明）

○議長（澤野隆司君） 日程第5、認定第2号から認定第14号まで、及び議案第103号から議案第123号まで、並びに議案第126号から議案第130号までの39議案を一括議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 認定第2号から認定第14号までの13件につきましては、平成2年度一般会計、並びに特別会計決算の認定をお願いいたすものでございます。各会計の説明は歳入歳出の決算額及び差引残額について概略説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、認定第2号 平成2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額217億8,169万4,327円、歳出総額210億8,100万8,808円でございます。歳入歳出差引残額7億68万5,519円であります。

認定第3号 平成2年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定のうち、事業勘定につきましては、歳入総額22億9,978万5,302円、歳出総額22億106万7,586円、歳入

歳出差引残額 9,871万 7,716円、直診勘定につきましては、歳入総額 6,024万 7,532円、歳出総額 5,334万 3,144円、歳入歳出差引残額 690万 4,388円であります。

認定第4号 平成2年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額 127万 177円、歳出総額82万円、歳入歳出差引残額45万 177円であります。

認定第5号 平成2年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額 8,076万 3,045円、歳出総額 7,977万 426円、歳入歳出差引残額99万 2,619円であります。

認定第6号 平成2年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額 306万 4,281円、歳出総額 283万 580円、歳入歳出差引残額23万 3,701円でございます。

認定第7号 平成2年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額 458万 1,848円、歳出総額 448万 5,819円、歳入歳出差引残額9万 6,029円あります。

認定第8号 平成2年度可児市学校給食費特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額4億 7,021万 9,912円、歳出総額4億 6,984万 930円、歳入歳出差引残額37万 8,982円でございます。

認定第9号 平成2年度可児市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額19億 8,500万 9,230円、歳出総額19億 8,500万 8,790円、歳入歳出差引残額 440円でございます。

認定第10号 平成2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額1億 4,136万 572円、歳出総額1億 3,349万 3,002円、歳入歳出差引残額 786万 7,570円あります。

認定第11号 平成2年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額14億 2,694万44円、歳出総額13億 9,134万 7,070円、歳入歳出差引残額 3,559万 2,974円あります。

認定第12号 平成2年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額1億 2,466万 3,333円、歳出総額1億 1,333万 6,559円、歳入歳出差引残額 1,132万 6,774円あります。

認定第13号 平成2年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額1億 1,762万 9,887円、歳出総額1億 1,076万 1,245円、歳入歳出差引残額 686万 8,642円。

認定第14号 平成2年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額7億 7,307万 555円、歳出総額7億 6,818万 2,647円、歳入歳出差引残額 488万 7,908円あります。

以上、認定第2号から第14号までの各会計別の決算状況を申し上げましたが、それぞれの事務事業の実績等につきましては、別冊の平成2年度主要な施策の成果説明書に取りまとめ、

お手元にお届けいたしておりますので、説明を省略させていただきます。

なお、決算の提出に先立ちまして、監査委員の慎重な御審議をいただき、別冊として平成2年度可児市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を添付いたしましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第103号の平成3年度可児市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億4,400万円とするものでございます。

その主な内容は、坂戸運動場への進入路整備、東可児中学校舎改修工事などです。

議案第104号の平成3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,400万円とするものでございます。

議案第105号の平成3年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,010万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,326万5,000円とするものでございます。

議案第106号の平成3年度可児市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,840万円とするものでございます。

議案第107号の平成3年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,000万円とするものでございます。

議案第108号の平成3年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,820万円とするものであります。その主な内容は広見東地区の処理場用地費でございます。

議案第109号の平成3年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億10万円とするものでございます。

議案第110号の平成3年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,600万円とするものであります。その主な内容は街路関係工事費でございます。

議案第111号の平成3年度可児市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算の総額に1,470万円を追加し、予算の総額を39億8,870万円とするものであります。

議案第112号の平成3年度可児市大森財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,428万円とするものでございます。

議案第113号の可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして



は、国家公務員等の旅費に関する法律及び地方自治法の一部改正に準じまして、当条例の改正を行うものでございます。

議案第 114号の大森財産区基金条例の制定につきましては、当財産区の財産処分につきまして、今後基金を設けて財産区としての財産運用を図るため、地方自治法第 241条第 1 項の規定に基づき、当条例を制定するものでございます。

議案第 115号の中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正により、固定資産税の不均一課税措置の適用対象を平成 8 年 3 月 31 日までに設置されたものまで 5 年間延長するものでございます。

議案第 116号の可児市市民運動場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、可児市弓道場建設に伴い、設置する旨、及び使用料の額を定めるほか、その管理の一部を可児市体育連盟に委託するものでございます。

議案第 117号の災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、当条例の改正を行うものでございます。

議案第 118号の可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業集落排水事業の進捗に伴い、分担金の徴収対象に塩河負担区を追加するものでございます。

議案第 119号の可児市工場誘致条例の一部を改正する条例の制定につきましては、奨励措置の指定基準の見直し及び増設に伴う奨励金の交付限度額を設定するものでございます。

議案第 120号の可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定環境保全公共下水道事業の進捗に伴い、負担金の徴収対象に広見東負担区を追加するものでございます。

議案第 121号の可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、塩河及び広見東地区での下水道事業の進捗に伴い、処理区域外からの汚水流入に対する分担金の徴収対象に塩河処理区及び広見東処理区を追加するものであります。

議案第 122号の可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道料金審議会の答申に基づきまして水道料金を改定するほか、消費税を転嫁するにつき外税方式に改めるものでございます。

議案第 123号の消費税法の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成元年 3 月議会において議決をいただいております当条例を県の方針に準じ一部延期といたしてきましたが、消費税法の一部改正、県条例改正、その他事情を考慮し、当市におきましても各使用料に消費税を転嫁させていただくものでございます。

議案第 126号の財産の処分につきましては、大森地内の平牧財産区有地を主要地方道多治

見・白川線用地として岐阜県に譲渡するものでございます。

議案第 127号、128号、129号の旧慣による公有財産の使用廃止につきましては、岐阜県が建設する主要地方道多治見・白川線用地として、可児市財産、平牧財産区財産、大森財産区財産をそれぞれ処分するため、当該各財産の旧慣による使用を廃止することにつき、地方自治法第 238条の 6 第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 130号の市道路線の認定につきましては、大森地内で 1 路線を認定するものでございます。

以上で、決算認定13件、予算10件、条例11件、その他 5 件の提案説明を終わらせていただきますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

予算、並びに条例案件等の詳細につきましては、総務部長が後ほど御説明をいたしますので、よろしくお願いいいたします。

なお会期中に、国会において人事院勧告に基づく給与関連法案が可決された場合は、関連の 4 条例の条例改正、並びに予算 2 件、契約 5 件を追加提案させていただき予定にいたしておりますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（澤野隆司君） 続いて、監査委員から審査結果の報告を求めます。

監査委員 小池優之助君。

○監査委員（小池優之助君） 決算審査の意見についての報告をいたします。

平成 2 年度の可児市一般会計及び特別会計歳入歳出決算、並びに基金の運用状況についての審査意見、そして要望事項としての審査講評は、お手元の資料 4、決算審査意見書のとおりであります。審査は平成 3 年 10 月 16 日から 11 月 22 日までの間に実施をいたしました。

審査に当たっては、市長から提出されました各会計歳入歳出決算書及び附属書類を、関係諸票、並びに証拠書類と照合するとともに、関係職員から詳細なる説明を聴取し、定期監査、例月出納検査などの結果を参考にして、予算執行の適否、主要施策の実績等の諸点に留意し、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、決算書及び附属書類は関係諸票と符合し、かつ正確であると認め、また基金運用状況報告書についても正確であり、基金目的に即して適正に運用されていると認めました。

次に決算の概要と意見について若干申し述べます。

平成 2 年度決算の歳入に当たっては、引き続き拡大基調にあった我が国経済の中で、市税収入の順調な伸びがあったこと、また歳出においては事務事業の計画的執行、経費の節減合理化などにより、全会計において 8 億 7,500 万円余の収支の黒字が計上されました。

しかしながら、本市におきましては、今後さらに膨大な経費を必要とする下水道、幹線道路などを初めとする都市基盤整備、あるいは 150 億円を超える地方債の償還、そして近い将来到来が必至であります急激な高齢者人口の増加への対応など、財政負担はますます増大することが見込まれ、さらに今後の経済情勢には予見しがたい要素が多いなど、財政を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。

したがって、これら諸問題に対処し、市民の複雑・多様化するニーズにこたえていくためには、今後も一層積極的な財源確保と行財政の合理化を推進し、限られた財源の重点的、かつ計画的な配分に努めなければなりません。

市長初め市職員は、責任の重大性を一人ひとりが再確認され、英知を結集して、「心豊かな活力と潤いのある住みよいまち可児」の実現のため、最善の努力を払われることを心から切望いたし、決算審査の意見についての報告といたします。

○議長（澤野隆司君） 次に議案第 103号から議案第 123号まで、及び議案第 126号から議案第 130号までの各案件について総務部長から詳細な説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

○総務部長（山口正雄君） では議案第 103号からお願いいたします。

お手元の資料番号5でございます。平成3年度の可児市一般会計補正予算書（第3号）で行います。

第1ページをお願いいたします。

議案第 103号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億4,400万円とするものでございます。あわせて債務負担行為の補正、地方債の補正を行っております。

では内容に入らせていただきます。補正の分の主なものだけ申し上げます。

まず初めに市税でございます。固定資産税として1億1,440万円増額をいたしております。次に分担金及び負担金といたしまして、今回保育単価の改正によりまして、保育園の児童措置費の負担金がふえてまいりました。1,065万4,000円の増でございます。

国庫支出金に至りましては、児童福祉法の社会福祉等の負担金を精算しまして、国庫負担金につきましては940万4,000円。したがって国庫補助金につきましては、各種の補助金の精算をいたしております。結果的には1,432万2,000円の減になっております。

県支出金につきましては、県負担金でございます。児童措置費の負担金等が934万5,000円の増でございます。

県補助金になりますと、県振興補助の郷土館の収蔵庫等に補助がつきまして2,244万円の増でございます。

委託金につきましては、各種統計調査を行っておりますけれども、この委託金の精算で6万8,000円の減になっております。

財産収入につきましては、財産運用収入といたしまして、帷子地域振興基金、あるいは久々利のため池管理組合の基金、こういったものの基金利子で218万7,000円の増でございます。

財産売払収入につきましては、ふるさと川代替地、あるいは248号線の代替地の売却分で2,541万4,000円の増になっています。

寄附金につきましては、一般寄附といたしまして、千趣会、肥田開発、あるいは関ヶ原醸

造からそれぞれ寄附がございまして、1億6,149万6,000円の増でございます。

繰入金に至りましては、基金繰入といたしまして、帷子地域の振興基金1,362万6,000円の増でございます。

諸収入でございます。2ページをお願いいたします。

市の預金利子といたしまして35万4,000円。

雑入といたしまして、養訓センターの教材備品の助成がございましたし、鉱害復旧対策費が参っております。合わせて107万円の増でございます。

市債につきましては、西可児土地区画整理事業債の減を行っております。減額の1億2,800万円でございます。これは保留地の処分をいたした結果でございます。

合わせて歳入合計2億2,800万円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。総務費といたしまして、総務管理費、集会施設補助金等と市勢要覧を今回作成をいたしております。合わせて1,014万1,000円でございます。

徴税费といたしまして、前納報奨金の精算をいたしまして減になっております。800万円でございます。

選挙費につきましては、市議選の精算を行っております。減額の103万円でございます。

統計調査費につきましては、各種統計調査の精算を行いました。結果的に3万2,000円の減をいたしております。

民生費につきましては、まず社会福祉費でございますが、加茂学園の措置人員の減によりまして、当初の予算から195万6,000円を減額いたしております。

それから児童福祉費につきましては、保育園児童措置費の委託料の単価アップでございます。その結果5,470万8,000円の増でございます。

それから生活保護費につきましては、各種扶助費の精算によりまして1,431万円の減となりました。

それから衛生費につきましては、保健衛生費として結核検診の委託費でございますが、411万7,000円の減額でございます。これにあわせて、塩河地区の水質調査の分を増にいたしておりますので、増減でこれだけでございます。

清掃費につきましては、ごみ袋、あるいはごみ処分場の建設事業費の促進費を増額いたしておりますので、620万円の増でございます。

農林水産業費でございます。まず農業費でございますけれども、土地改良の施設維持管理事業費として、下恵土地内の側溝、排水等々の工事を行います。2,437万円の増でございます。

林業費につきましては、ふれあいの森の設計費が増額になっております。220万円の増でございます。

商工費につきましては、一般寄附金によりまして明智城の看板の整備をいたしたいと思っております。100万円を増額いたしております。

土木費につきましては、土木管理費、土木総務費の予算精算をいたしまして、29万 5,000円の減にしております。

4ページをお願いいたします。道路橋りょう費でございます。春里地内の千趣会の関連の道路改良、あるいは坂戸のグラウンドの進入路の拡張工事、あるいは平牧地内の平林の道路用地の取得等で2億 2,985万 4,000円の増をいたしております。

都市計画につきましては、西可児区画整理の繰出金と、下恵土第2都市下水路の工事完了に伴う減と差し引きいたしまして 8,902万 6,000円の減でございます。

消防費につきましては、川合、土田、柿田の防火水槽の新設改良の予算がついておりますので、それに関連する費用といたしまして 1,460万 5,000円の増でございます。

教育費につきましては、教育総務費として自動車の更新を1台お願いしたいと思っておりますので 120万。

小学校費といたしましては、桜ヶ丘小学校の仮設校舎1棟の予算を計上いたしておりますけれども、不足分が生じましたし、南帷子小学校の新增築工事費の減が生じておりますので、差し引き 2,053万 3,000円の減でございます。

中学校費につきましては、蘇南中学のプールの改築工事の減と、東可児中学校の仮設校舎の借上料でございます。特別教室を1教室つくる予定でございます。差し引きまして 387万 1,000円の減でございます。

幼稚園費につきましては、賃金の精算をいたしております。減額の 448万 2,000円でございます。

社会教育費につきましては、桜ヶ丘公民館の入札差金等が生じまして 3,692万 1,000円の減でございます。

保健体育費でございます。坂戸のグラウンドの一部を補修いたしたいと思っておりますし、広見グラウンドの排水工事を一部手直しをしたいと思っております。 2,432万 6,000円の増でございます。

公債費につきましては、償還表の入力漏れがございまして、予算の計上をいたしておりませんでしたので、今回補正をさせていただいて 4,396万 9,000円の増をお願いいたしております。

歳出の補正額 2億 2,800万円でございます。歳入歳出それぞれ 202億 4,400万円といたすものでございます。

5ページでございますけれども、債務負担行為の補正といたしまして（仮称）市道2402号線、後ほど道路認定で提出させていただきますけれども、改良事業として、これは平林地区の道路整備に寄附があったということ、いわゆる先ほどの肥田開発、関ヶ原醸造等のことでございますけれども、本年度じゅうに事業着手ができないため、2年度にわたりまして契約をいたしますので、債務負担行為をお願いするものでございます。平成3年度から平成4年度まで 4,000万円を限度額としてお願いをいたしております。

それから6ページでございます。地方債の補正でございます。

変更でございますけれども、桜ヶ丘児童センターの建設事業費、550万円の限度額を増させていただきまして5,050万円とさせていただきたいと思っております。

それからもう一つは、都市開発事業として、これは西可児土地区画整理事業債でございますけれども、ゼロにいたしました。

桜ヶ丘公民館の建設事業費につきましては、650万円の増で3億9,850万円と限度額を定めました。その他、起債の方法、利率、償還の方法等については異動はございません。

以上で一般会計の補正予算の説明を終わらせて、資料番号6番をお願いいたします。平成3年度の可児市特別会計補正予算書でございます。議案第104号から112号まででございます。

1ページをお願いいたします。

議案第104号 平成3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億4,400万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。主に国保税の増加によります補正でございますが、国民健康保険税といたしまして、一般被保険者の国保税の増でございます。2,479万円でございます。

県支出金でございます。県補助金といたしまして減額の36万3,000円、県補助金が減になっております。

繰入金につきましては、保険の基盤安定負担金といたしまして557万3,000円増をいたしております。

歳入の合計3,000万円でございます。

歳出につきましては、保険給付費でございます。診療報酬保険者の負担分として1,900万円。

それから予備費といたしまして、調整分でございますけれども1,100万円、合わせて3,000万円でございます。

歳入歳出それぞれ23億4,400万円にさせていただいております。

続いて7ページをお願いいたします。

議案第105号でございます。平成3年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,010万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,326万5,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。多治見・白川線用地の売却費が主でございます。財産収入といたしまして、3億7,010万9,000円でございます。3万373.93平米の山林を県に売却するものでございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして3億7,010万9,000円、これは財産区の基金積み立てを行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

議案第106号 平成3年度可児市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,840万円とするものでございます。

12ページでございます。

歳入といたしまして、基金繰入金として30万円、これは飲料水供給事業の管理基金の繰り入れでございます。基金を崩しております。

それから歳出につきましては、水道費といたしまして、大萱の上水第2取水ポンプ室の修理をすることになりましたので30万補正をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ2,840万円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

議案第107号 平成3年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,000万円とするものでございます。なお、地方債の補正を行っております。

16ページでございます。

歳入でございます。国庫支出金といたしまして、過年度下水道事業補助金として7万6,000円の増でございます。繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金192万4,000円。市債といたしまして、下水道事業債3,800万円の増でございます。

合わせて4,000万円でございます。

歳出につきましては、下水道事業費といたしまして、若葉台の帷子汚水幹線布設工事に伴います路肩の補修、あるいは回路の補修等を行います。また、長坂の面整備に伴うガス支障の補償とあわせて行っております。4,000万円でございます。

合わせて歳入歳出合計23億6,000万円といたします。

23ページをお願いいたします。

議案第108号 平成3年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,820万円とするものでございます。地方債の補正をあわせて行っております。

24ページでございます。

歳入でございます。繰入金といたしまして、久々利地区、広見東地区の下水道事業費の一

般会計からの繰り入れでございまして 3,970万円でございます。市債といたしまして、下水道事業債 1,610万円。歳入の補正、合わせて 5,580万円とするものでございます。

歳出につきましては、久々利地区下水道事業費といたしまして、丸山地内の道路舗装でございますが 180万円。次に広見東地区の下水道事業費といたしまして、処理場用地を土地基金から振りかえということと、県道舗装の工事の負担分として 5,400万円でございます。補正額 5,580万円。

歳入歳出、合計それぞれ 2 億 1,820万円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、広見東地区特定環境保全公共下水道建設事業といたしまして、1,610万円の限度額の増をお願いいたしております。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

31ページをお願いいたします。

議案第 109号 平成 3 年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 10 万円とするものでございます。なお、地方債の補正をあわせて行っております。

32ページをお願いいたします。

歳入でございます。県支出金といたしまして、県補助金、塩河地区の農業集落排水事業の補助金の減がございまして 180 万円でございます。次に繰入金でございます。一般会計の繰入金の減でございます。これは今地区の農業集落排水事業につきましては減をいたしておりますが、塩河地区につきましては増と、差し引きいたしまして 136 万 8,000 円の減でございます。繰越金につきましては、今地区、あるいは塩河地区の平成 2 年度の繰越金でございます。640 万 8,000 円。市債につきましては、農業集落排水事業債、減額の 410 万円でございます。諸収入といたしましては、消費税の還付金 136 万円でございます。

歳入合計、差し引き 50 万円でございます。そのほとんどは内示の精算になっております。

歳出につきましては、今地区の農業集落排水事業費で、50 万円です。これは汚泥引き抜き手数料といたしまして支出をする予定でございます。歳出の合計 50 万円。

歳入歳出それぞれ 4 億 10 万円でございます。

41ページをお願いいたします。

議案第 110号 平成 3 年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,640 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,600 万円とするものでございます。

42ページをお願いいたします。

歳入につきましては、繰入金といたしまして、他会計からの繰入金でございますが、減額の 9,710 万円。財産収入といたしまして 1 億 3,350 万円。これは財源を保留地処分金で賄うことといたしましたので、その補正が主なものでございます。



歳出につきましては、区画整理費でございます。区画整理事業費といたしまして 3,640万円。これは家屋移転を7戸予定いたしておりましたけれども、5戸分を移転することができませんでしたので、その経費をもちまして街路新設改良工事に振りかえたいと思っております。

歳入歳出それぞれ5億3,600万円でございます。

47ページをお願いいたします。

議案第111号 平成3年度可児市水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

収益的収入及び支出でございます。収入につきましては異動はございませんけれども、支出につきましては、第1款の水道事業費といたしまして1,050万円。これは施設修繕、並びに支払い利息のものでございます。

48ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。支出の方で、資本的支出といたしまして、企業債の償還金でございますが420万円を予算計上させていただきます。

57ページをお願いいたします。

議案第112号 平成3年度可児市大森財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,428万円と定めるものでございます。

歳入につきましては、財産収入といたしまして、多治見・白川線用地といたしまして2,360.87平米を県に売却するということでございます。財産売り払いといたしまして、土地売り払い代金2,428万円でございます。

歳出につきましては、大森財産区の基金積立といたしまして2,428万円。

したがって、歳入歳出の合計は、それぞれ2,428万円でございます。

以上で、可児市特別会計補正予算の概略説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成3年度の第6回可児市議会定例会議案書の方をごらんいただきたいと思います。

議案第113号からお願いいたします。

条例制定の提案理由及び概要書ということで、資料番号7番がお手元に届いております。これをひとつ後ほど参考にしていただきたいと思います。

では、議案第113号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。15ページから16ページに条例案が出ております。これは国家公務員等の旅費に関する法律及び地方自治法の一部改正に準じまして、新たに常任委員会、並びに特別委員会に出頭した参考人に対して旅費を支給するという項目と、それから車賃、あるいは市長等と市の職員の日当、宿泊料、食卓料の額の改定を行うことになっております。本条例の方では、議会運営委員会についても改正がございましたけれども、本議会はまだ議会運営委員会は条例上規定はございませんので、規定次第、改正を行う予定でございます。

17ページをお願いいたします。

議案第114号 可児市大森財産区基金条例の制定についてでございます。

条例案につきましては18ページでございますけれども、公共住宅宅地関連公共施設整備促進事業で、主要地方道多治見・白川線の新設工事に伴いまして、岐阜県に企業地として当財産区の山林を処分するものでございます。そのため基金を設けて財産運用を図るため、地方自治法第 241条第 1 項の規定に基づきまして、当条例を規定するものでございます。

19ページをお願いいたします。

議案第 115号 中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

条例案は20ページでございますけれども、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の施行令の一部改正が行われましたことに伴いまして、固定資産税の不均一課税措置の適用対象を、平成 8 年 3 月 31 日、これは昭和66年 3 月 31 日と規定しておりましたけれども、平成 8 年 3 月 31 日までの 5 年間延長するための条例改正でございます。

21ページをお願いいたします。

議案第 116号 可児市市民運動場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正案につきましては22ページから23ページにわたって規定をいたしておりますが、可児市弓道場の建設に伴いまして、施設の設置と使用料の額をそれぞれ定めたものでございます。

なお、施設の管理等は他の体育施設と同じく可児市体育連盟に委託する予定でございます。料金は午前、または午後につき 1 人 1 回 510円とするというものでございます。供用開始は 1 月早々に予定をいたしております。

24ページをお願いいたします。

議案第 117号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。条例案につきましては、25ページから26ページでございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴いまして、災害弔慰金の額及び災害見舞金の額の引き上げによる改定と、あわせて災害援護資金の貸し出し限度額の引き上げが行われるものでございます。適用につきましては平成 3 年 6 月 3 日以降につきまして適用され、ただし災害援護資金の貸し付けにつきましては、平成 3 年 5 月 26 日以降の災害から適用されるということで、二段階になっております。

27ページをお願いいたします。

議案第 118号 可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。条例案は28ページでございます。

塩河地区農業集落排水施設建設事業に伴いまして、分担金の徴収対象として今負担区に加えまして、塩河負担区を新たに追加するものでございます。

29ページをお願いいたします。

議案第 119号 可児市工場誘致条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正文は30ページでございます。

工場誘致に伴う奨励措置の指定基準等の見直しを行うものでございまして、第 1 点といたしまして、工場の用に供する土地ということを含めて規定しておりました。それに加えて

「取得後1年以内に工場用地、建物の建設に着手したもの」と、さらに規定をさせていただきました。

第2点といたしまして、新設と増設の意義を明確にいたしました。そして、その他といたしまして指定基準を明確にし、増設の限度額を3,000万円と決めております。

31ページをお願いいたします。

議案第120号 可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本文は32ページでございます。

受益者が負担する負担金の徴収対象に久々利負担区に加えまして、広見東負担区を追加するものでございます。

33ページをお願いいたします。

議案第121号 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。34ページに条例案がございますが、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域外からの汚水流入に対する分担金の徴収についてでございます。対象といたしまして、塩河処理区及び広見東処理区を追加するものでございます。

35ページをお願いいたします。

議案第122号 可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正文につきましては、36、37、38ページでございます。これは可児市の水道事業の経営につきましては、これまで黒字決算で資本投下も順調に行われてまいっておりましたけれども、昭和63年度以降、県水の受水を受けながらも料金改定と経営努力で何とか支えてまいったというのが現状で、御承知のとおりでございます。全量県水に依存することになった平成3年度については、経営が非常に困難になっていることも御存じのとおりでございます。平成4年度以降もさらに悪化することが考えられますので、今回可児市の水道料金の審議会に料金改定について諮問いたしましたところ、平成3年11月22日に御答申をいただいております。今回、料金算定の期間を平成4年から7年といたしまして、二段階に分けて改定をお願いするものでございます。

なお、個々の料金体系につきましては、会議終了後、全員協議会で御説明を申し上げる予定でありますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

39ページをお願いいたします。

議案第123号 消費税法の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

消費税につきましては、御存じのように昭和63年12月に公布されて以来、国・県におきましても協議がたびたび重ねられてまいりました。可児市におきましても、平成元年3月議会におきまして条例の制定をお願いし、一部の使用料、手数料と工業用水道料金、あるいは水道料金についてのみ転嫁をすることとし、他の使用料を先送りをいたしておりました。本年10月に国・県につきましては完全実施するというところで実施いたしておりますことは御承知

のとおりであります。国・県からの御指導もありましたけれども、可児市におきましてはこのような状態の変化に応じまして、市独自で平成4年4月1日から完全実施することといたしました。転嫁の方法等につきましては、この後、開催予定の全員協議会におきまして、消費税に関する御説明を申し上げたいと思いますので、そちらでよろしく願いをいたします。

54ページをお願いいたします。

議案第126号でございます。参考資料9番を御参考にさせていただきたいと思います。以後、議案の129号までは関連でございます。財産処分についてでございます。

次のとおり、可児市及び平牧財産区の土地を処分することにつき、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

所在地につきましては、可児市大森字奥山1501番地の3の2、ほか4筆の一部または全部でございます。地目といたしまして、山林。地積は3万373.93平方メートルでございます。処分の目的といたしましては、主要地方道多治見・白川線用地でございます。予定では幅員12メートル、2車線、2歩道の予定でございます。総延長1,560メートルでございますけれども、その一部でございます。処分の方法といたしましては、随意契約によります売却でございます。処分予定価格は3億7,010万8,166円でございます。処分の相手方は、岐阜市藪田1丁目1番地、岐阜県知事 梶原 拓。上記代理人といたしまして、美濃加茂市古井町下古井字大脇2610番地の1、可茂土木事務所長 吉田 実でございます。

55ページをお願いいたします。

議案第127号 旧慣によります公有財産の使用廃止についてでございます。

旧来の慣行により使用している可児市財産について、その旧慣を次のとおり廃止することにつき、地方自治法第238条の6第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

所在につきましては、可児市大森字奥山1501番の3の2、ほか3筆の一部または全部でございます。地目、山林。地積につきましては852.58平方メートルでございます。

56ページでございます。

議案第128号でございます。同じく旧慣による公有財産の使用廃止でございます。

これは平牧財産区の関係でございます。所在につきましては、可児市大森字奥山1501番の259の一部でございます。山林といたしまして2万9,521.35平方メートルでございます。

57ページをお願いいたします。

議案第129号、同じく旧慣による公有財産の使用廃止でございます。

これは大森財産区財産でございます。所在につきましては、可児市大森字笹洞1691番の一部でございます。地目は保安林でございます。地積といたしまして2,360.87平方メートルでございます。

58ページをお願いいたします。

これは参考資料の10番をお願いいたします。市道路線の認定でございます。道路法第8条第2項の規定によりまして、市道路線を次のとおり認定するものとするということで御提出させていただいております。これは小松坂団地の北進入路を經由いたしまして、多治見・白

川線、市道2087号線を結ぶ平林地内を東西に結ぶ路線の整備でございます。路線名を2402号線、起点を可児市大森字奥山、終点を可児市大森字奥山でございます。重要な経過地といたしまして小松坂団地でございます。

以上でございます。

○議長（澤野隆司君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

---

請願2号について（提案説明・委員会付託）

○議長（澤野隆司君） 日程第6、請願2号 小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

これより紹介議員による提案理由の説明を求めます。

12番議員 続木重数君。

○12番（続木重数君） 請願書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書。

現行の学校事務職員制度は、昭和28年の義務教育費国庫負担法の施行後、学校運営に必要な制度として定着し、全国で約3万7,000名が配置されています。また、学校栄養職員は、昭和49年から同法の対象となり、約8,000名が学校給食の運営に当たっています。

しかし、大蔵省は60年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、学校事務職員・栄養職員の人件費の削減を上げています。このことは、「学校の基幹職員」として位置づけられてきた歴史的経過を無視するものです。

今日、学校運営において学校事務職員・栄養職員の果たす役割は重要です。国庫負担法から除外されれば、各地方自治体の財政負担の増大を招くとともに、学校事務職員・栄養職員の身分、勤務条件に重大な影響を及ぼします。また、地方自治体の財政事情により定数の削減が予想され、教育の機会均等とその水準の維持向上を著しく阻害することになります。

貴議会におかれましては、このような制度の改正に強く反対され、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員の給与を「義務教育費国庫負担法」から除外しないための意見書を提出して下さるよう、ここに強く請願いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（澤野隆司君） 以上で紹介議員の提案説明は終わりました。

それでは、ただいま議題となっております請願2号については文教民生委員会にその審査を付託いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。議事の都合により本日の会議はこの程度にとどめ、議案の精読のため明日から12月11日までの5日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から12月11日までの5日間を休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（澤野隆司君） 本日はこれをもって散会といたします。

次は12月12日午前9時30分から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうも長時間御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

散会 午前10時45分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成3年12月6日

可児市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

12月12日（木曜日）午前9時30分開議

議事日程（第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 認定第2号から認定第14号まで、及び議案第103号から議案第123号まで、並びに  
議案第126号から議案第130号まで

---

会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各事件

---

議員定数 26名

---

出席議員 (26名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	大沢和明君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	瀬瀬義昭君
収入役	山田豊君	教育長	渡邊春光君
総務部長	山口正雄君	民生部長	小池勝雅君
経済部長	可児文一君	建設部長	井藤實義君
水道部長	加藤節男君	福祉事務所長	鈴木益廣君

教育次長	吉田博君	秘書課長	奥村雄司君
総務課長	大沢守正君	農政課長	三宅忠男君
土木課長	可児教和君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	樋口克幻	係長	寺尾政年
書記	吉田隆司	書記	勝野正規
書記	溝口晴美		



---

○議長（澤野隆司君） おはようございます。

本日会議を再開いたしましたところ、御多忙中にもかかわらず全員の御出席をいただきましてありがとうございます。

---

#### 開議の宣告

○議長（澤野隆司君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（澤野隆司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において20番議員 小池優之助君、21番議員 松本喜代子君を指名いたします。

---

#### 一般質問

○議長（澤野隆司君） 日程第2、一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

18番議員 村瀬日出夫君。

○18番（村瀬日出夫君） 18番議員 村瀬日出夫でございます。

トップを受けて質問をいたします。私は、環境保全の面から以下2点質問をいたします。

第1点は、美しいまちづくり条例の制定についてであります。

まちの美化活動を展開し、市民とともに清潔で住みよいまちづくりを進めるため、美しいまちづくり条例を新たに制定して、市民と市が一体となって快適な生活環境をつくり出そうとするものであります。さらには、本市の掲げる快適で潤いのあるまちの実現の一環として、清潔で緑あふれるまちづくりを進める「クリーンシティ・グリーン可児」を全市的目標といたしたい。この条例には、広告・看板のはんらん、空き缶、たばこ、ごみの野外捨ての禁止、犬の脱ふん処理、空き地の雑草刈りの徹底、道路・公園の清掃などを含めるとともに、加えて毎月清掃の日を設定することにより、市民一人ひとりが家の周り、周辺道路の清掃などを実践するものといたしたい。（なお、現行の「生活環境の確保に関する条例」との調整が必要となります）

以上、このようにして、市民のモラルの向上を基本に、市民の連帯感と熱意によりまちを美しくする運動の積極的推進と景観意識の向上を望むものであります。この実行について、理事者側の御意見などをお伺い申します。

次に2点目でございますが、児童公園の維持管理費用の助成についてであります。

児童公園は児童の健康、体力づくり、憩いの場として利用されるとともに、地域環境の保全、災害時の避難場所としても重要な役割を果たしています。また、人々に安らぎと潤いを与えております。桜ヶ丘ハイツ内の児童公園は11カ所に上っていますが、そのほとんどは民間の宅地開発に伴って造成されたものであります。開発後は、市側にこの公園を寄附採納しています。そして、後日、市側はこの公園を自治会へ移管しているというような現状であります。自治会では、この運営整備に意を払い、年間相当額の費用を自治会費から充当している実態であります。その額は、年間自治会予算額の10%以上になっております。桜ヶ丘団地と言うならば、今年度自治会費予算は年 997万円を計上しているが、そのうち公園の維持管理には、遊具の補修を含め 170万円（約17%）を支出しており、総予算額に対して相当の支出経費になっております。このことは、当該市民は自治会費を通じて相当額の公園の運営整備費に支出負担していることとなります。公園の維持整備については、本来市で行われるべきものではないでしょうか。また市民負担の適正という面からしても、当面自治会費の高額負担地区には何らかの助成措置を考えられないものか、ここに強く要望いたします。これに対し、いかように対処されるのかお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 村瀬議員の御質問にお答えをいたします。

最初の美しいまちづくり条例の制定、大変結構な御提言をいただいたわけでございますが、可児市は昭和53年度に定めました生活環境の確保に関する条例で、草刈りとかを初めとして景観等、生活環境を快適にするための内容を盛り込んだ施策を実行しておるわけでございます。また、5月と11月には花いっぱい運動による美化活動と、中学校を初めとする各種ボランティア団体による河川の清掃、空き缶拾い等、まちの美化に努めていただいております、それなりの成果を上げていると思うわけでございます。なお、こうした条例の制定については、生活環境の確保の条例の中にも、今、議員御指摘のようなことが盛り込んでございますし、さらにまちをよくしようということで、皐ヶ丘、あるいは虹ヶ丘においては建築物の制限に関する条例を制定いたしまして、地区計画を制定して、いいまちをつくらうということ計画いたしておりますし、先日は都市景観の基本計画を策定しようということで調査をいたしたところでございます。そうしたもろもろの問題を掛け合わせながら、快適で潤いのあるまちづくりを進めていくために緑化活動の推進とか、ごみの不法投棄の防止、そうしたことを積極的に進めて、これは各関係課に所管することが非常に多いわけでございますので、よく調整をいたしまして前向きに対応していきたいというふうに考えております。今すぐというふうには、なかなかいろんな各種条例の関係もございまして、そうした調整をしまいたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

次に児童公園の維持管理費用の助成についてでございますが、現在、本市において都市公園として17カ所、約12.5ヘクタールを指定しておるわけでございます。これらの公園は昭和63年度に策定いたしました公園整備基本計画に基づきまして、平成元年度から整備してまいったも

のと、それ以前に区画整理事業施行地内で整備したものでございまして、施行時点に自治会と管理協定を締結しまして、ごみ、草等の管理について自治会にお願いしているところでございます。これら市が施行し、都市公園指定いたしました公園面積を市民1人当たりに換算いたしますと、わずか1.5平米、県下14市の中でも最も低い水準にあるわけでございます。このため市といたしましても、今後とも公園の整備を進める所存でございます。

議員御指摘の件につきましては、公園の施主であります市が行うのが本来ではございますけれども、しかし現在、都市公園指定している公園以外の公園が約120カ所ございます。このうち約70カ所までが民間宅地開発に伴って整備されたもので、いわゆる団地内に集中しておるわけでございます。これらの公園は開発管理を市に移管されておりますので、所有権も市名義となっておりますけれども、残り約50カ所につきましては団地以外の自治会が設置されている公園でございます。公園用地も借地で、遊具等の整備もあまりなされていないのが現状でございます。このように、公園そのものの分布の偏りのみならず、整備水準にも大きな格差があると。それからまた、公園の規模からいたしましても、利用されます周辺の市民の方々に限られている等から、公園の管理につきましては、自治会で当分お願いいたしたいというふうに考えておりますので、将来的には市の整備が必要であらうと思っておりますけれども、ただそうした施設については、新たに設置される遊具等については、市もできるだけ補助をして応援してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

〔18番議員 挙手〕

○議長（澤野隆司君） 18番 村瀬日出夫君。

○18番（村瀬日出夫君） ただいま市長から御回答がありました第1点の問題でございますが、美しいまちづくり条例の制定と、こう私は考えておりますが、今までの条例では、生活環境の確保に関する条例ですか、そのような名称で出ておりますね。これは一般的に美しくするためにいろいろな問題も網羅してございますが、その後いろいろと状態が変わってきております。最近では特に市民の間で問題にしているのは、犬のふんの処理、これは本当に前からやかましく言うておりますけれども、実行されていない。もちろん、この問題は市民のモラルの問題だと思いますが、しかし、ただほかっておくだけではいけませんので、徹底化するようなことを考えていかなければならないと。そのほかにもありますけれども、いわゆる美しいまちづくり条例の制定については、今申し上げましたように、そういう不備な点を充実していくと、こういう観点から私は総体的な問題としてこの条例みたいなものをつくったらどうかということをお提案申し上げたわけでございます。どうかひとつ、市長のお話もよくわかりましたんですが、やはり状態はだんだん変わってきておると、こういうことをお考えいただいて、ある時点ではそういうようなものに対して徹底的な条例をつくって、本当に市の言われるところのきれいな潤いのあるまちづくりをしたいと、このように思っております。だから、そういうような手の届かないところへひとつ御配慮をいただきたいと、このように思うわけでございます。

次に第2点でございますが、私は一例として桜ヶ丘団地の実態を申し上げましたんですが、この実態は市の中でもまちまちであると思っております。そういうことで、よく自治会の苦しい内容

を御理解いただきまして、これからの施策については、公園整備について考えられておるところに早く到達するようにぜひお願いしたいと。市民として相当負担をしておるわけですから、その点も御考慮を願いたいと、このように思っております。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 生活環境をよくしようということでは、生活環境の確保に関する条例をつくっておりますが、やっぱりこれは条例で規制するというのはなかなか難しい面もございますので、やはりモラルの問題があるかと思えます。そうした問題については、広報等でもあくまでも周知徹底を図っておりますけれども、近くごみ処理とかいろんな問題につきましても、各市民に理解を深めるということで、そうしたパンフレットを印刷いたしましたので、今月中に各家庭へそうしたものを届けて啓蒙を図っていくということにしておりますので、よろしくお願いたします。

また、公園の問題につきましても、できるだけ早くそうしたものに到達できるように、まず今のところは公園をできるだけ早く整備しようということで、予算にも上げてございますように、毎年四つか五つの児童公園の設置をお願いしておりますので、今ところ簡単な維持管理についてはやはり利用される自治会でひとつお願いしたいということでございますので、もちろん大きな負担になるようなことについては、十分私どもも相談に乗っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（澤野隆司君） よろしいですか。

（「はい」と18番議員の声あり）

○議長（澤野隆司君） それでは、18番議員 村瀬日出夫君の質問を終わります。

続いて25番議員 林 義弘君。

○25番（林 義弘君） 経済大国から生活大国へ移行しつつある今日、21世紀に向けて長寿を喜べる、そんな願いを託しつつ提言をさせていただきます。

第1点は、ホームヘルパーの確保と給与改善についてでございます。

今年の6月6日に厚生省が発表いたしました人口動態統計と将来推計人口によりますと、我が国は予想を上回る速度で高齢化が進んでおります。将来の人口推計を見ますと、1998年に65歳以上の高齢人口が15歳未満の年少人口を超えます。5年前の推計では、こうした人口構成の逆転は2007年と想定していましたが、何と9年も早まったこととなります。また65歳以上の高齢人口に限って見ると、2019年に全人口に対する比率が25.1%と、4人に1人を突破して、2045年には27.7%にも達する見込みであり、欧米の主要国でも経験したことがない超超高齢化社会を迎えると言えます。首相の諮問機関である経済審議会が6月14日にまとめた長期展望は、老年人口の比率増加とともに2010年には寝たきり老人が現在の70万人から140万人へ、また痴呆性老人は100万から200万人へ急増すると指摘し、比較的余裕がある2000年までの今世紀の期間に福祉サービスのシステム化など、高齢化対策を進めるよう提言をしております。

以上のデータから、高齢化への対応はもはや待ったなしの状況であることがわかります。企業は定年制延長や、中高年の女性も働きやすい職場を考える必要があるし、国や自治体は寝た

きり老人や痴呆性老人の増加に対し、有効な手を打つ必要があります。その結果、国は90年（平成2年）度に高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略をスタートさせたわけであり、国としての大プランができ上がり、老人福祉の基盤整備が本格的に始まったわけです。しかし、社会的な人手不足を反映して、実際に福祉の現場を担っていく人材、マンパワーの不足が大きな問題となっております。福祉施設や制度が整備されても、それを現場で支え、推進していくマンパワーがなければ動き出しません。特に老人福祉の舞台が、施設から在宅へと移行している現在、在宅福祉のマンパワーの確保、育成が第一線の最も重要な課題であります。在宅福祉で先進国の北欧各国では、介護や看護は必要に応じて24時間態勢で対応し、在宅福祉はまさに出前時代と言われているほどであります。これを支えているのは、訪問介護をするホームヘルパーなどのマンパワーなのであります。日本の場合、ホームヘルパーなどのマンパワーが圧倒的に少ないのが実情で、寝たきり老人が60万から70万人いる反面、ホームヘルパーはわずか4万人程度で、北欧に比べて40分の1ほどしかいません。だから、我が党は10ヵ年戦略を7ヵ年で実現できるように計画を立てまして、まず10万人規模への増員を急げと訴えている次第であります。ホームヘルパー10万人の計画目標に対し、国が市町村のしりをたたきながら増員が図られてまいりましたが、まずホームヘルパーの社会的評価がまだ低いということです。そして、給与、福利厚生面での待遇が不十分などの理由から、良質な人手確保・拡充が困難であります。ホームヘルパーの仕事は大別すると、日常生活に支障のある高齢者・障害者の食事や入浴など身体の看護と、洗濯、掃除、買い物など家事援助の二つがあります。これに生活相談や助言を行うことも加わり、精神的、肉体的な負担もあるので、きつい、汚い、気苦労が多いの3Kの仕事の一つであり、とうとい仕事であるわけでございます。なのに、ともすれば単なる家事手伝いと受けとめられがちで、社会的評価は十分とは言えません。給与や福利厚生面での処遇も十分ではありません。給与面でいえば、時給に換算すると600円から700円がほとんど、契約は1年ごとなので、明確な身分保障がなく、給与に経験実績は反映されないのが今のシステムであります。社会保険や健康管理の制度として規定されたものはなく、退職金もなし。これでは人が集まらないのも当然であります。長く活動を続けられるよう、実績に応じて退職金・慰労金制度や、公務員と同様の週休2日制導入など、福利厚生面の改善が急務と言えるのではないのでしょうか。このほど労働省が厚生省と協力して、福祉人材確保法（仮称）の制定について検討に入ったと伝えられております。本市といたしましても、財政負担増は覚悟されまして、ホームヘルパーの身分、給与の改善をせめて社協職員並みにするべきではなかろうかと、このように考えるわけでございますが、執行部のお考えをお伺いいたします。

二つ目でございますが、自動交付機の設置についてでございます。全国の自治体では土曜閉庁するところがふえております。どこの市でも閉庁するセクションは同じであり、市民と直接かわりが合っております。各種証明書を交付する市民課が休むということで、行政サービスの低下を防ぐさまざまな措置がとられております。例えば住民票の交付については、電話での予約制度、これは前日に電話で申し込んでおけば、閉庁時でも市役所の受付や通用口で住民票を受け取るシステムであります。この制度を行っている伊丹市の場合は、新たにことし10月よ

り自動交付機を設置することになっております。これは事前に市役所に申し込み、カードさえつくっておけば、一々電話での予約も必要なくなり、その都度、交付機にカードを入れて受け取ることができるわけです。そのカードは磁気カードで15歳以上の人が申請できることになっており、もちろん個人情報保護のために銀行のキャッシュカードと同じく申請時に4けたの暗証番号を設定します。自動交付機にカードを挿入後、暗証番号を入力し、その後、欲しい証明書の区別とか枚数を入力し、さらに交付に必要な金額を入れて受け取るわけでありますから、プライバシーは何ら侵されることがないわけであります。この自動交付機で発行できる証明書は、現在のところ一部の住民票の写し、住民票記載事項証明書の2種類ということであり、認証物については、字体に変化を持たせ、市長名は自筆と同じ字で処理されるほか、公印も打ち出すとのことであります。また、用紙についてはコピー防止用の用紙が使用されるそうであります。以上、概略を述べましたけれども、こういったカードでいつでも証明書が交付できる自動交付機の導入も市民の皆さんに対するサービス低下防止の方策と考えますが、いかがでありましょうか。御検討の余地があると思われませんが、執行部の御意見をお伺いいたします。以上です。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 林議員のホームヘルパーの確保と給与の改善についてお答えをいたします。

21世紀高齢化社会を目前にして、厚生省は高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略、通称ゴールドプランを掲げ、在宅福祉を積極的に位置づけし、ホームヘルパー派遣、デイ・サービス、ショートステイの在宅3本柱として在宅福祉サービスを明確にしたわけでございます。これまで施設福祉サービスが主体でありましたけれども、このゴールドプランは在宅福祉サービスを前面に出して、施設福祉サービスよりも前に位置づけておるわけでございます。すなわち仕事の流れについても、まず在宅福祉サービスがあり、最後のとりでとして施設サービスがあると明確にしたものでございます。ゴールドプランを達成するための90年代の福祉のかぎは、福祉を担う人々の確保にあり、その在宅福祉サービスの主役であるホームヘルパーの質的な確保は議員御指摘のとおりでございます。昭和45年4月に1名の家庭奉仕員からスタートしたホームヘルパー派遣事業は、市の事業として昭和54年に3名、昭和59年に4名、昭和62年に9名と増員し、昭和63年4月からサービスの密度を高めるために、社会福祉協議会に委託するとともに、身分を移し、待遇改善を進めておるところでございます。現在、ヘルパーは14名ですけれども、家庭の事情もあって、全員が専任職員ではありませんが、本人の希望によって順次、専任の職員としての身分の安定化を図ってまいりまして、給与面も計画的に調整をいたしておるところでございます。今後とも、可児市の高齢化を勘案し、ヘルパー増員を図ってまいり所存でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（澤野隆司君） 民生部長 小池勝雅君。

○民生部長（小池勝雅君） 続きまして、第2点目の休日でも市民サービスができるよう住民票などの自動交付機の設置を検討したらどうかという御質問にお答えしたいと思います。

ただいま議員から御発言がありましたように、兵庫県の伊丹市ではそうしたことを10月から実施いたしておりますが、その過程におきまして自治省へ昨年だったと思いますが、こうした機械の導入についてお尋ねしたわけでございます。そうした中で、自治省といたしましては、最近のOA機器の発達及びその能力の向上は、地方自治体、市町村の事務の処理を大きく変革させつつあるということから、窓口サービスを向上させる技術的可能性を満たしてきているとして、住民票の写し及び印鑑登録等の交付事務へのOA機器及びその能力活用方策研究会というものを設置されたわけでございます。その委員の中には、大学教授、並びに弁護士、あるいは総務、法務、自治の3省庁の職員も入って何度も検討されたようでございますが、その検討結果が自治省へ報告されまして、自治省はその報告に基づきましてその見解を5点明らかにしておるようでございます。

その1点といたしまして、住民票の自動交付は、議員も御発言がありましたように「よろしい」と。「可」ということでございます。それから第2点目に、印鑑登録証明書の交付については、現時点では不正入手等が考えられるので不可、だめだという見解が出ております。それから3番目に、設置場所については、当面は市区町村の庁舎内に設置することを認めると。限定するということ。それから四つ目には、電算処理の委託をしておる市町村については、これはだめだと。不可ということが出ております。それから五つ目に、そうした自動交付機を計画している場合については、計画書を都道府県を経由して自治省へあらかじめ提出して検討をしてまいるといような五つにまとめたものを示されておりますので、本市も将来御指摘のように到来するであろう土曜閉庁及び完全週休2日制を踏まえ、市民へのサービスの低下を防ぐとともに、市民の利便を確保するために、市民と密接な関係にあります証明業務は、OA機器の導入により市民サービスの一層の向上を図らなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

また、機器の導入につきましては、先ほども御発言がございましたように、個人のプライバシー保護が重要であることから、十分注意を払わねばならないということでございますので、他市町村の動向、並びにメーカーの動向を調査し、私ども県の情報センターともコンピューターの方は連携しておりますので、その連携を密にいたしまして、技術的動向及び運用態勢も含めた調査・研究を、私どもの可児市におきましても事務能率研究会というものがあまして、その下に電算部会がございまして、その部会とも協調しながら一遍調査・研究を進めてまいりたいと、こんなふうにも思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

〔25番議員 挙手〕

○議長（澤野隆司君） 25番議員 林 義弘君。

○25番（林 義弘君） これは再質問ではございませんが、私はホームヘルパーの待遇と処遇についてお伺いしたんであって、今、市長の答弁では、ただ単なる「確保に努めます」という決意の披瀝のみでございましたので、その待遇・処遇について、せめてパートはともかくとしまして、嘱託の人ぐらいには社協並みの給料体系に持っていけないのか、それをお伺いしたわけでございますが、その点について御答弁をお願いします。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 先ほど答弁をしたわけですが、聞き漏らされたかどうかわかりませんが、給与面も計画的に調整をいたしていくと。それから職員については、家庭の事情で専任職員になれない、時間的な勤務という方もございますので、そうした者を除いて、希望のある方は順次専任職員にしていきたいということでお答えしたわけでございますので、御了承賜りたいと思います。

[25番議員 挙手]

○議長（澤野隆司君） 25番議員 林 義弘君。

○25番（林 義弘君） と言いますと、今、嘱託の人がもし、これは1年契約ですので、嘱託の人が1年後にずうっと続けたいと、こういう意向があれば社協並みの職員待遇ができるというふうに解釈していいわけですか。

○議長（澤野隆司君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（鈴木益廣君） お答えを申し上げたいと思いますが、実は、1年間は嘱託で済みますと。1年後には、御希望があれば正式な職員になっていただくということでやっておりますが、この給料表は市の職員の給料表を適用いたしております、県下の状況を見ながら今調整をいたしております。年次計画を立ててその方の給料を上げておりますし、何年おっても同じ給料ということもあります。これは県下14市のうちで6市ありますが、それではやはり張りがなくなるのではないかとということで、市の職員に準じた扱いをしていくということでやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（澤野隆司君） 25番、よろしいですか。

[「はい、了解します」と25番議員の声あり]

以上で25番議員 林 義弘君の質問を終わります。

23番議員 田口 進君。

○23番（田口 進君） 議長のお許しをいただきましたので、私は通告をいたしましたカーブミラーの冬季対策についての1点だけですが、お尋ねを申し上げます。

日ごろは、交通安全対策につきましては格別な御配慮をいただいておりますことをまづもって厚く御礼申し上げます。中でも、特にカーブミラーの設置につきましては、ほとんどの要望を満たしていただいております、本当に積極的に取り組んでいただいておりますことを感謝する次第でございます。しかしながら、このカーブミラーも12月から3月までの冬季間、朝の通勤・通学の時間帯にはミラーが凍結し、また少々暖かい日がありましても、曇って全く効力を示さない日が多いようでございます。特に重要な交差点でも、信号機はなかなか設置していただくことが不可能のようでございますので、そうした交差点では本当にカーブミラーだけが頼りということでございます。せっかくこうして積極的に設置していただきましたカーブミラーが用をなさないのが残念でございます。そんな中で、現在では熱線で凍結を防止することのできるミラーがあるということもお聞きしたわけでございます。しかしながら、可児市の中では私はまだ見かけたことがありません。たまたま隣の兼山町にあるということを知りまして、



見せていただきました。このミラー、全く普通のミラーと変わらないわけですが、裏側に電線が取り込んであって、柱にサーモスタットがついておるように見たわけですが、こうした電気工事等をすれば、多少は高くなるということはわかるわけですが、先ほど申しましたように、信号機は毎年多くの要望があると思うわけですが、そうした信号機と比較すれば費用の少々高くなることは問題外だということを思うわけですが、そこで、今後、重要なところにそうした冬季も十分効力を発揮してくれるようなカーブミラーに取りかえていくようなことをしていただければということを思いまして、今後の市としての対応をお尋ねするわけですが、この問題につきまして明確な御答弁をお願いしたいと思えます。以上で終わります。

○議長（澤野隆司君） 民生部長 小池勝雅君。

○民生部長（小池勝雅君） ただいまの田口議員のカーブミラーの冬季の対策についてお答えいたしたいと思えます。

御存じのように、カーブミラーの設置につきましては、場所、位置等を警察署と協議しながら対応させていただいているところでございます。ただいま議員御提言の凍結防止用カーブミラーは、値段をちょっと申し上げてみたいと思えますが、直径 800ミリのもの 1 基が約15万円ぐらいかかるようでございます。通常のもの約倍強、2. 何倍になろうかと思えますが、その費用が必要となるわけですが、また大変交通安全協会の各支部から毎年カーブミラーの設置要望がございまして、その要望件数が実は50基以上あるわけですが、今後も道路改良、あるいは区画整理等が行われるにいたしまして増加することが予測されるわけですが、その御要望を十分に充足することが、これからは困難になってくるということを考えますときに、今申し上げました費用等、あるいは数等の制限がございまして、当分の間は通常のもので対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解をちょうだいしたいと思えますので、よろしくお願いたします。以上です。

[23番議員 挙手]

○議長（澤野隆司君） 23番議員 田口 進君。

○23番（田口 進君） ただいま民生部長の答弁でございまして、今のままでというような答弁でございすけれども、さきほど申しましたように、兼山町でもと申しますと言い過ぎかもしれませんが、可児市と比べると決して大きい町ではないということは皆さん御存じのとおりだと思いますけれども、そうしたところでそうした積極的なことをしていただいておりますということも思えますので要望したわけですが、可児市以上の大きいまちも、こうした恵まれた気候の土地以上に、本当に寒冷地等もあるということをお尋ねをしてみたいと思えますが、そうしたよその地区の状況はいかかなものかということもお尋ねをしてみたいと思えますが、また先ほど、年間自治会からの要望が50基以上ということも答弁されたようでございすけれども、ちなみに現在の設置状況と年間の実施状況と申しますか、そんなこともついでといっは申しわけございませんですが、お知らせを願いたいと思えます。

○議長（澤野隆司君） 民生部長 小池勝雅君。

○民生部長（小池勝雅君）　ただいま御質問ございました設置基数でございますが、市内には約600基ほど現在設置されております。ちなみに最近の5年間を見ても、62年から平成3年の11月末で大体170基設置させていただいております。年度別に見ますと、大体35から40基程度をそれぞれ設置させていただいておるのが現状でございます。

ただいま他市の状況というようなことで御質問ございましたので、私どもちょっとその辺のところを調査してみたくてでございますが、市内より一段と冷え込む地域を対象にして聞いたわけでございますが、高山土木事務所管内を対象にしてちょっと聞いてみたところ、凍結防止用カーブミラーはまだ1基も設置されていないというような回答がございました。議員御提言のヒーター入りのカーブミラーがいいということであれば、こうした寒冷地にも当然設置してあるところだろうということを思う中で、何かもう一度考え直さなきゃならんところがあるのではなかろうかと、こんなふうに推測しておるわけでございますので、そうした機種の内容等も業者等に十分お尋ねし、また兼山町さんがおつけになっておるということを議員も御指摘いただきましたので、そうした状況をよく把握しまして、今後研究させていただいて、その後に充足度合いを見ながら、議員の御提言を尊重して十分検討していきたいと、こんなふうに思いますので、何とぞ御理解賜りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上です。

〔23番議員 挙手〕

○議長（澤野隆司君）　23番議員 田口 進君。

○23番（田口 進君）　どうもありがとうございます。

寒冷地にないということは、何か欠点があるのか、まだ本当に考案されて新しいのかということも思うわけでございますが、私もまだそうしたことを十分調査をさせておらない段階でございますけれども、やはりせつかく近くについておるのを、わざわざ私も朝あそこまで行って試してくるということもできませんので、何とかこうしたものを市内にも、とりあえずまだ研究段階であるということになれば、テストケースと言ってはいけないかもしれませんが、何とか重要な箇所、たくさんあると思いますので、1基でも設置をしてみただいたらいふことを御要望申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（澤野隆司君）　以上で23番議員 田口 進君の質問を終わります。

続いて16番議員 大江金男君。

○16番（大江金男君）　議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。

まず最初に、ことしは国際障害者年の10年目ですけれども、その最終年に当たるわけです。実は国連の方で見ても、1981年を国際障害者年として、さらに国連障害者の10年ということで、83年から92年、日本と1年ずれておるわけですが、92年までの10ヵ年を障害者に関する世界行動計画ということで採択をいたしました。この行動計画に倣って、各国にそれぞれ自分の国の行動計画をつくることを要請したわけでありまして、日本の場合、先ほど申し上げましたように1年ずれておるわけですが、これは障害者対策に関する長期計画というものがつくられました。これが82年から91年ということになっておりまして、国連の方は92年ですけ

れども、1年ずれておるといことです。そういうことで、ことしが国際障害者年の最終年、国内的には最終年ということになるわけです。

この10年間を振り返ってみますと、幾つかの成果もありましたが、逆にマイナス面も非常に多かったわけであります。といいますのは、この10年間が、一面では日本の軍事大国化10年、あるいは臨調・行革の推進の10年であるということと重なっておるわけであります。特に、臨調・行革の10年でどういうマイナスがあったかといいますと、老人保健法、健保、国保法の改悪、年金の改悪等々、軍事費をひねり出し、大企業を優先するために自立自助だとか、あるいは民間活力などといって、国民の福祉や教育を打ち切るというのが臨調のもとでの行政改革であったからであります。そして、何と国際障害者年10年であるにもかかわらず、障害者施策の分野にまで大なたが振るわれました。83年に、先ほど林議員が質問しておられましたホームヘルパーの有料化が行われました。そして、85年からは地方行革ということで、私たちの可児市も同様でございますが、補助金カットが押しつけられてまいりました。自治省は、地方行革大綱なるものを全国の自治体につくらせたわけであります。そのねらいは、住民サービスの切り下げということでありました。特に補助金カットということで、障害者施設の措置費にまで切り捨てが及んだわけであります。特に、保育所だとか老人施設、障害者施設、これは84年までは国庫補助率が10分の8でありました。それが10分の5に切り下げられたわけであります。口では長期の行動計画をつくりましたと言っておきながら、障害者施設の補助率そのものを3割も減らすというのは全くその意に反しておると言わざるを得ません。また86年には、障害者施設の費用徴収金制度の改悪も行われました。障害者の授産施設は無料だったわけですがけれども、入所している人は、最高で5万円も払わなければならないと、こういうことになったわけであります。通所の場合は2分の1です。このように、いろいろと障害者に関する10年であったにもかかわらず、逆に非常に冷たい風が吹き荒れた10年でもあったわけであります。

一面では障害者雇用の問題もあるわけですがけれども、この障害者雇用の問題をとってみても、日本はフランスの4分の1程度という低い法定雇用率なんでありますが、1,000名以上の大企業では8割の企業がこの法定雇用率すら達成していない。わざと達成していないというのがよくわかるわけです。8割以上達成していないわけですね。障害者を雇用するよりは、罰金を払った方がいいというのがどうも企業の考え方のようにあります。500万人を超すと言われます日本の障害者とその家族が置かれております現状は、国際障害者年の理念「全面参加と平等」、こういった点からは非常にほど遠い、依然として厳しい状況に置かれておるわけであります。そういう中にありまして、可児市の障害者福祉の現状についてお伺いをしたいというふうに思います。

同じく障害者の問題として、施設面で見てみたいというふうに思います。

いろいろと市の方でも後ほど御答弁の中でいただくわけでありますが、一つは福祉センターを一度注目してみたいというふうに思います。

今、今渡にあります福祉センター、名前は「福祉」ということがつけてあるわけですね。冠が乗っておるわけですがけれども、社協の事務所だとかシルバー人材センターの事務所だとか、

そういった面は福祉と非常に関連があるわけですが、ところが機能面で見ると、残念ながらそういった機能を有しておるといふには到底考えられないわけでありまして。そういった意味で、もう少しあの福祉センターの機能面での充実、そして実際に福祉に関する活用が十分にこなせるようにひとつ提言をしたいというふうにあります。

一つは、先ほど申し上げておりますように、国際障害者年の最終年に当たるわけでありまして、障害者のデイ・サービス施設をあの中につくれないかということですね。それから、授産所の設置ができないか。それから、今のホールにステージがありますけれども、ステージにリフトの設置。このリフトというのは車いすでも自分でボタンを押して上へ上がることができると、こういうリフトが幾つかのところでつくられておるわけですが、そういったものを設置していただくわけにはいかないかどうか、この3点を福祉センターについては御提言をしたいというふうにあります。

さて、二つ目の質問であります。

これは自治会の加入に関する問題を取り上げてみたいというふうにあります。特に、自治会未加入者に対する行政サービスの現状についてお尋ねをしてみたいというふうにあります。可児市内も最近ミニ開発、あるいはマンション、アパートの建設が相次いで行われておるわけでありまして。そうして、現在、市内の自治会の組織率は、私が見ておりますところではだんだんと低下してきておるのではないかと。このことにつきまして、自治会の組織率をお尋ねしたいというふうにあります。

それから、自治会に入らない方、未加入者の主な原因はどういったところにあるのかということですね。

3点目が、未加入者の今後の増減の予測、私はさらにふえていくのではないかと。このことについて、この一例をひとつ述べてみたいというふうにあります。

私は、清水ヶ丘という住宅団地に住んでおります。今、住宅団地というのは、共同で管理する施設として浄化槽があるわけですね。集中浄化槽がございます。自治会がその集中浄化槽を管理いたしておりますので、自治会に入りませんよということは、その浄化槽が使えませんよということと同一になるわけですね。したがって、自治会に入らないということは、自動的にそういった施設が使えないので、入らないわけにはいかないと、こういうふうになって100%加入しております。ところが、この集中浄化槽、コミュニティープラントと言いますが、これが自治会の手から離れますと、つまり下水道になってまいりますと拘束するものは何もない。したがって、あくまでも任意で加入するかしないかということになるわけですね。そうなりますと、私は自治会に今入っておるけれども、あんまりメリットがないのでやめようといった場合には、どうしても引きとめるという材料はないわけですね。あくまでもコミュニティーの人間関係の問題だけになってしまうということなんです。そうしてみますと、自治会の加入率というのは、その時点では非常に落ちていくのではないかと。このことについて懸念をしております。当然、自治会というのは任意の団体、あくまでも任意で構成しておる団体ですので、強制力を持つわけにはありませんし、当然そういったことが予想されるのではないかと。

いうふう思うわけです。

そこで問題なのは、未加入者に対する行政サービスですね。先ほど来、自治会の組織率はどうか、未加入者の主な原因はどうか、あるいは将来的にはどうかというふうにお尋ねをしておるわけですが、一番問題なのは、行政サービスの現状がどうなっておるのか、あるいは今後どうしていくのかという問題であります。特に、現在、自治会に対する位置づけが、私もこの議会の中から自治会の問題をたびたび取り上げて質問をしておりますので、ある程度はお聞きしておるわけですが、きちっとした位置づけというものを一度明確にさせていただきたいというふうに思います。これは、特に年末に支払われます自治会活動、いろいろ奨励費というような形で各自治会にお支払いされておられるわけです。特に住民サービス、つまり行政サービスとして市の情報を、広報、あるいはそれ以外のものについても「広報かに」だとか、あるいは回覧板だとか、その他の配布物等々によっていろんな連絡がそれぞれ家庭になされるわけですが、これを現在は自治会経由で全部行っておられるようです。一部、自治会がないところについては、マンションなんかでは管理人さんをお願いをしておるといふようなこともあるわけですが、全部ではありません。そういった行政サービスが非常にばらつきがあるということであるわけですが、この年末に支払われます自治会活動奨励費の算出基礎についてお伺いをしたいというふうに思います。

次に、大きな3点目であります。

昨年6月に同様の質問をさせていただきました。団体機関紙や機関誌の講読料、あるいは団体協賛金、特にいろいろな通称右翼団体というふうに言われておりますけれども、こういった団体への協賛金だとか名刺広告等の現状についてお尋ねをしたいというふうに思います。昨年6月に質問をさせていただきましたときは、たしか一部の良心的なローカル紙も数字的には含まれておりますけれども、いわゆる新聞形式のものが198万1,300円、雑誌系統のものが56万5,000円、そしてこれはどういう名目になっておるかわかりませんが、政治結社に対する協賛金として32万6,000円が支払われているようであります。そのような中で、去る11月13日、「大東タイムス」という機関紙発行者の井浪安弘が恐喝容疑で逮捕されたことは皆さんも御記憶にあるかと思えます。前回に質問をしたときの資料の中には、同紙に対しても1万円の支出があったわけですが、現在はどうかお尋ねをするわけでありまして。前回の質問に対して、当時総務部長でありました現在の額部助役の答弁では、一部のローカル紙を除いて、縮小・廃止に向けて努力をいたしますと、こういう答弁をいただいておりますので、その経過についてトレースをさせていただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますが、市職員の選挙活動についてお尋ねをするわけでありまして。

聞くとおると、ある比例代表区の現職参議院議員の後援会加入用紙が役職員に配付をされて、さらに所管職員によって取りまとめられたということをお伺いしたわけでありまして。職員からいろいろ話を伺ったわけでありまして、同時に、自民党への入党届けも配布されたということでありまして。これは今、来年の参議院選挙に向けまして、特に自民党の比例代表の順位を上へ上げるか下になるかということ、1番違うだけで当選か落選かということ、非常

に重要な要素をはらんでおるといふことで、各所各般にわたって非常に熾烈な選挙の下準備の方ですけれども、登載順位をめぐる動きが幾つか聞こえるわけですから、恐らくその一つだろうといふことで、この市役所の中でも行われたといふことを伺っておるわけですから、こうした問題につきましてお尋ねをするわけでありませう。

さらに、職員の中からそうした自民党の政治家と自治体幹部職員との癒着の現状を嘆く声も聞かれております。どうか、そうした問題についての見解もあわせてお伺いをしたいといふふうに思います。

以上でございます。明快な答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（澤野隆司君） ここで10分間、休憩いたします。

休憩 午前10時35分

---

再開 午前10時45分

○議長（澤野隆司君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 大江議員の職員の選挙活動の面について、私からお答えをいたします。

議員御指摘のようなことは、大変私の不注意から大変迷惑をかけたわけございまして、深く反省をいたしておるところでございます。その内容については、後援会募集について大変私はその人にいろんな面で御指導をいただいております、今までもいろんな御助言をいただいておりますので、そうした件で職員に頼んだといふことはございます。これは強制的ではなかったわけでございますけれども、市長が頼めば当然そういうことになったわけございまして、私も大変軽率なことをしたと、今反省をいたしておるところでございます。これは私の責任でございまして、この点につきましては深くおわびをいたすとともに、今後こうしたことが一切ないように私も襟を正していきたいといふふうに考えております。

自民党直結の政治ということではないわけございまして、ただ個人的な問題であったわけございませうけれども、結果的にはそういうことに取られてもやむを得なかったといふことで、私は今後そうしたことのないように注意いたしますので、よろしくお願いたします。また、党员募集につきましては、これは金が伴うものでございませうが、金は一切寄せておりませうので、その点も御了承賜りたいと思ひます。

○議長（澤野隆司君） 総務部長 山口正雄君。

○総務部長（山口正雄君） では、ただいまの御質問の中で2点目、自治会の関係と、団体機関紙の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、2点目の自治会未加入者に対する行政サービスといふことございませう。自治会への未加入につきましては、再三この場におきましても皆様から御指摘がございましたが、実は自治会への未加入者につきましては、ワンルームマンション、いわゆるアパート、そういったもの、あるいは会社の独身寮の増加も近年かつてない増加傾向となっております。御質問にございませうように、市内における自治会の組織率を見ましても、昨年4月1日現在で、例といたし

ましてですが、総世帯数2万 1,874戸に対しまして、加入世帯は1万 9,484戸とつかんでおります。組織率にいたしますと89.1%ということになっております。ただ、平成2年度の国勢調査によりますと、世帯数2万 2,848戸のうち単身世帯が約 3,000世帯あるようでございます。したがって、この中には会社の寮や施設の入居者は1人1世帯でカウントをさせていただいておりますので、この組織率そのものが必ずしも自治会の未加入者ということには判断しにくい部分もございませうけれども、しかしこれは、単身世帯を控除すると、組織率だけで言いますと、かなり上がっていくのではないかと思います。まだ、そこまで計数をいたしておりません。

それから、二つ目の未加入者の主な原因といたしましては、一つには賃貸アパートとマンションの増加が挙げられております。先ほど、そういった面に触れられておられましたけれども、入居される方については、いわゆる既存集落の方々と生活様式も違います。いわゆるアパートで一過性、いわゆる将来的には他所へ移転されることが一般的でございます。したがって、地域への帰属意識が希薄という面もございまして、どうしても自治会に入っていないというお話を聞いております。

それから、3点目にありました未加入者の今後の増減予想ですが、現在可児市内でのアパート、マンションの建設は引き続き御存じのとおり好調と見ております。また、これらのアパート、マンションの建設時には、それぞれ市の関係するところで、家主さんたち、いわゆるそういった方たちに自治会への参加を周知徹底させるようお願いを引き続き現在でもやっておりますけれども、なかなかこちらがお願いするようには御指導がいただけないという部分もございませう。特に、ワンルームマンションの増加による単身世帯の増もあって、このような未加入者の傾向は今後もかなり続くのではないかと考えております。そこで、一番問題になりますのは、未加入者に対する行政サービスはどうなっているんだという御指摘もございました。特に、第一に問題になりますのは広報紙でございませう。これを初めとする市からのいろいろの文書の配布につきましては、なかなか届きにくいという部分は現在事実ございませう。未加入者のうち、市内のアパート、マンションの中には、家主自身の方が、またはアパートに世話人的な人をアパートの方々独自で選任されまして各戸に配布いただいておりますところが現在420世帯ございませう。こういった方式を少しでも広げていこうということで、それぞれの地域の自治会の方たちがいろいろお骨折りをいただいておりますけれども、なかなか思うように進んでいないのが現状でございませう。では、そういった方たちへの広報等、それらについては、特別今手だてがございませうので、連絡所に取りに来ていただく方式をとっておりますけれども、これもいつまでも続けるというわけにはいきませうので、したがって、今、担当の方へ、研究材料ですけれども、できますれば市内のいろいろな人たちが集まる場所、いわゆるそれが駅であっても、それからストア、そういったところでもですけれども、そういうところへ広報紙等を置かせていただきまして、自由に持ち帰っていただいて、配布にかえるという部分を補う方法を今、広報担当でひとつ研究をさせております。果して、それがこういった行政サービスの一つの助けになるかどうかは自信がございませうけれども、待つよりはした方がいい

ということで指示をしております。

それから、市としての自治会に対する位置づけという御質問がございました。今日の複雑多様化しております行政需要の中では、まちづくりというのはただ行政だけでは対応できない部分がたくさんございます。まちづくりには、行政のみで行う範囲と、個人や地域の方々が行っていただける範囲と、そして行政と地域住民の方がともに行う範囲の三つがあると自治の関係では言われておりますけれども、現在まで各自治会を中心といたしまして、地域住民の方の御協力によりまして、市のいろいろな施策、あるいはPR等、順調な行事の進展を行うことができております。こうした意味合いで自治会の役割というものは、我々行政から見ましても相当重要であるということは間違いなく認識しているところでございます。したがって、都市化の進展ということと、それから組織率の低下という深刻な問題が裏腹に入ってくるわけですが、まちづくりのパートナーとして、自治会と市役所の、これからも引き続いての良好な関係を保っていききたいと。また、御協力願いたいということを考えておる次第でございます。

それから、自治会の活動報償費でございます。これにつきましては、過去においては何々費というよう別々に支払っていた、例えば環境整備委託料、あるいは一般住民結核健康診断実施連絡手当というような方向で支払いをいたしておりましたけれども、昭和59年度及び60年度からこれらを包含いたしまして、各地区の自治連合会へお支払いをいたしましたというふうに変更をいたしております。したがって、内容につきましては、広報等の各家庭への配布を初めとして、地域全体の環境整備、これらも含めた自治会の市政全般への御協力のお礼としてお支払いをいたしておるような状態です。したがって、地区連合会への事務費及び均等割のほか、必ずしも自治会加入者にとらわれず、当該地域の戸数を基礎といたしまして、連合会長さんにお支払いをいたしております。ちなみに自治会の活動報償費といたしまして、平成3年度の積算でございますけれども、各地区の自治連合会の事務費として各地区一律に4万円です。そして、自治連合会の均等割ということで、各地区一律にこれも4万円と。そして、世帯割ということで、1世帯当たり800円をお支払いしておるということになっております。今年度は1,992万3,200円、自治連合会の方へお支払いをいたしているような状況でございます。

それから、団体機関紙の購読料と団体協賛金、あるいは名刺広告等の現状という御質問でございました。各種の機関紙、地方紙の窓口対応は、現在、市側といたしましては総務課、それから議会側としては議会事務局というところに対応させていただいております。昨年6月の一般質問でも触れられておられましたけれども、こういったものについて御指摘をいただき、以後もできる限り事務局では量を減少すべく努力をいたしております。時には購読料の請求訪問があったときに、いろいろお互いに連絡を取り合いまして、1件でも1人でも10円でも100円でも少なくという方式をとって、それなりに効果も出てきたと思っております。現段階では、昨年6月定例会でお答えした総件数から、現時点の話でございますけれども、総件数にしまして約36件ほど減少いたしております。お金にして約87万円ほど減額することができております。これについては、じゃあどれだけがどうということではございませんので、適正な広告、あるいは適正な新聞につきましては、これからも援助を申し上げなければいけませんけれども、こ



うした、ただいま指摘のありましたような名刺広告、あるいは新聞講読、そういったものについては、極力これからも順次、一気ににはできない部分がございますけれども、努力させていただきたいと、もちろん努力しなければいけないと思っております。

それから、先ほど新聞紙上で問題になりました大東タイムスの井浪安弘氏の件でございますが、ことしは2万円を支出しております。ほかが増減傾向にあるときに昨年より多くなったのではないかとということでございますけれども、これは議会の方と合わせてという話で、今後議会の方へは請求しないという、このときのお約束でございました。しかし、11月13日の新聞紙上で皆様に知らされましたとおり、恐喝容疑で逮捕されておりますので、これも実はいろいろ話をしますと、最初の請求が5万円ほどという強い口調であったようでございますけれども、いろいろ交渉の結果、それだけの金額になったという経緯もございます。したがって、先ほど申しました議会側にも一切これからは請求しないという約束でのこととございました。その後、逮捕という新聞報道がございましたので、我々としても大変苦慮いたしましたところがございます。なお、このような事件を十分反省いたしまして、我々もそこの一つの資金源としてなっていたということを深く反省をいたしまして、今後もこれらに対しては毅然とした態度で臨み、このような支出を極力控えるという方向で努力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（澤野隆司君） 福祉事務所長 鈴木益廣君。

○福祉事務所長（鈴木益廣君） 私から障害者福祉につきまして御回答を申し上げたいと思いません。

議員お説のように、国際障害者年という国連の提唱を受けまして、日本も平和と完全参加をテーマに10カ年の長期行動計画をつくり実践化を図ってきたわけとございます。その成果としまして、一つには12月9日を障害者の日と定めて、NHKも特集を組みまして、障害者に対する正しい理解と促進に努めてこられたわけとございます。二つ目には、健常者と、それから障害を持つ方がともに生活をするというノーマライゼーションの理念が一般化したというような、定着しつつあるというような、そういうメリットもあると思っております。議員御提案の福祉センターを福祉施設として利用するように改造していったらどうかという御提案でございますが、53年の7月にあの施設ができて以来、正直なところ、本来福祉センターというものの、可児市の唯一の集会施設として利用してきておるわけとございます。ちなみに利用率を見てみましても、福祉関係としましては約1割を切るような利用状況であります。そういった中で、可児市の文化センターができるまではあの施設を集会施設として利用していく必要があるかというふうに思っております。が、来年度から可児市も住みよい「福祉のまちづくり」ということで計画をいたしております。その中で、少しでも障害を持っておられる方、あるいはお年寄りの方の利用がしやすいような、そういうふうに改善をしていきたいというふうに思っております。先ほどのステージへのリフト装置なんかも、ぜひこれは何とか実現していけたらなあというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔16番議員 挙手〕

○議長（澤野隆司君） 16番議員 大江金男君。

○16番（大江金男君） 再質問をいたします。

まず福祉問題から見てみたいと思います。福祉センターの充実活用をということで、福祉団体の利用状況が10%程度ということで、まさに福祉とは名ばかりという形になっておるわけですね。それで、実は先般、まだつい最近ですけれども、日本共産党の可児市議団、会派研修を行いまして、その中で伊勢市の健康福祉センターというのを視察してまいりました。その施設は、いろいろ複合施設になっております。例えば福祉の方では、老人、それから児童、それから母子、父子ですね。さらに障害者といった施設がいろいろ入っております。特に障害者の分野では、デイ・サービス施設、さらには授産所、そういったものがきちっとありますし、障害児童の、ここでいきますと下恵土に養訓施設がありますけれども、そういったものも一緒に入っております。児童館なんかも入っております。それから健康面では、ここでいきます保健センターですね。そういったもの。それから休日急病診療所、歯科診療所等々が一緒に入っております、伊勢市の人口を聞いてみましたら10万人ですね。年間の利用者は15万人だそうです。こんなに使われておる施設はないなあというふうに感じて帰ってきたんですけれども、実はこの15万人がまださらにふえそうだと。当然、ことしはかなりふえるでしょうというふうにおっしゃってございました。やっぱり幾つか可児市の施設も、今、各地域に地域公民館を建設してまいりました。来年度、私が住んでおります春里地域がどうも最後になるようでありますけれども、それで大体地域の公民館は建設が終わります。あと、皆さん方の非常に住民要望の強い文化会館というようなことで、そこへ焦点が移っていくかというふうに思うんですけれども、既存のそうした施設をいろいろ見直してまいりますと、やはり集会施設であったり、あるいは体育施設であったりということで非常にいいわけですが、もう一面ではやっぱり専門的な分野別に見ますと、非常に物足りなさを感じるわけです。そこで、今回は福祉センターの充実活用ということで取り上げさせていただいたわけですが、特に老人福祉センターにつきましては、2館目ができまして非常に充実した内容になってきておるかというふうに思っております。しかし、もう一面の障害者の面、これは養訓センター、小さな子供たちから大人まで全体を考えると、成人者の方の障害対策が非常に弱いということを思いますし、また児童・生徒の分野においても非常に弱いわけですね。児童・生徒の分野におきましては、養護学校の建設がかねてから要望として出されておりますし、ただ、なかなか一朝一夕にいかんという答弁をいただいておりますので、今回はあえて取り上げさせていただかなかったわけですが、特に既存の施設の中で、少し改造して、あまり予算を大幅にかけるということでなくとも、少し改造するだけでできることが幾つもあるわけですね。ですから、そういう中の一つとして福祉センターを一遍見直していただけんかということなんです。特に、障害者の問題について、ちょうど国際障害者年の最終年ということもありますので、何にもやらずに済んじゃったということのないように、ここでひとつきちっとしていただきたいなということを思うわけでありまして。そういうことで、障害者のデイ・サービス施設だとか、それから授産所は可児市にございません。そういったものも、授産所にしろ、障害者のデイ・サービス施設にしろ、入

浴ということになりますと相当な改造が要りますけれども、とりあえずリハビリ的な、あるいは労働訓練的なものに、当初はそういうところから出発すれば、今の施設でそのまま使えていけるわけですし、授産所につきましても、これも使えるわけですね。少し床を検討するだけでできるわけです。リフトなんかもその気になりさえすればできるわけです。そういうことをきちっとしていただくというお約束をしていただけないかということなんですね。何とかしていきたいではなくて、何とか約束をひとつしていただけないかというふうに思います。

それから、自治会の未加入者に対する行政サービスの対応の問題であります。今回取り上げた本当の趣旨というのが2点あるわけです。

一つは、今、配布物が、私も指摘しましたし、答弁でもありましたように、行政サービスとしてのいろいろな情報提供なんですね。配布物というのは一つの情報提供です。可児市からの情報提供というのは、今のところ配布物だけなんですね、一般市民に対しての情報提供というのは。そうしますと、その情報提供がなされるか否かというのは非常に大きな問題なんですね。現在ですと、自治会を通じてということで、一部協力していただいておりますところでは、管理人さんを通じてということですが、これはほんのごく一部なんですね。あとのところは、ほとんどそういったものが、先ほど答弁の中では部長は単身者のというふうに限定をしてお答えいただいたようではございますけれども、別に単身者のところでなくとも、普通のアパートでも、あるいは普通のマンションで妻帯者、あるいは家族がおられるところにも配布されていないのが現状なんですね。ですから、そういった情報提供というのは、やっぱり市としての最大のサービスなんですね。それがなされていないというのが非常に問題だということなんです。そこで、実は私が住んでおりました名古屋市で、私も約1,000世帯の住宅公団の団地に住んでおりました。上飯田の第2公団住宅というところに可児市へ来るまで住んでおりましたけれども、そこで自治会をみんなと一緒に作りまして、自治会の役員ということでここへ来るまで、最初からずっとやっておりましたけれども、市からの配布物は自治会では受けません。自治会はあくまでも住民の自治組織なんです。住民のための組織なんです。行政からの問題につきましては、自治会で受けるわけではないんです。要するに、特に情報提供につきましてはね。何でやるかといいますと、区政協力員というのが名古屋市の場合はございます。配布物につきましてはその方が市から委託を受けまして、全部配布していただくわけですね。ですから、配布漏れというのはほとんどないわけなんです。それで、可児市の場合は自治会でやっておるんで、自治会の未加入の関係で配布漏れが出てくると。今後、ますますそういった問題が出てくると思うんです。住民の側からしますと、自治会へ入るか入らないかというのはあくまでも任意の問題です。ところが、そのことによって、情報が提供されないというのは大きな問題なんですね。そのところをひとつしっかりと御認識いただいて、駅へ置いておけば持ってもらうというのは、情報の提供にはならないのですから、きちっと配布するんであれば、配布漏れのないように検討をいただきたいということが一つですね。

それからもう一つ、自治会活動の報償費の問題です。

これには、算出基礎、先ほどおっしゃいました自治連合会の戸数に応じて、地区に対しての

均等割4万円、自治連合会に対して4万円、それから世帯割で800円ということで、厳密に言いますと、本来は自治会の組織人数に応じて自治会報償費というのは支払われるべきではないだろうか。例えば、地域によってはほぼ100%自治会に加入しておられるところはそれで問題はないと思うんですけども、極端に地域によっては低いところがあるんですね。それが、本来は自治会報償費ということで何に使ってもいいわけなんですけれども、自治会が自主的に予算の中に入れてお使いいただければそれでいいんですけれども、算出基礎が、自治会に入っておらない方の人数まで、あるいは世帯数まで算出基礎に入っているということになりますと、そういった人たちの権利はどこへ行くのかということになるわけですね。自治会に入っている人は、情報提供の恩典も受けられない。それでまた、そういった世帯割に対して800円の、800円ですからそう大した金額じゃないんですけれども、800円も、自治会に入っておらない方々の納められた税金の中からそうしたところへ支払われていくわけですね。みずからは恩典が受けられないということになるわけです。何らできないわけですね。したがって、この自治会報償費の算出基礎については問題があるのではないかというふうに思うわけです。

それから、自治会に対する位置づけの問題ですけれども、確かに行政と自治会、任意の団体ではあってもかなりの人数を組織しておりますし、言ってみれば行政のパートナーとしての位置づけだというふうに答弁から受け取ったわけですけれども、やはり、ともすると行政の下請化になりかねないと。先ほど配布物の問題で、情報提供の問題でお話ししましたけれども、そうではなくて、本当にパートナーにしていくような、そういうふうな市の方の側の指導、あるいは援助を望みたいというふうに思うわけです。ともすると、下請機関になってしまうということですね。

それから、三つ目の団体機関紙の講読料等々の問題について触れます。

先ほど私の質問でも、一部のローカル紙で非常にきちっと定期発行しておられる、しかも本当に地域新聞として親しまれておられるところについては、ここまで申し上げておるわけじゃなくて、それ以外の、年に1回、形だけつくって、うちの機関紙ですということで、いろいろ見ますと、中には1万円、6万円、8万円なんていう金額がいろいろ散見されるわけですね。こういった問題というのは、やっぱり1年に1遍、あるいは2遍しか出さないものを機関紙と言っておるのもおかしな話なんですけれども、そういったものを極力なくしていただきたい。それから、政治結社に対する支払いはどういう項目でなされておるのかお聞きしたい。要するに、僕は機関紙の問題についてはいろいろ意見の分かれるところがありますから、縮小廃止に持ってっていただきたいわけですけれども、政治結社に対する支払いというのは一切必要がないのではないかというふうに思います。よく可児市が支出しております政治結社、あるいは機関紙を発行しておりますいろんな各種団体がいろいろと世間をさわがせておると。警察問題にならなくても、市民が非常に迷惑をこうむっておるという問題は幾つか耳にしておりますし、また目にもしております。したがって、少なくとも政治結社に対する機関紙の問題でもなければ何の問題でもないということであれば、これは支出は必要ないのではないかというふうに思います、いかがかということですが、

それから大東タイムスですが、先回るときに1万円だったんですね。今回お聞きしましたら2万円ということで、これはたまたま大東タイムスが新聞に載ったから質問するだけで、ほかにも大同小異のところも実はあるんですね。全部同じだというふうには言いませんが、大同小異のところも市が支出しておる団体の中にはございます。前科何犯というような代表者の方もお見えになるわけですが、そういったところに対しても、たまたま新聞に載ったから取り上げるといふことで名前を出させていただきましたが、やはり本当の意味で縮小廃止をしていただきたい。先回から約3分の1ほど削っていただきましたので、その努力は非常に大きいものだといふふうに思いますけれども、やっぱりさらに引き続いて努力をしていただきたいといふふうに思います。

それから、四つ目の市職員の選挙活動についてですが、市長が大変軽率であったと。実際に市長が頼めば、個人的な問題ということにはなかなかならず、立場上、職務上の問題になってしまう可能性が非常に大きいわけですね。そういう点では、今後は絶対そういうことのないようにしていただきたい。

それから、党员募集で金は集めていないということだけれども、金を集めるか集めんかという問題はそんなには問題ではないと。むしろ党员募集をするか否かにあるといふふうに思いますので、その辺のところをきちっとしていただきたい。以上。

○議長（澤野隆司君） 福祉事務所長 鈴木益廣君。

○福祉事務所長（鈴木益廣君） 障害福祉につきましてお話を申し上げたいと思います。

私どもが把握しております障害を持っておられる方、これは子供も含めましてトータル的に1,623名、これは可児市全人口の1.99%という数字でございます。美濃加茂市は3.45、岐阜県全体としましては3.43ということで、非常に低い数値であります。これを切り捨てるといふ気持ちはさらさらありませんけれども、先ほどもおっしゃいましたように、可児市の今の実情を見ますと、なかなか福祉センターを福祉施設に変えていくということは難しいのではなかろうかと思っております。それができるまでは辛抱していききたいといふふうに思っております。

あそこの福祉センターは、市民の皆様にも広く福祉の中核であるという意識が定着しておると思います。将来的には、あそこをおっしゃいますような複合施設として、ぜひ可児市の福祉の殿堂にしていききたいといふふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

実は、去年から障害を持っておられる方の伸び率が非常に高うございました。1,419名の方でございまして、伸び率が実に20.77という大きな数字でございます。そういう意味から言ひましても、ぜひこれからは、ある施設で利用できるものがあれば、一度検討していききたいといふことで考えております。これは「住みよい福祉のまちづくり検討委員会」といふものを組織してございまして、そこで実際、先般御指摘いただきましたように、公共施設の点検をいたしました。車いすなんかで通ったりなんかしております。その福祉の職員と、それからその委員会の職員と2回にわたってやっております。これから何をすべきかということも一応ピックアップしてございます。3年間かかって順次優しい福祉のまちづくりといふことで福祉をしていききたいといふふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。以上

であります。

○議長（澤野隆司君） 総務部長 山口正雄君。

○総務部長（山口正雄君） では、ただいまの御質問のうち、配布物の情報サービス、決して駅で置くだけで、それでいいということではないと十分承知をいたしております。一つの提言として、名古屋市の区政協力員ですか、そういったものをというお話もございました。実は、以前にうちらの方の担当の方で市政の協力員とか、そういったものの制度を一遍どうかということの中で検討をいたしたことがございますけれども、一番心配されるのは、途中で起こります、日常、毎日の仕事がほとんどでございますので、災害という面もございます。そういったいろいろの議論もありまして、やっぱり自治会でお願いするのがという結論になった経緯もあるように聞いております。これはまた再度いろいろの面から、それからいろいろの我々の組織であります各市町村の広報担当、あるいは広報公聴担当の会議でもこの問題については重要な問題として取り上げて研究または情報交換をいたしておりますけれども、なかなか適切なこれだという方法がないのが現状でございます。たまたま今そういったお話もございましたし、うちらも一遍その中で、前に検討したことがございますので、再度そういった方面で一度検討し、何らかの方策をもう一遍探してみたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、報償費の関係ですが、1世帯 800円、そして1自治会 4万円というような計算を申しあげましたけれども、もともとはこれは、昔、昔と言うと語弊がありますがけれども、小さな各自治会単位の道直しということがもともと部落にはございました。そういったところへ補修費として補助金を出すというような制度から始まった環境整備費、そういったものが自然発生的に行われた経緯もございまして、ただ算出基礎といたしまして、4万円とか 800円とかという一つの基礎として行っただけでございまして、実際の包括的な団体、連合会へお払いをするというふうにとっていただきたいと思えます。したがって、連合会ではいろいろな方針でそれを独自に使っていただいておりますということにならうかと思えます。ですから、地域の環境整備、あるいは地域のいろいろな問題についての費用だというふうにとらえていただきたいと思えます。十分でないかもしれませんが、そういうことでございます。

それから、政治結社の問題ですが、これはたまたま分類としては政治結社ということで分類をいたしておりますけれども、いずれも機関紙、あるいはそういったほかのものを、いわゆる新聞、そういったものをいずれも発行しておりますので、そういった面で要求があったということで支払ったということでございます。大東タイムスもやっぱり同じような新聞を持ってきて、機関紙ということで発行をいたしておりますので、そういった取り扱いをしておったわけでございます。

それから、申しおくれましたが、自治会は決して行政の下請ではないということでございます。我々もそのようには思っておりませんし、常日ごろ自治連合会の役員さんとは、こういった未加入者の問題、その他配布物の問題、いろいろ御協議をいただいておりますし、市政の進展には重要なパートナーとしてお願いをしております。決して下請という方向では思っておりませんのでひとつよろしく御理解のほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（澤野隆司君） 16番議員 大江金男君。

○16番（大江金男君） なかなか満足のいく答弁が得られんのでいららするわけですけども、一つは福祉センターの充実活用という問題のことですが、わずか1,623名しか障害者がいないというふうに聞こえたんですけども、逆に言うと僕は1,623名も見えるんだということですね。ちょっと一つ例をお話したいというふうに思います。

一昨年の夏に、若い青年が交通事故で約1ヵ月昏睡状態で奇跡的に息を吹き返したわけです。ところが、やはり頭を打っておりましたので、いろんな意味で障害を持ちました。しかし、若いというのはすばらしいことで、ぐんぐんと回復をしまりまして、事故の直後、1週間ほどたったころには、もうこの人はまずだめだろうと。私も病院へ行きまして、病院の先生やら周りの人から聞いたときには、もうこれはだめですよというふうに言われておったわけですけども、今はつえを外しても、ゆっくりですけども歩くようになれたわけですね。そして、過去の記憶はありませんけれども、少しずつ訓練によって、小学校の一、二年生程度の知能も回復をしてくると。全く記憶がなかったものまで、そういうふうに回復してきたと。まだ、さらに学習によって伸びていくだろうというふうに思いますし、それから手先も奥さんがやっておられます内職を、簡単なものなら手伝えるようになってきたと。実は、これは私の住んでおります近所の青年のことでありますけれども、ところが障害者にはなるんですけども手帳はもらえないんですね。1級、2級にも該当しないということだったそうです。そういった人たちが障害者の中にカウントされておられるのかどうか、ひとつお尋ねをしたいというふうに思いますし、またそういった方が社会復帰をする場所がないんですね。いわゆる働く場所がないということ。実は、そこは事情によって母子家庭になられたわけですね。その青年も来年の春には成人式なんですけれども、その青年のお兄さんが生業を頑張っておられて、奥さんが内職をして家計を一緒に支えておられるわけですが、奥さんというのは、その兄弟の奥さんですけども。ところが、その青年も何とか社会復帰を早くしていきたい。家族もそれを願っておるわけですけども、残念ですけども、それをする施設が可児市にはないんですね。いわゆる労働復帰できる、僕はできると思うんですけども、やはりそうしたきちとした訓練できる授産所、あるいは訓練センター、そういったものがありさえすれば、本当にもっと救われていくんじゃないかというふうに思うわけです。それを可児市内に施設がないかという、建物はいくぶんたくさんありますし、スペースもたくさんあるんです。要はやろうとするかしないかという問題だけなんです。これは、その青年に限ったことじゃないんです。その程度の若者、あるいは成人者はたくさんいるんですわ、実は。僕はこの1,623名の中にはカウントされていない数字だというふうに思います。そういった人たちが、本当に社会復帰をし、国際障害者年で言われた「社会に平等参加」できるような状態を可児市としてどうつくるのかということだというふうに思います。ですから、今ある施設で結構だと、僕は。改めて大きな施設をつくりなさいということを申し上げておるのではないんです。今ある施設の中で、少し手を加えるだけで、その気になりさえすればできることをぜひやってほしいと、こういうことを申し上げておるわ

けです。そういう点で、非常に今の答弁では不満です、正直言いました。

それから、あとの問題につきましては、非常に懇切丁寧な答弁をいただきました。感謝しております。ただ、3番目の団体等に対する問題については、今後も引き続いて御努力をお願いしたい。非常に努力につきましては感謝をいたしております。

それから4番目の問題につきましては、もう少し調査の上、改めてまた進めていきたいというふうに考えております。

以上で質問を終わりますが、福祉問題について、ちょっと市長の立場から、今のは福祉事務所長という専門家の立場ですけれども、僕は政治的、政策的な問題ですので、市長から答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 今、お尋ねになりました障害者の福祉の問題については、私どもも常々考えておるわけでございますが、なかなか一遍にできない面もございますが、今御提言のありました、今の施設でやれることは速やかにやるように努力をしてまいりたいと、かように考えておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（澤野隆司君） 以上で16番議員 大江金男君の質問を終わります。

続いて4番議員 芦田 功君。

○4番（芦田 功君） 4番議員 芦田 功でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告によりまして、次の4点についてお伺いをするものでございます。

一つ目の自治会未加入者に対する自治意識の啓発でございますけれども、実は先ほど大江議員が関連で御質問をされまして、なおかつ重複することもあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

可児市におきまして、総合計画における心の触れ合いと連帯感のあるまちづくりを標榜するこの可児市にあって、市民自治を営むための基盤づくりともいえるコミュニティー組織の確立は、今や重要な課題であると言えます。特に、人口急増の本市にありましては、居住歴の浅い市民が半数を超えておりまして、転入で20年未満の方が60%というような状況でございます。また、市外へ就労される方もその5割以上という現状でありますときに、いわゆる生活様式の変化や価値観の多様化による地域の中でも人と人との触れ合いが、あるいはきずなが生まれる機会は極めて少ないように思うわけでございます。こうした中で、市当局におかれましては、花いっぱい運動やら市民運動会を初めとして、こうしたコミュニティー施策、あるいは「広報かに」の配布、市政見学会の見学バス、そして市政懇談会などを通じまして、広報・公聴活動の充実に努められ、地域融和に向けて努力されていることは高く評価するものでございますが、昨今増加しております、先ほどの自治会未加入世帯に対するこうした地域での連帯をどのように図るかという問題についてお尋ねをいたします。

具体的に申しますと、現在の本市の総世帯数は約2万3,700世帯でございますが、「広報かに」の配布部数を見ますと、2万1,500、あるいは600ということでございますので、2,200世帯に及ぶ住民は広報や回覧文書を手にはされていないのが現状であろうかと思ひます。先ほど



2,200と申しましたが、実際には3,000近い世帯にも及ぶだろうとも言われております。特に、アパートやマンションに居住される方々が大半であろうと推測はされますが、こうしたことは行政施策が隅々まで行き届かないということにつながり、一部の住民が市や町内会の行事への参加機会を逸するばかりでなく、例えば自治会で管理しておりますごみの集積ステーションのマナー違反や、あるいは不法投棄といった形にもあらわれており、住民相互の連帯と自治意識についての住みよい生活環境を創造しようとする本市のまちづくりの大きな弊害となっているのが現状でないかと思うわけでございます。今後、このような自治会未加入の方々の地域活動に対する理解を深めるためには、広報や回覧などの全戸配布はもとより、自治会運営への積極的な参加がなされるための市としての組織体制の確立について、どのような方針で臨まれるかをお尋ねする次第でございます。

2点目でございますが、これは地域関連でございますが、今渡の派出所の位置づけ及び移転についてお伺いするものでございます。

美濃加茂・可児線、そして21号バイパスの4車線が一部供用開始されまして、また国道248号線の交差する新太田橋周辺、今渡駅周辺、また土田につながる地域で近年交通事情や犯罪はますます多様化をしております。管内の人口増加に加えて、交通事故もこの3年間で見ますと、63年に250件でございますが、そのうち人身事故は25件ございました。これは今渡派出所管内でございますが、それが3年目の平成2年度には何と316件、うち人身事故は42件と、その増加の一途をたどっております。そこで、派出所の役割と機能についてであります。地域の具体的な市民生活と密着し、住民生活を理解し、流れを把握し対応するには、現行の警察官が1人、また旧道となりました裏通りでは大変困難な状況となっております。将来的にも複数の派出所として目の行き届いた住民サービス、また多様化する犯罪や交通事故に対処できる機能が必要でございます。当地域住民の望まれている位置は、何といたっても主要幹線道路沿いの目立つところに欲しいという住民の声が一段とそのトーンが高くなってまいりました。そこで、具体的には名鉄の今渡駅東の大清水区画整理地内に今渡消防車庫がございます。その隣地には、市の所有地であります土地がございます。美濃加茂・可児線沿いでありまして、新設の248号線も交差する近くにありまして、移転先としては適地であると思っております。今後、県当局へのアクションも必要となりますけれども、いずれにしましても西は西可児派出所、そしてこの地区の今渡周辺の派出所、そして可児本署と、そして東は御嵩駐在所と申しますか、この東西につながる、いわゆるまちづくりの動脈としてかかわる治安維持のためにも、どうしても必要だと思うわけでございます。また、地域の市全体の問題と受けとめていただいて、どうか複数の今渡での派出所移転について、市当局の取り組み方、考え方についてお伺いするものであります。

第3点目でございますが、公共用地取得における対応についてでございます。

現在、可児市においては、東海環状自動車道、国道248号バイパスを初めとする国レベルの建設事業から、文化会館、ごみ処理場、ふるさと川などの主要プロジェクトがメジロ押しの段階であり、それぞれ主幹課及び土地開発公社にて、その対応に努力されていると思っております。

いずれにしてもこうした事業には、必ずつきまとうのが用地取得の問題でございます。近年の土地ブームによる地価高騰などを考えますと、広大な用地を取得することは大変な困難をきわめると思われまして、用地買収担当者の御労苦に敬意を表する次第であります。そこで2点ほど、御質問やら御提案を申し上げます。

まず第1点目でございますが、昨今の用地買収においては、金銭の売買よりも代替地を望む地権者が大半であるように聞き及んでおりますが、その場合、どのような基準で当事者の要望に沿った用地を取得され、それに充てられているのか。また、遊休地などを代替地に提供してもいいという地主の意向に対して、いわゆる公有地拡大法による先行取得はどのように対処しておられるのかということでございます。

また、計画道路やら施設計画の推進に当たっては、こうした代替地要望に対して所管の各課ごとの情報をそれぞれ交換をし、スムーズに情報交換をされまして、風通しのよい対応をされることと、要望に対し幅広くこたえていけるよう、必要な先行用地取得に対しましても積極的な姿勢で取り組んでいかれるよう望むものであります。

第2点目には、公共用地を買収される際に、国・県や市におきまして、また市でも担当課ごとに、いわゆる所管が異なると同じ地域であっても用地単価の差が生じるケースがまれにあるように見受けられ、市民からも特に農業従事者からの苦情や行政不信といった話が伝わっておりますが、今後こうした価格格差の是正にはどのような方針を持って対処されるのかお尋ねをいたします。

第4点目でございますが、愛知用水の管理敷地の利用についてお尋ねをいたします。

可児市内を愛知用水が縦断しておりまして、水資源としての社会的な水の役割、そしてそういう工業用水等を含めまして、御承知のとおり大変貢献しておられるわけですが、既に老朽化をしておりまして、水漏れ等もあるということで、工法を変えて全幹線改修工事が部分的に行われております。そこで、愛知用水にかかわる敷地は、水の流れる本線と管理用道路、そしてかなりの斜面、のり面が広くとってあるわけでございますが、このいわば可児市を通過しているだけの水路でありまして、川合、今渡、土田地区は特に何のメリットもない状況でございます。そこで、管理をしている水資源開発公団愛知用水事業所と本市が連携及び協力を持たれまして、水路及び管理道路とその斜面の利用方法として、いわゆる通学道路とか、自転車、サイクリング道、そしてまた遊歩道などの公園的な利用ができないものかをお尋ねしたいと存じます。

関連で、西可児地区では、用水の水の利用で親水公園としての利用がなされようとされておりますけれども、また愛知県でも東海市の方でその公園化構想が進行中、または実現しているやに聞いております。そうした水資源公団としても、地元への社会的な還元を含めて、要望をしながら、その対応についてお伺いをするものでございます。

以上、4点について御質問をさせていただきましたが、懇切丁寧な回答を期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 芦田議員の今渡派出所の改築移転についてお答えをいたします。

現在の今渡派出所は昭和47年に建設されておりまして、既に20年ほどを経ております。所轄区域も、今渡、川合でしたが、現在は今渡だけになっておりますが、当時としては、一施設においてその役割は果たされていたと思うわけでございます。しかし現在では、議員御指摘のとおり、地域の情勢も大きく変化しておりまして、現状に見合う複数制の派出所が必要であると考えておるわけでございます。可児市の管内では、かねて計画されておりました桜ヶ丘派出所が本年4月に開所しましたが、次は今渡派出所の改築が計画されているようでございます。そうした状況を踏まえながら、早期に建設に向けて当局に強く要請をしていくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

なお、位置につきましても、消防車庫の隣の土地は市の所有地でございますので、あの土地が利用できて建設が可能であるならば、警察当局と協議の中で決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（澤野隆司君） 助役 瀬瀬義昭君。

○助役（瀬瀬義昭君） 芦田議員の公共用地取得における対応について、お答えをしたいと思います。

まず第1点目の前段でございますけれども、どのような基準で当事者の要望に沿った用地を取得され、それに充てられておられるのかとの御質問でございますが、非常に常識的なお答えになりますけれども、まず同地目、同面積、また位置、環境ですね。また公共・公益施設等をまず基準としてつかみまして、原則はやはり等価交換をもって措置していくと、こういうことでございます。もちろん差のあるときには差額精算も伴ってのことでございますけれども、原則はやはり等価交換を原則にしております。

それから、後段の公拡法によるところの先行取得はどのような方針で対処されているのかということでございますけれども、これは二つございまして、まず一つは企業地、いわゆる街路等に予定されておる、将来敷地となる土地ですね。これを我々企業地と言っておりますけれども、こうした企業地を事業決定、事業認定前に取得するという場合は、やはり公拡法を利用して先行取得をしております。がしかし、今、ここでお尋ねの向きは、むしろ遊休地などの代替地提供者があった場合に、どのように対応、対処をするのかということであろうかと思いますが、御指摘のとおり、代替用地はかなりの量を今日的にはストックしていないと賠償は非常に困難をきわめます。したがって、私どもも可能な限りにおいてその適正なストックを持ちたいと、こういう努力をいたしております。その方法といたしましては、土地開発公社を活用すると。これは御存じのとおりでございますけれども、一定の議会で御承認をいただいた予算の範囲で、土地開発公社で対応をしていくと。そしてまた、御存じのように、別に土地開発基金を設定していただいております。公社対応となりますと、いわゆる金利が相当量加算をしていかなければならない。乗ってまいります。したがって、特に企業地等で、非常に長期にわたって先行的に持ったものを市で抱えてなきゃならないという場合は、長い間に金利が相当額に積もってまいりますので、方向としてはこの土地開発基金を有効に活用するというところで、認

定をお許しいただいております。そういう一つの方針、仕分けによって現在取り扱っております。独自の判断とか、あるいは直接事業化等が、いろいろな情報提供によって、あるいは情報収集によって、どうしても取得をしてもらいたいという依頼、この二つによって事は発生するわけですが、十分に現状を調査いたしまして、利用の可能性とか将来性等を十分考慮の上で価格調整をして、調整ができた場合に取得しておるのが現状でございます。

それから、2点目の公共用地買収単価の国・県・市、または市でも担当課によって異なる場合があるとの御指摘でございますけれども、現在、これも御存じのとおり、土地利用の目的が非常に特定地域に限定されている場合、これは市単独の公共施設ということになりますけれども、いわゆる陳情単価によって取得をさせていただいておる分がございます。これを除きまして、一般には市有財産価額審議会を現在設置しておりますので、ここで取得についても、あるいは処分についてもその単価を十分審議して、格差の生じないように、あるいは矛盾点の起きないように十分調整をとっておるという状況でございます。国・県につきましても、可能な限り、できる限りの情報を事前に得ることによって、市の買収単価との調整も努めて今は行うようにしております。ほとんどは、まず国・県の用地取得については、代替地を大抵はこの間に介在させざるを得ない面がございますので、そういう面ではいや応なしに国・県の用地取得作業といえども、市の価格調整とは絶対のかかわり合いを持たざるを得ないと、こういう現状でして、だんだんと現在はそうした矛盾点を消すような形に持ってきております。今後も引き続きそういうことで努力をしてみたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（澤野隆司君） 総務部長 山口正雄君。

○総務部長（山口正雄君） では、自治会の未加入者に対する自治意識の啓発についてという御質問でございます。

先ほど大江議員さんから、この点についていろいろ御質問がございましたし、お答えをさせていただきました。そのほとんどが重複する部分でございますけれども、自治会が地域コミュニティの醸成に果している役割は大きいということは、これは否めないところでございますし、自治会未加入者がこれからもふえていくということもこれは大変なことですし、こういったことは可児市のコミュニティの育成をする上で障害になるので、これについても大きな問題であるととらえております。しかし、こういった自治会は任意団体でございますので、加入についてもいろいろと問題がございますので、ひとえに市から入れという指導はなかなかしにくい部分もあるということも御承知のとおりでございます。しかし、市のコミュニティの一員として加入ということで、市民総参加ということが一つの条件でございます。住民参加がコミュニティの醸成については不可欠でございますので、こういったことにつきましては、自治連合会の常日ごろの検討課題で、会長さんたちはいろいろ苦心をされておられるような状況でございます。しかし、残念ながらまだ十数%の未加入者があるということでございますので、こういった面からこれから連合会の皆様方と一遍よく検討いたしまして、これらの方針について連合会独自のいろいろな動き、検討、そして方策も立てていらっしゃると思いますので、そういった面について十分市が全面的に協力できる部分について協力させていただいて、これなる発展

に努めていきたいということを考えておりますので、ひとつ御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（澤野隆司君） 建設部長 井藤實義君。

○建設部長（井藤實義君） 芦田議員御質問の愛知用水管理敷地の利用についてお答えさせていただきます。

質問の趣旨は、管理敷地を、例えば通学路とか自転車道路、また公園にならないのかというのが趣旨のようでございますけれども、愛知用水改修工事につきましては、議員も御承知のように、たしか昭和61年度から継続して行われておるわけございまして、改修につきましては、用水関連施設の利用につきましては、水資源開発公団と協議を進めておるわけでございます。その改修された中におきまして、今までに主に合併で仕事をしていただいたものにつきましては、川合地内におきまして、2本の橋のかけかえと同時に拡幅工事をしていただいたわけでございます。それで、また今渡地内におきまして、御承知のような広見・土田線の橋になる部分を先行的にやっていただいたということで、整合を図ってやっていただいております。また川合地内におきまして、管理用道路を約750メートルぐらいでございますけれども、市民の方が利用できるように御協議しまして、平成4年度に整備を図ってまいりたいと思っております。それから、先ほど御質問の中にも出ましたですけれども、昭和63年度から進めております西可児の土地区画整理事業の中にも愛知用水が通過しておるわけございまして、ここの用水利用を図りまして公団と折衝した結果、用水路改修時点におきまして、開渠の部分を箱型にいたしまして、その上の土地利用を図るということで、面積にいたしますと約9,670平米という膨大な土地でございますけれども、これを公園、ないし緑道として計画しておるわけございまして、また公園内にはせせらぎというものを設けまして、その水につきましても、現在流れております愛知用水の水を利用して、また返すというような改修を図っていきたいという計画になっておるわけございまして、また今後におきましても、市といたしましても、利用できる部分については、交通上特に水路でございますから、安全というものを基本といたしまして、できるところから検討、協議を進めてまいりたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

〔4番議員 挙手〕

○議長（澤野隆司君） 4番議員 芦田 功君。

○4番（芦田 功君） ただいま親切に御説明いただきましてありがとうございました。

ただ、自治会加入の件は、もう既にたくさんお話をいただきましたが、市民サービス、行政サービスの観点から申しますと、やはり連絡所の受け入れ態勢の問題がちょっと気になるわけでございますが、例えて申しますと、久々利の世帯数が479軒に対しまして、例えば帷子支所管内は6,093軒と。この中で所員数は、久々利は、正職員ですけれども、支所長と事務員さんで2人、あとパートということですが、帷子は3人だと。今渡の連絡所で見ますと、今渡、川合、下恵土という、こういう広範囲なところで4,700世帯あるわけですが、ここも2人で対応していると。あとはパートということですが、行政サービスという面で考えますと、

こういった面での文書配布等につきましての施策ですか、こういったことで今後検討をお願いしたいなど、こんなふうに思います。

それから、今渡派出所移転につきましては、市長が先ほど明快にお答えをいただきましたが、警察官の受け持ち率というのは、1人で受け持つのが800戸だそうでございます。この軒数を見ましても、当地域は本当に1,800戸近くありまして、大変治安維持に1人の警察官ではなかなか守りはしていけない状況にございますので、今後努力をしていただきまして、できるだけ早期に御検討をお願いしたいと思っております。

また、愛知用水の敷地利用につきましては、昭和60年ごろに、いわゆる改修工事は61年からでございますので、改修工事着工前の市と公団に対しての照会ですか、要望というのが出されて、その回答があったように聞いておりますが、その内容に沿って、また今後地域としてそのような話が具体化、要望として出ましたときには、ひとつそういう当時の照会の内容もあわせて御検討いただきながら、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤野隆司君） ただいま再要望について十分御配慮をいただくということで、4番議員 芦田功君の質問は終わります。

以上で午前の部は終わります。午後は1時から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後0時00分

---

再開 午後1時00分

○議長（澤野隆司君） それでは、休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

7番議員 村上孝志君。

○7番（村上孝志君） ただいま議長にお許しをいただきましたので、7番議員 村上孝志、3点ほど御質問させていただきたいと思っております。

まず第1点でございますが、外国人居住者対策についてお伺いいたします。

現在、当市には11月1現在、ブラジルの日系2世、3世の868名を初め、韓国、朝鮮の289名、その他14カ国から1,206名の外国人が居住してみえます。その中でも、特に労働力不足に悩む各企業が貴重な人材を確保するために採用した長期ビザ取得可能な日系ブラジル人の増加は御案内のとおりでございます。ところが生活慣習の違いから、ごみ処理を含め、各種の問題点が生じてまいっております。ごみ処理関係につきましては、ポルトガル語で書いたパンフレットを作成していただき、ルールを守ろうとするけれども、やり方がわからない。皆さん方に理解していただくために、雇用業者やアパート経営者、また各連絡所でパンフレットを作成していただき、効果が上がっているのは御承知のとおりでございます。また、増加するドライバー対策については、可児警察署により、交通ルールやマナーを理解させ、安全運転や事故防止に寄与するよう法令講習会なども開催されております。新聞にも掲載されましたように、ポルトガル語による、このようなものですが、これはまだつい最近出たばかりでございますけれども、

セーフティガイドを作成し、対応しているのも現実でございます。車社会日本での標識や規則を理解させ、納得させ、また効果が期待されてもおります。しかし、一番問題になるのは子女の教育問題です。日本にお金を稼ぎにきている皆さん方にとって、子供の養育が悩みじゃないかと思っております。家族持ちですと、奥さんがパート勤務でも少しでも稼ごうと思ってみえるのではないのでしょうか。私自身、家内がパートに勤めておりますが、苦しい家計を助けるがために女性の力をおかりしているのが現実でございます。そこで、未就学児童に対しましては、そのような母親の働く場をつくっていくがためにも、保育園、また幼稚園、各種施設を利用させ、我々日本人も、週休2日制が定着しつつある現在、自由にこのような施設を利用できるような制度づくりは考えられないものかと思っております。また、学齢期児童の教育につきましても、11月15日現在、土田小に4人のほか22名の日系ブラジル人が市内の学校に通っております。国際人権規約によりますと、外国人国籍者は、その父兄から申し出があった場合のみ就学させるということになっているようでございます。親の都合で、学齢期に達しているながら、学校にもまた幼稚園にも行けない現状を、同じ血を引く私たち日本人としまして非常に残念に思う次第でございます。適応学級や主婦の巡回指導のほか、このような児童に、日本の中でもこの可児市に来てよかったと思えるような体験を与えてやるために、行政、派遣会社、また企業と連携をとりながら、就学要請と実現に向けて努力、検討を続けていただきたい、このように思う次第でございます。

11月18日、朝日新聞の切り抜きでございますけれども、「心の過疎対策に国際交流」というようなことで、このような記事が掲載されておりました。これは郡上郡八幡町のことでございますが、人口の過疎より心の過疎が進むのが怖い。住民が喜び、安心感を持てるような心の状況が欲しいというようなことで、2ヵ月間のホームステイとまちの文化施設を使って、週5日間、1日4時間、日本語の集中講座を開いて、外国人と接触したことがない家庭がホームステイにより国際感覚を身につけていく。そのことにより、「教育の国際交流に見られるような一方的な教育超過の流れを、自治体が相互交流に変えられるか」と結ばれておりました。私たち可児市では、現在わざわざ外国人を招く必要はございません。相互交流を行うには絶好の機会といえると思います。現代は国際化の時代と言われていますが、国際社会になれていない私たちは、同じ一市民として国民相互の理解とコミュニケーションを図ることが重要な課題であると思っております。現在、建てかえ、また統合の目的でしょうか、市営住宅が一時入居を制限している箇所も見えるようでございますけれども、住宅問題などにも苦慮している彼らにとって、一定期間の貸与を図るとか、市民との交流の場づくりに努めるとか、生活環境の向上を図り、互いに数多くの友人と楽しかった、また再度行きたいと感じられるような可児市での生活を送れるよう、そのような環境をつくっていききたいものだと思っております。

2番目に難視聴地域対策でございます。

当市は、丘陵地、また入り組んだ地形との関係で、難視聴地域でございます。これまでも対策が論議されております。先議会で、亀谷議員が質問の中でもやっておりましたけれども、サテライト局の誘致については困難な問題も多く、関係市町村、関係機関、民法、NHKなど

と継続して実現に向け働きかけていくというような回答をいただいております。また、CATVについても、地域情報化を進める有効な手段として着目しており、技術から見た面と概略設計による事業費、経費の見込みなど、いろいろ調査を行っているという回答をいただいております。もう皆さん御承知のように、12月7日号の可茂ジャーナルに「CATV申請の準備」との見出しで990万円の予算を計上されたと記載されておりました。そこで、この予算990万円は、サテライト方式、CATV、双方の調査・検討費用であるのか、それともサテライト方式、またはCATV、いずれか片方のみであるのかお伺いしたいと思っております。

有線テレビ放送（CATV）は、地域情報の有効な手段として市民参加による手づくりの自主放送により、多彩な番組を提供できるものであり、全国では既に79局が第三セクター方式で開局しているとのことでございます。また、免許申請、それはもう115局に及んでいるとのことでございます。ただし経営の採算を考慮すれば、低料金で受信料を安くする。また、加入者数、エリアを広くしなければならぬと思っております。現在、可児市では既に13、ないし14地区で共同受信システムを採用しているそうでございます。それが何千世帯になるのかお尋ねしたいと思っております。2万44世帯のうちに、採算ラインと言われております1万5,000ないし2万世帯は確保の可能性はあるのでしょうか。一昨日、10日でございますが、開催されました地域情報化研究懇談会で、事業費や普及率の算出報告が提出されたと思っておりますが、その結果はいかがだったのでしょうか。いずれにいたしましても、平成元年8月18日から9月10日までに2,750名を無作為抽出で市民調査を行った「このまちを愛していますか特集」の中で、「この可児市にずっと住み続けたい」が49.1%、「どちらかというとも住み続けたい」この方が25.1%、計74.2%の方がこの可児市を愛し、これからも先もずっと住み続けていきたい、生活し続けていきたいと思っておられると思っております。私もそのうちの1人でございますが、不満な点は、この難視聴地域であるということでございます。今でも、私帷子地区の愛岐ヶ丘に住んでおりますが、確かに受信状態、これはラジオを含めて非常に悪うございます。特に、先回の質問の中でも出てまいりましたように、国道41号線沿いの犬山市側の方でございますが、あそこに旭ヶ丘団地というのが今造成計画というようなことで、長坂、若葉台、鳩吹台の一部に、本当にただでさえも見にくいという現象が生じているそうでございます。このような観点からも、できるだけ早い時期にCATV、あるいはサテライト方式の実現を早急に願うものでございます。

最後に、可児市の将来像について御質問させていただきます。

交通アクセス、主にバス路線などございますが、現在、都市計画道というようなことで、この可児市内におきましても基盤整備など順次進められておりますが、将来、例えばバスが走るような場合の路線、ないしはバス停など考えていただいているのでしょうか。総合的な都市交通、交通アクセスとしての観点からトータルの都市交通システムを考えていただきたいと思っております。また、交通信号の問題です。こちらの方は毎回といいますか、県側の持ち分といいますか、管轄であるというようなことで、非常に難しい部分もあるかと思っておりますが、現在、交通信号機の設置基準はどうなっているのか。また、現実にも何が何でもつけてほしいと言われるような交通信号の箇所は何か所ぐらいあるのでしょうか。また、住宅団地建設の問題



でございます。10年後には可児市の人口は約13万人ぐらいにはなるだろうと想定されております。住宅団地、可児市都市景観基本計画策定のための調査報告書、こちらの方を見ますと、臯ヶ丘、また桜ヶ丘、続いたあの地域、それに清水ヶ丘、工業団地をちょっと外れた奥の部分、あそこに住宅団地構想があるようでございますが、それだけの箇所であと5万人収容可能なのでしょうか。緑と潤いのある可児市づくりのためにも、計画的に、また安らぎと潤いを与えるような可児市づくりのために、このような点も考慮し、可児市の将来展望を図っていただきたいと思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 村上議員のまず第1点の外国人居住者の対策についてお答えをいたします。

未就学児童の問題でございますが、10月現在でブラジル籍の児童・生徒の数でございますが、学齢前の零歳から6歳までが29名、そのうち保育所・幼稚園に入っておるのが13名でございます。それから、学齢該当者の7歳から15歳が37名、このうち小学校に18名、中学校に5名在籍いたしております。未就学が14名でございます。希望があれば、可能な限り日本の子供と同様に受け入れるよう努めておるところでございます。ただ、学校制度の違いがありまして、義務教育についても州によって違うようでございますが、小学校4年までとかというような制度もあるようでございますので、そうしたことから希望しない場合もあるようでございます。補助制度については、日本の子供と同様に扱っておりますし、他市に先駆けまして土田小学校には適応学級をつくっておりますし、そのほかの小・中学校は訪問指導を実施しておるところでございます。

就学要請については、国際人権規約に基づきまして、希望があれば全部受け入れるようにしておるわけでございます。希望の有無については、住民登録時に市民課の窓口において、市としての受け入れ態勢を説明しまして確認するようにしておるわけでございます。この場合、希望する者、後に希望を申し出る者など、対処はそれぞれまちまちのようでございます。家庭事情やブラジルとの教育制度の違いなどから、全員が就学を希望しないというような面もございますが、できるだけ希望を受け入れて就学を奨励していきたいというふうに考えております。

次に、住家の確保についてでございますが、現在、可児市に登録居住してみえます外国人の多くの方は、就労を目的とした単身者及び家族世帯ではないかと考えております。こうした就労者を目的とした住家の確保につきましては、軒数を調査いたしましたところによりますと、企業が直接雇い入れた雇用者等については企業の責任において住家が確保されており、また人材派遣会社等により臨時的に雇用している方については、派遣会社により確保されているとのことでございます。なお、市営住宅や雇用促進住宅の入居につきましては、所得制限や保険資格などの入居資格が該当すれば入居申し込みをすることができますが、現在のところは空き部屋がなかなかありませんので、入居が難しい状況でございます。その他、市独自での住居のあっせんなどにつきましては、国・県におきまして何ら対策が講じられていない現状では、対応が非常に難しいと考えておりますけれども、今後国・県において適切な指針、あるいは指導が

あれば、その指導に基づいて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、急増している外国人移住者と地域住民とのコミュニケーションを図る上で大きな壁となっておりますのは、言葉と生活習慣の違いでございます。このため、ごみの問題を初め、お互いの意思の疎通ができないために、地域住民とのトラブルも発生しております。こうした問題を解決していくためには、彼らが生活する地域社会において、まずそれぞれの生活習慣の違いを認識した上で、お互いが可児市民として認め合い、助け合い、相互理解を深めていく必要がございます。市といたしましても、「広報かに」12月1日号にも特集として、特に日系ブラジル人の方々の日常生活の様子、あるいは考え方を掲載いたすとともに、日常会話の糸口となるよう、ポルトガル語の会話集を掲載いたしました。また、ごみ収集のポルトガル語のパンフレットを作成し、正しいごみ出しのルールの周知を図っておるところでございます。私どもは、特に地域の日常生活においては、今まで外国人と接する機会はほとんどないために、地域の方々には戸惑いも多いかと存じますが、しかし広報にも掲載いたしました。1杯のコーヒーから移住者の方々と地域の方々との間にコミュニケーションの輪が広がり、相互理解を深められた例もございます。皆様の御理解をいただき、同じ可児市民として心の触れ合うまちづくりを今後とも推進してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解を賜りたいと思いません。

○議長（澤野隆司君） 助役 瀬瀬義昭君。

○助役（瀬瀬義昭君） 村上議員の難視地域対策についてお答えをいたします。

まず1点目の対策の現状でございますけれども、御存じのように、本市の南部丘陵地、そしてまた平坦部におきましても都市化現象によって、部分的局部的に非常に難視地域が拡大してきておると、こういう状況は御認識いただいての御質問だと思います。市としては、自然地形上、テレビ電波が届きにくい地区で30戸以上まとまって共同受信施設を設置される場合には補助金を出しております。これは、県にもその制度がございまして、難視聴解消対策としての制度でございますけれども、1世帯当たり県費2万円、市において2万円、合わせまして4万円の助成を今しておるということでございます。現在、御要望のあるところもございまして、今年度分も含めると、そうした施設は現在市内に6カ所になろうと、こういうことになっております。また、個別の共同受信施設への補助とは別に、御質問の中にありましたように、サテライト中継局の設置、そしてCATVの開設へ向けて現在努力しておるという状況でございます。

2点目の調査費用計上の審議でございますが、御存じいただいておりますように、当該年度に予算をいただいております。CATVにつきまして現在その市場調査として受信状態等も含めて、アンケート方式による調査をこの秋実施したところでございます。この市場調査を踏まえまして、事業化に対する事業収支予測調査も現在行っております。ほぼそれが最終段階に来ております。過日、設置していただいております可児市地域情報化研究懇談会におきましても、その報告をし、御検討いただいておりますのでございます。金額的には、御存じのよう

に約 1,300万円予算計上させていただいております、この経費でもって専門機関に委託をして現在行っておるという状況でございます。御指摘の可茂ジャーナルに載りました記事は、これは取材活動によつての記事でございます、私どもが公式発表した記事ではございませんので、若干お受け取りになつたニュアンスは現況とは違つている面がございます。がしかし、大筋としてはそういう方向で、私ども一日も早くも申請ができるような形をつくつていきたいというふうには思つております。

それから、3番目の共同受信システム設置区域との関連につきましては、現在、市で把握している共同受信施設は全部で18カ所に及んでおります。世帯数で約 3,800世帯です。これらの地区では、良好なテレビが有線によつて見られるわけでございます、中には御存じの桜ヶ丘ハイツのように団地全体が共同受信のシステムをつくつておられるところもあるわけです。共同受信施設をつくる場合は、桜ヶ丘、虹ヶ丘は別として、通常、自治会などで組合をつくつていただきまして、その建設から運営を行つていただいておりますということで、先ほど申し上げましたように1世帯当たり4万円の補助を県・市でもって出していただいております。しかし、それにしましても個人の経費負担、これは工事費がほとんどでございますけれども、聞くところによると15万円前後の負担になるということでございます。したがつて、どこの地区でも、だれでも簡単にこのシステムをつくるということは難しい面が、そうした費用負担の面からもあるようでございます。したがつて、市としてはサテライトの融資とか、CATVをこれは何とかして進めなきゃならんと、こういうふう理解して、御存じのように進めさせていただいております。

また、共同受信施設をつくる組合に対しましては、CATVのこともございますので、その仕様に合つた規格の配線をしていただくような要請も、今後、設置要望されて設置に向かわれるところにはしていきたいと。要するに、将来CATV設置がかなつたときに、全く配線が無効になるということにならないように、ある程度CATVの内容も固めてまいりましたので、そうした面に沿つて御要請を申し上げたいと、こんなふう現段階では考えております。

それから、4点目の、サテライト方式かCATVかということでございますけれども、いわゆる難視聴解消ということにおきましても、どちらも全く同じだと言つておられるかと思つております。がしかし、私どもが実は今職員間でつくつておりますニューメディア研究会等でいろいろ検討してきておりますのは、いわゆる地域情報化計画を策定して、より内容の深い、幅の広い、将来に向けての情報化計画、それをベースにしてCATVをとらえておるという面がございます。したがつて、CATVの現在第3世代と言われておまして、双方向性機能等を持ちました都市型CATVというふう別名と言われておりますけれども、多機能な双方向性のCATVを目指さざるを得ない、目指さなくてはならないと、こういうこととらえております。サテライトは、御存じのように既存のテレビ局からの地上波を再送信するというものとは、そういう意味で質的に全く違つたというとらえ方をしております。したがつて、サテライトがあるからCATVは要らないとかということにはとらえておりません。追つて所管の委員会に、ニューメディア研究会を通して行つてまいりました中間報告をいたしておりますので、現段階で

のほぼ最終段階に近い状態での御報告を申し上げ、また過日懇談会で御検討いただいた内容を、そしてその結果をまとめて資料とともに所管の委員会に御報告を申し上げて、そして今期定例会の最終日においております全員協議会で皆さんに逐一御説明、御報告をすると、こういう考えでおりますので、本日ここで資料を御提示もいたしておりませんし、そういうことでひとつ詳細にわたっての説明はお許しをいただきたいと、こんなふうに思います。したがって、結論はサテライト方式かCATVかということで私どもは選択をしているということではなくして、CATVはそうした広い意味でとらえて、早くから取り組んできておるということと、サテライトは、その後ある民間の情報によって、そんないいことならばということで行政としても取り組んできたということでございまして、現在、その双方とも進めております。ただ、サテライトにつきましても、私どもがこれまで電監、あるいはNHKを初め放送局にいろいろな形でアタックしてきている段階としては非常に難しいということです。これは、まず再更新施設の統廃合という問題もあります。それから、関係地域の自治体間の調整が必要でございまして、それから、さらに建設負担が、当初私どもは要らないというふうに聞きましたけれども、実際はそうではなくして、設置費用の相当額の負担が必要であると。したがってこの負担も、関係自治体間の調整に合わせて負担の割合等も調整していなかなきゃならないと。非常に難問がたくさんございます。今現在、私どもの判断として、非常にこれは困難な段階だなど。何とかしてクリアできるのであれば、CATVはCATVとしてやりたいと思っておりますが、しかし繰り返しますと、非常に困難だということで、それだけにCATVの方を早く進めて、何とか市民の皆さんにもおこたえすべきではないかと、こういうふうに考えております。この経費面の関係とか、市民の皆さん方のいろいろな直接的な御負担、こうしたことについては、追ってまた資料等によって御説明申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（澤野隆司君） 総務部長 山口正雄君。

○総務部長（山口正雄君） 第3点目の可児市の将来像ということで、3点の御質問がございました。

第1点は、交通アクセスということで、特にバス路線についてのお尋ねだと承知しております。確かに交通機関といたしましては、総合計画にも書いておりますように、都市間交通については、鉄道、バス等の輸送機関を、いろいろな交通体系を充実していくことをうたっております。確かに市内の交通機関はバス路線が主体となっております。東濃鉄道、名古屋鉄道により、主に住宅団地と主要駅を結んでおるような状況でございまして、いわゆる鉄道とバス路線の接続の悪さが若干ございまして、それに加えて一定運行回数、あるいはさらにはモータリゼーションに伴いまして利用効果の低下を招いていると思っております。しかし、拠点駅を中心といたしまして、商業施設の集積、あるいは公共施設の整備等、市街地形成が活発になっております現在でございまして、中心部への交通アクセス整備が重要な課題となっておりますことは十分市といたしましても承知いたしておりますし、現行路線の確保、あるいは新しく新規路線の拡充、鉄道の一体的運用についても、たびあるごとに各事業所、いわゆる名鉄、東鉄さ

んをお願いをしておるところでございます。これにつきましては、議員さんにもいろいろ大変お世話になっております。ありがとうございます。したがって、今後も駅を中心といたしました循環バスの開設等に向けて、両鉄道に対し、さらに検討するよう要望いたしながら、これからも仕事を進めていきたいと思っております。

それから、二つ目の交通信号の件でございます。

交通信号の中でも、特に交差点の信号機の設置ということだと存じております。いわゆるこの事業につきましては、県の交通安全協会の所管でございます。県の予算で対応しているのが現状でございますけれども、しかし、これらの施設を設置する場合のいろいろな問題がございます。やっぱり道路の改良とか用地の取得、そういったものもこれに付随して関連してまいります。がしかし、これにつきましても関係者の方々に大変御協力をいただきまして、現在可児署管内では毎年四、五カ所を設置されているように報告を受けております。ちなみに、全県下では年間約35カ所くらいが設置されているという報告も受けております。幸い、可児署の場合は、当管内では毎年四、五カ所ということですので、全県下に比べますと、警察署は全県下で25署と承知しておりますが、平均年 1.4カ所ぐらいしか設置されていないということですから、それに比べてみますと、この管内はかなりたくさん設置されている状況のようでございます。いずれにしても、まだ当市についても約10件ほど担当の方に要望が上がっておるようでございますが、これは順次道路事情等もいろいろ検討しまして、県の方に強く働きかけていこうということで担当の方は準備をいたしておるようでございます。

それから、3点目の住宅団地建設計画でございます。

平成3年3月に策定しました第2次の総合計画の目標年次であります平成12年の人口は、おおむね11万人と想定いたしておることは御存じのとおりでございますけれども、この数値は過去の自然増加、あるいは社会増加を勘案いたしまして、統計的手法によって設定したものであることは既に御承知のとおりでございます。この数値を裏づける当面の主な住宅建設計画につきましては、現在工事をやっております桜ヶ丘の住宅団地、これは2,200戸ほど計画があるようでございます。それと、北姫での住宅団地、これがいわゆる南部開発と申しておりますけれども、これが約400戸。これが今後の大きな住宅団地の予定になっております。もちろん小さな10戸、20戸、100戸というのはまだこれからもできてくるかもしれませんが、今のところ大きなものとしてはこの二つでございます。なお、中間年次であります平成7年の人口は9万6,000人と当市では想定をいたしておることも御存じのとおりでございます。そんなような状況を御報告して、終わります。

〔7番議員 挙手〕

○議長（澤野隆司君） 7番議員 村上孝志君。

○7番（村上孝志君） いろいろとありがとうございました。

その中でも特に、まず第1点目の外国人居留者といえますか、労働者の関係の子弟の就学につきましては、可児市においても希望があれば随時受け付けていただけるというようなことで、うれしく思います。「広報かに」の12月号を見させていただきましたが、その中で、特に持ち家

といたしますか、住居のことが皆さん方にとっては一番不安といたしますか、不満みたいなふう  
に感じ取りました。その中であって、先ほども少し質問をさせていただいたわけなんです  
が、市営住宅、今、建てかえなどの関係ではっきりしたことはわかりませんが、地域の方  
々では、私の地元ですと三ツ池住宅、あそこは新規採用は停止しているというふうな  
ふうに伺っておりますが、どうなんでしょうか。もし、そうであるならば、新規に  
また建てかえるというようなことが実際に行われるのであれば、現時点から新規に開  
拓されるまでの間、一定期間を置いて御利用いただくという方法もあるのではない  
かと思えます。

次にCATVの関係でございますが、今伺っていたして、いろいろとありがとうございます  
でございます。御検討いただいているようでございますが、特に今回の予算の関係、  
950万円じゃなくって1,300万円ですか、この件でございますが、こちらはサテ  
ライト方式ではなくって、CATVの方の関係の調査であるというふうで、わかりま  
した。その中で1点でございますけれども、サテライト方式があるからCATVは必要  
ないというのではなくって、じゃあ今度はその逆で、CATVがあるからサテライト  
は要らないんじゃないのかという論議も出てくるんじゃないかと思うんです。で  
すから、いずれにせよ、やはり今回調査もしていただいたみたいですので、早急  
に双方ともに進めていただきたいなど、このように思えます。

次に、最後の方でございますけれども、今の交通信号の関係です。本当にほかの24  
署ある中で、可児市の場合は年間4ないし5ヵ所建設していただいているというこ  
とは非常に喜ばしいことでございますが、反面、この車社会、また事故も多い割に  
しては、いくら市の関係ではない、県の交通安全といたしますか、そちらの方の管  
轄であるとはいえ、やはり年間24ヵ所しか設置できないというのは問題じゃな  
いかと思えます。やはりこの点、今、御回答いただきましたように、強力に増設  
の方を要請していただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（澤野隆司君） 建設部長、三ツ池の今後について。

○建設部長（井藤實義君） 三ツ池団地につきましては、今ちょっと手元に資料を持  
ってきておりませんし、事務局の方でちょっと調べておるわけでございますけれど、  
考え方といたしましては、あの団地は建てかえを計画しておりますもんですから、  
新規の方は加入を御遠慮していただいておりますと私は記憶しておるわけござ  
いまして、今そのうち、どのくらいあいているかどうかにつきましては、今ちょ  
っと調べておりますから、後刻御報告させていただきますということで御了解  
していただきたいと思えます。

○議長（澤野隆司君） よろしいですか。

○7番（村上孝志君） 今、たまたま三ツ池団地のことで御質問させていただいた  
わけなんです、くどいほど申し上げますけれども、日系二世の方々が就労して  
みえていますけれども、持ち家にどうしても不自由しているということでござ  
いますので、三ツ池に限らず、特に居住者の多いと言われております土田、今  
渡、川合ですか、あそら辺にもやはり同じような住宅団地があるかと思え  
ますので、そちらの方もあわせて御検討をお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（澤野隆司君） 以上で、7番議員 村上孝志君の質問を終わります。

続いて21番議員 松本喜代子君。

○21番（松本喜代子君） 21番 松本でございます。

発言のお許しをいただきましたので、大きく2点に分けて質問をさせていただきます。

第1点ですが、学校5日制の導入の動きと問題点です。学校5日制の導入は子供の学習と生活を初め、教職員の仕事や暮らし、ひいては国民生活全体にも大きな変化をもたらすものです。既に文部省の調査協力校として実施をしている学校があるだけに、広範な父母の関心事となっています。12月1日の中日新聞の報道で見られましたが、恵那のPTA連合会が研究大会を開いた中で、5日制に対する不安の声が聞かれたというような報道もしております。この学校5日制の問題は、あくまでも子供と教育の立場に立って検討されなければならないと思います。そのための諸条件の整備というのがたくさんあるわけですが、諸条件の整備は不可欠なものです。学習指導要領の見直し、教育過程の問題、教職員定数改善、塾や教育産業、部活動の問題や社会教育、また文化・スポーツ施設等の充実改善など、たくさんあるわけですが、ここでお尋ねしますのは、殊に休業日における自由で安全な活動の保障についてでございます。

一つとして、学童保育、図書館、公民館、児童館、今、児童センターが桜ヶ丘で建設中ですが、こうした施設、子供の必要に沿って整備をすること。また一つには、校庭、プール、体育館、図書室の開放など、また空き教室もあるわけですが、そういう空き教室の利用など、校内施設整備の利用しやすい方法の検討を進めること。一つには、子供の安全な生活と活動を保障するために、指導員など必要な専門職員を配置する。これは、ほんの条件整備の一部ですが、今から検討していくべき課題であると思うわけですが、どのような検討がされるでしょうか。

2点目ですが、ごみ問題、「社会的リサイクルシステムの確立を」の提案をさせていただきたいと思うわけです。

今、回収された一升瓶の一部が再利用されずに割られている。これは12月8日の赤旗の新聞ですが、名古屋市の身障者の通称授産施設、こういうところでその一升瓶の一部が分別されたものが割られているというような記事が載っております。そして、NHKの朝のテレビで、12月9日には、四日市の資源リサイクルセンターの状況などが報道されていたしました。鉄価格の暴落で業者が廃業に追い込まれているというようなことです。また一つには、今、学校の廃品回収で瓶類、缶類の収集がされなくなってから久しいわけですが、こういう状況があります。そして、酒屋さん（小売）は、お客さんへお酒を配達しますと、空き瓶は片づけさせてもらいますと言われるわけですが、その空き瓶は地元のお酒をつくる酒造もとはこの空き瓶を使われる傾向が強いです。しかし、大手は集めに来なくなっているということで、こうしたところはまだよい方で、お店によっては全く回収してもらえずに、自分とこの敷地内に積んであると。大変困っているという、そういうお店屋さんもあるというような状況です。それで、再利用できる瓶が余っているにもかかわらず、新しい瓶が1億本近くつくられているようです。これはリサイクル問題に詳しい中京大学の中川タケオ教授という方がこの赤旗の記事の中で語っておられるのですが、回収だけでなく、回収した後の再利用まで含めたリサイクルシステムをつくるのが必要だ。とりわけ、企業に対しては再利用できる一升瓶が余っているのに、新

しい瓶を使ったり、再利用できない使い捨て瓶をふやし続けておって、こうした企業の採算主義に対して国や行政が一定の規制をする必要があると、このように問題を指摘しておられます。行政は、ごみ処理をするだけでなく、企業に対して声を上げるときではないかと思うわけです。

また、放置自転車のことも、これは一升瓶とは違うわけですが、放置自転車は最終的にはごみとして処分されております。これをリサイクルできるシステム、こういうものを確立してはいかがでしょうか。この点についてのお考えをお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（澤野隆司君） 教育長 渡邊春光君。

○教育長（渡邊春光君） 松本議員の学校週5日制の問題につきましてお答えを申し上げます。

学校週5日制につきましては、新聞報道等で市民の皆さんの関心を集めているところではありますが、この実施につきましては、現在のところ文部省として正式に決定しているわけではありません。現在のところ、全国の9都道府県16地域68校を研究協力校に指定しまして、その試行を通じて得た情報をもとに協力者会議で検討がなされておるところでございます。当岐阜県におきましても、岐阜市、郡上郡の2地域で9校、幼稚園も含めて、指定になって、その試行を行っておるところであります。やがて、本年度中にはその検討の結論が出てくるものと思っておりますが、いずれにいたしましても、いつから、どんな形態で、あるいはどんな方法で実施するかということは別といたしまして、実施に向けての方向で今後進んでいくことは間違いないことだというふうに思っておりますので、御指摘のように、これからどう対応するかという検討は必要であるというふうに考えております。

その点、現在のところでございますが、県の教育委員会を初め各市町村の教育長会、あるいは小・中学校の校長会等いろいろな機関・団体においてその対応についての検討を、あるいは内容の研究を進めておる段階でございます。

この際、ぜひ御理解をいただきたいと思っておりますので、既に御承知かもしれませんが、学校週5日制の趣旨について申し上げておきたいと思っております。

国におきましては、臨時教育審議会が3カ年にわたりまして論議しました中に、この学校週5日制の問題も含まれておりまして、昭和62年の8月10日にその最終答申がございましたが、その中で次のように述べておるわけでございます。学校週5日制は、一つとしては家庭・地域の教育力の回復、活性化を図るために必要であると。二つ目には、教育機能のバランスをとるためにも必要であると。三つ目には、学校の負担を軽減する意味合いからも必要であると。学校週5日制が出てきたもとに関連すると思っておりますが、四つ目には、週休2日制への社会の動きとの関連で必要であるというふうに臨教審の中で言うておりまして、子供を地域に返すことにより、地域や家庭生活の充実活性化を図るためにも、学校週5日制が必要であると結論づけておるわけでございます。

これに関しまして、各種団体等から意見聴取をしたわけでございますが、その一、二を拾ってみますと、社会経済国民会議とか、あるいは教育問題国民会議等の団体の意見を聴取しておるわけでございますが、学校週5日制を積極的に支持して、次のように言うておるわけであり



ますが、子供たちが、学校による時間と場所の拘束から解き放されて、心行くまで主体的におのおのテーマを追求する機会として積極的に活用すべきであると。子供たちが学校を離れて、自然観察、社会施設・企業・工場の見学、地域研究、勤労体験、テーマ学習、スポーツや芸術に打ち込む等、多様な試みに向けて活用されるべきであるというふうに述べておるわけでございます。以上のような経過の中で、学校週5日制は段階的に実施されることが予想されるわけでございます。先ごろ自民党の小委員会で提案されたこともありまして、文部省の方の意見といたしましても、来年度から、この時期は確定しておりませんが、月1回の土曜日の休業に向けて前向きな意見が述べられておるわけでございまして、そういう段階に沿った実施が予想されますので、市の教育委員会といたしましても、国の動向を見ながら、子供たちが自主的に休業日を活用して、学習や活動の内容を選択し、みずからの生活を充実した形で送ることを前提にして検討していかねばならないと思っております。なお現在、各学校に対しましては、来年度月1回の土曜日休業の場合を想定した教育課程の編成、特に週時間割りの上での工夫について検討するよう指示をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（澤野隆司君） 民生部長 小池勝雅君。

○民生部長（小池勝雅君） それでは、続きましてごみ問題についてお答えしたいと思います。

まず最初に、大変議員を初め議員の皆様方からごみ問題に関心をお持ちいただきまして、いろいろアドバイス等御教示賜りまして、まことにありがとうございます。また、市民におかれましては、焼却場等の修理等で御迷惑をおかけしておる中、御協力を賜りましてまことにありがとうございます。この席をかりてお礼申し上げたいと思います。

さて、ただいま御質問ございました社会リサイクルシステムの確立をという御提言をいただきましたので、お答えしたいと思います。

ごみについては、御指摘の瓶のみならず、缶等のリサイクルを基本にした対応を考えていく必要があるというふうに思っております。そこで、生ごみの堆肥化、あるいはプラスチック、いろいろございますが、そのプラスチック類の油化還元、すなわちそのプラスチックを油にして使おうというようなリサイクルもございますので、そうしたことによって、ごみの減量化を図っているところもございます。ただし、これをやろうとすると、またさらに細分化した分別収集が前提となるわけでございますので、そうした御協力も必要ではなからうかと思うわけでございます。瓶、アルミ缶等につきましては、議員も御視察いただきましたように、可茂衛生センターで既にカレットセンターを設置して実施しておるわけでございますが、幸いにして議員御心配いただいておりますような瓶の未回収というようなことも、あるいは金物の回収がなされないということも、現在のところないようございまして、それぞれうまくかみ合って処理していただいているようでございますので、御報告申し上げ、御理解いただきたいと思います。

なお、企業への一定の規制につきましては、ことしの10月5日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正がございまして、事業者に対しての減量、再利用の義務づけということ、通称はリサイクル法というようなことがございまして、そうしたことも4月の26日に制定され

まして、事業者の利用の促進を図るよう義務づけられ、業者も少しずつではあるけれども、前進しておるやに伺っております。行政といたしましても、ユニー等の大型店とは連携をとっているところでございますが、今後も一層事業者、消費者、そして行政の3者が一体になって取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、大変御心配をいただいております新しいセンターをでかす折には、そうしたことも組合側へ提案し、検討していただくように提言してまいりたいと、こんなふうに思います。

それから、放置自転車のリサイクルシステムでございますが、議員御指摘のように大変たくさんございまして、私どもも苦慮しておりますところでございます。毎年何十台という自転車が放置されておりますので、私どもといたしましては、警察署の防犯係と連携をとりまして、絵符等をつけて、所定の期間内にお引き取り願わなかった場合は、遺失物ということで引き揚げさせてもらって、可児の警察署の方で保管をしてもらうと。その一定の期間、6ヵ月だったと記憶しておりますが、その期間が過ぎますと、その自転車を私どもの職員によりまして、自転車屋さんをお願いして、リサイクルできるものはリサイクルをしてもらって活用していただいたという経緯があるわけでございますが、最近では何と言いましょか、古いリサイクルした自転車は気に入らんというよう、また型が古いというような話もあるようでございまして、そうした引き取り手がなくなってきておるといのが現実でございます。そうしたことからして、先日も職員が処理をいたしまして、センターの方へ運んだというふうな状況でもございます。今後、そうしたリサイクルができる、あるいは希望されるようなことがありましたら、ぜひそんなふうにも進めてまいりたいというふうに思いますし、さらに先ほど申し上げましたように、リサイクルセンター等ができました折にはそうしたことも考え合わせていくように提言してまいりたいと思います。

それから、午前中の村瀬議員のときに市長が申し上げましたように、この12月にお配りするということで、こんなパンフレットを実はつくっております。そうしたこの本の中にも、リサイクルはこうです、こういうふうにしていただくとよろしいですよということを書いた問答集ができましたので、お手元の方へお配りするということで準備いたして、連絡所の方へは配布したようでございますので、またおいおいお手元に行くかと思っております。これに続きまして、今回大変御理解をいただくために、私どもこうした封筒の中に、「ごみを出す前にちょっと御注意を」というタイトルで、スプレー缶をそのまま出される方がございますので、そうしますと、かまの爆発、並びにバキュームカーの爆発というような事態が生ずるといことで、これの穴あけ器も入っております。それから、アルミ缶と鉄の缶の仕分けするマジックのものもここに入っております。それから、より一層燃焼効率を高めていただくといことで、御家庭の三角のコーナーにかぶせていただきますところの網をこういう3点セットで皆様方のところへ本と一緒に配りする予定でございますので、何とぞ市民の皆さん方にこの本を読みいただきまして、それでこういうものお使いくださって御協力いただくように、この席をかりてまことに恐縮でございますが、私どもも一生懸命になっておりますので、そんなことをお伝えいただければ幸いです、こんなふうに思っております、よろしくお願いいたします。以上でござい

ます。

[21番議員 挙手]

○議長（澤野隆司君） 21番議員 松本喜代子君。

○21番（松本喜代子君） ごみの問題なんです、一升瓶を例に挙げました、自転車の問題なんかは一部の問題として例に挙げさせてもらったわけなんです、全体的なりサイクルの社会的なシステムということでは、やっぱりもっともっと追求をしていかなければいけない皆さんの分野がある問題だと思ったものですから取り上げさせていただいたんですが、より一層、やはりそういう観点で進めていただきたいと思います。市民の皆さんがごみの減量化と叫ばれて、ごみを減らしたくても減らせない事情というのは、やはりごみを買わされる、初めはごみじゃないんですが、買わされるということがあるわけですので、やはりそういう点をもっともっと追求してほしいと思ひまして、こういう問題を出させていただきました。

先日ですが、不燃物の金物の収集のときに、近くの方が収集場所へ見にきて、あれが使えないか、これが使えないかと結構見てみえた方があったんです。これもだめや、あれもだめやということで、きょうは何にもなかったかといって、それはまだ40代になったばかりぐらの奥さんだっと思うんですが、そうやって結構車で回ってみえた方もあったんです。だから、先ほど自転車のリサイクルで結局使い手がないというようなお話があったんですが、もうちょっとこれを大きく市民の皆さんに知らせるとか、そういう形でやれば、欲しい方はあると思ひますし、方法はまだほかにあるんじゃないかなというふうに思ひますので、ごみの問題はそういう点で個人の問題だけじゃなくって、社会全体の問題にどんどんと広げていただきたいと思いますというふうをお願いをいたします。

それから、学校5日制の問題なんです、これは国際的な観点からいっても、5日制になるということは否定できないわけですし、欧米ではもうほとんどの国が学校5日制が当たり前というふうになっているようです。ただ年間の授業日数がもちろん全然違っていたり、授業の中身が違っているということで、比較はできないといっても、やはりそういう動きになっていく、実施されるということは確実だと、今、教育長さんも言われたわけですが、そういうことだと思ひます。来年度、92年度の予算要求の中で、国の方では既に調査協力校をふやしていくということも今言われたんですが、そういう動きもあるわけですから、当然、全国的にもう実施をされるということを前提として今から条件整備というものはやっていかなければいけないんじゃないかと。文部省が来年からやりますよ言ってから、実施できる条件がすぐ整備できるものじゃないと思ひます。臨教審なんかで言っている、子供を家庭や地域に返して、その子供たちが自主的にいろんな活動ができるという、それは本来そうあっていいと思うわけですが、実際、それを受け入れる家庭の状況というのは、一般的には労働者の就労状況というのは大変厳しいものですし、仕事をし過ぎて亡くなるというような状況が社会問題になっております。子供たちはお父さんやお母さんと一緒に食事をするという事は、かなりの子供たちができないような状況だから、そういう状況の中で地域に返す、家庭に返すと言われても、これはとんでもない混乱が起きると思ひます。月1回ぐらいだったら学習指導要領を見直しをすることはない

だろうけど、毎週毎週ということで5日制になれば、やはり学習指導要領というものは見直さなければいけないと文部省の方も言ってみえるようですので、この条件整備というのは、ちょっとやそつとではできないものじゃないと思うんです。だから、文部省が言ってきた、ほれ来年から5日制だというふうになるのはとても大変だと思いますので、今から5日制に向けての条件整備、きょうは休業日に対する施設の問題を取り上げましたけれども、そういうものをかなり具体的に計画を今から立てて整備をしていただきたいというふうに思うんですが、そういう計画を立てられるような、そういう検討ですか、そういうものはしていただけるでしょうか。

○議長（澤野隆司君） 教育長 渡邊春光君。

○教育長（渡邊春光君） 来年度から月1回の休業が実施された場合に、学習指導要領の見直しが必要であるかどうかということについては、議員言われたように、月1回の土曜日の休業に対して見直しを迫られるというほどではありません。具体的に申し上げますと、現在、各学校で検討しておりますことの中身でございますが、学校に、いわゆるゆとり時間、学校裁量の時間とも言ったりしておりますが、何時間か週にあるわけでございますが、そういうものを土曜日に集中させて、そこで、言ってみればノーカバンデーというか、かばんをなしにしていって、そこで特別活動であるとか、あるいはクラブ活動であるとか、そういうようなものを土曜日にやってみたらどうかと。そのうちの1回が休みになるということであれば、市民の皆さん、あるいは御不安になっていらっしゃる学力の問題ということについては、特に問題はないというふうに思っておりますし、それから月1回ずつですと、年に21時間程度の欠課になると思っておりますが、21時間の余裕を生み出すために日常の学校行事の精選等を行うということも一つの方法だと思っております。したがって、月1回の実施が来年からあったとして、学校として非常に大きな障害があるというふうには思っておりません。

なお、先ほどわざわざ時間をいただいて趣旨を説明いたしましたように、最近、学校5日制の問題については、受け皿論というのが専ら議論の中心になっております。もちろん条件整備をする必要はあるわけでございますが、もともと考えておりますことは、現在、教育に関する事柄はすべて学校に押しつけられておる状況であると。家庭で本来行うべき内容までも学校に持ってきておる。あるいは現場サイドの立場から言いますと、勤務時間をはるかに超えた夜まで子供のために対応しなならんという現実があるわけで、それはどこから来ておるかという、学校から帰った後の責任の分担の問題だと思うわけですが、そういう意味も含めて、教育機能のバランスをとるといことは言われておることでもあります。したがって、何か受け入れ機関をつくって、そこでまた集めてやれば学校と同じことでもあります。つまり、3分の1の部分は家庭で責任を持ってもらうということが大事ではないか、そういう趣旨もありますわけですから、土曜日が休業になったらすべてどこかへ収容できるような施設をつくれとか、そういう問題とは本来の趣旨が違うのではないかと私は思っておるわけでありまして。もちろん、お説のように、働いていらっしゃる方に対して、どう対応していくかという問題はこれは必要でありますので、所管は多少違いますけれども、児童館が今度桜ヶ丘にできますと、西と真ん中と東にできますので、こういうところの活用をしていただくことも一つの方法であると思っております。

おりますし、それから条件を整えながら、学校の開放もしていく必要があると思っております。現在、県内で試行しております郡上郡の例も新聞に出たりしておりますが、その資料を持っておりますが、試行前は大変親さん方の不安が多くって、いわゆる反対論もあったわけですが、実際にやってみると、なるほど子供たちにはゆとりができてよかったと。あるいは、うちで話し合う機会もできた。中学生ですと、私も昨年度まで現場におりましたからわかりますが、日曜日まで部活をやるんで、うちでどこかへ出かけようと思っても出かけられないと。ぜひ日曜日の部活はやめてくれというようなお話もあるわけでありまして、それくらい家族とのコミュニケーションがとれないということは現在の子供にとっての問題であるというふうに思っておりますので、第一の受け皿はやっぱり家庭である。そういう御認識に立って、その上にどうしても必要な場合の条件を整備していくという立場でお考えいただくようにぜひ御理解をちょうだいしたいと思います。なお、公民館等、各地区にこれでできたわけでありまして、その活用等についても今後検討をしていきたいと思っております。同じく図書館でありますとか、郷土歴史館でありますとか、あるいは最近ありますように、埋没文化財の見学でありますとか、考えてみればたくさんの活動内容がございますので、学校では土曜日の休みをどんなふうにご利用したらいいかということをご指導していかなければなりません、そういう基本的な事柄についての指導を十分徹底するようにして、休みになった土曜日はぜひ地域や家庭へお返ししたいと、そういうふうに思っております。

[21番議員 挙手]

○議長（澤野隆司君） 21番議員 松本喜代子君。

○21番（松本喜代子君） 学校の先生方の通勤時間から、また普通の授業のあるときに持ち帰られていろいろ整理される平均の時間というものは11時間18分というふうになっているとある資料で見させていただいたわけですが、大変な時間を、仕事とはいえ費やしてみえるということで、先生方のそうした過重な仕事の中身というものを、やはり軽くしてあげないかということ、この問題の中にあると思っておりますが、そういうことで土曜日を学校の先生方にまたお任せするという事はやってはいけないことだと思います。だから、専門の職員を新たにつくるとかということが必要だと思ひまして、ここに一つ出させてもらったわけです。これまで私が12年間議会でお世話になったんですが、この間に、児童館は一つありましたが、児童センターが今二つ目を建設されているわけです。子供というのは、一応、絶対にいけないということではないようですが、校下外へ出るなという指導がされております。もちろん校下内で子供たちが十分遊べるのが一番安全だろうと私も思います。これまでも児童館は校下ごとにということを言ってきたわけですが、12年間かかって、いろいろな事情はあるとはいえ、二つできていると。とてもこれでは地域に子供たちを返して、その子供の遊べる拠点というものをぜひつくってあげたいということ言えば、早くいろいろと整備の計画を立てていただかないととても間に合わないだろうというふうに思います。これは教育委員会だけでできる問題ではないと思うわけですので、児童福祉の関係もあるわけですので、そういう意味では市長さんにぜひお尋ねをしたいわけですが、学校5日制というのは、やがてはもう実施をされる問題として全体的

な条件の整備、そういうものの計画を立てていただくようお願いをしたいと思うわけですが、市長さんからもそういうお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 児童センターはもちろんつくればいいわけですが、財政的な関係もございまして、なかなか思うようにいってないのが実情でございます。ただ、これは建物をつくっただけではいけませんので、やはり職員も要りますので、そうした財政的な面も検討しながら、よく研究をしてみたいと思いますのでよろしくお願いします。

[21番議員 挙手]

○議長（澤野隆司君） 松本喜代子君。

○21番（松本喜代子君） 児童館のことだけでなく、そういうふうでしたから、5日制が実施されるに当たっては、全体的にいろんな条件の整備が必要だということで、ぜひ全体的な整備のための計画を持ってほしいということでお尋ねをするわけなんです。

○議長（澤野隆司君） そういうことで、十分お聞きをして実行に移すように努力をしていただくということで、21番議員の……。

[発言する者あり]

○議長（澤野隆司君） 市長。

○市長（鈴木告也君） 十分研究をさせていただきます。ただ5日制でかえって財政的負担がもっと多くなるということは非常に問題だと思いますけれども、そうした問題も含めて研究をいたします。

○議長（澤野隆司君） 以上で通告による質問はすべて終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

#### 認定第2号から認定第14号まで、及び議案第103号から議案第123号まで、並びに議案第126号から議案第130号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（澤野隆司君） 日程第3、認定第2号から認定第14号まで、及び議案第103号から議案第123号まで、並びに議案第126号から議案第130号までの39議案を一括議題といたします。

これより各議案の質疑に入ります。

通告がございますので、これを許します。

16番議員 大江金男君。

○16番（大江金男君） 議案第123号 消費税法の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、今、消費税法につきましてはいろいろな問題が出されております。特に国民の間では、まだまだNHKの世論調査によりまして60%が反対だと、廃止してほしいという願いがあります。しかしながら、先般の国会の中で一定の了解を見たというようなことですが、特に今回の条例改正案の中では、地方自治体が徴収する消費税、今回提案されておる中身ですけれども、国へ納める必要のないものだというのであります。これが通常の子供市財政の一般財源に組み入れられるのか、あるいはほかの取り扱いとなるの

か、その辺のところをお尋ねしたいというのが一つです。それから、条例改正による消費税総額ですね、今回の。見込み額になると思いますが、お尋ねをしたいということです。

それから、通告には出しておきませんでした、質疑なんでお許しいただけると思います。

議案第 113号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の条例改正の中で、日当、宿泊料、食卓料の改正も含まれております。その中で、係長職以上についての改正というふうになっておるわけですが、その他の一般職員の問題は一体どうなのか。今回の改正案は、一般職員、係長以下という形になると思いますが、それに比較をしますと格差が出てくるわけですね。もっとわかりやすく言えば、宿泊料については市長等ということだけになっておりますけれども、日当、食卓料、例えば市長、あるいは係長にしろ、職員が一緒に行きますと、食卓料がそれぞれ違ってくるわけですね。3段階に分かれておるわけです。現在でも3段階に分かれておりますけれども、その差がさらに開くということになるわけですね。一般的に、一緒に食卓を囲んで食べるときに、あなたは 3,000円のです。あなたは 2,500円のです。あなたは 2,000円のですと、食べるのも全部差をつけておるということになるわけですが、そういう点でどのようにお考えいただいておりますのかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 第1の消費税の問題についてお答えいたします。

これは今まで大変論議されてきた問題でございますし、私どももいろんな問題があったということで、法律が施行された以上は法に従わなきゃいけないということで、条例はつくりましたけれども、徴収を猶予してきたという経過がございます。今回、与野党の合意で改正案が10月1日から施行されたわけでございますので、それに基づいて今回改正案を提案したわけでございます。行政サービスの対価として納付される一般会計における使用料・手数料については、消費税の取り扱い上、行政サービスは利益を得るものではないとの判断から、物品販売で、例えるならば、仕入れ金額と販売金額とが同額であるというふうにみなしておるわけでございます。新たに消費税が課せられる部分がないことにより、国への納税がない部分であります。したがって、使用料・手数料に課せられて納付いただいた消費税は、予算上それぞれの収入科目の使用料・手数料の収入として一般財源扱いになるわけでございます。

次に、条例改正に新たに課税されるものの消費税の額でございますが、平成4年度の一般会計では大体43万円強と。それから、ごみ袋等の現行の20円の中で内税として取り扱っている清掃手数料で約 140万円、合計 183万円ほど見込んでおるわけでございます。が、特別会計で新たに課税することになります特定環境保全公共下水道事業、並びに農業集落排水事業では、特環では約34万円、農集では9万 5,000円が消費税になるわけでございます。これら二つの会計は、企業会計扱いとなって国への納付が必要であるわけでございますが、現在は建設投資が多くて、現在赤字というような状態でございますので、消費税の還付を受けている状態でありまして、相殺して納付する必要はないということで、この分は一般の財源として使用するとい

うことになっておるわけでございます。

なお、旅費の問題は、国の改定に準じて改定するものでございますが、例えば、今、市長などと随行した場合はどうなるかというお話でございますが、市長に随行した場合の旅費については、市長と同額ということになっております。その上の者に同行した場合は、ただ食卓料についてはそのままになっておりますので、ただ一緒に食べて、おまえはこれだけだというわけじゃなしに、それは上の方が負担するというのが通例になっておるようでございます。これは部長の場合もそうでございます。そういうふうで、市長や部長と一緒に行けば、一般職の場合は助かるという面があるわけでございます。以上でございます。

○議長（澤野隆司君） 113号、よろしいかな、今の答弁で。

〔「今 113号について答弁あったもんで、それで聞きます」と16番議員の声あり〕

○16番（大江金男君） 消費税というのは国税ですよ、たしか。国へ入らない国税というのはほかにありますか。一遍それをひとつお聞きしたいというふうに思います。

それから 113号の件は、確かにおっしゃるとおりに、国の法律改正によってスライドさせたということなんですけれども、まさに一般職員と、それから役職職員との差がどんどんどんどん開いていってしまうわけですね。もともと賃金でも差がいろいろあるわけなんですけれども、通常同じようなことでこう差が開いていっていいのかどうかと非常に疑問を持つわけです、同じ一人の人として物を見ていく場合に。所得として見ていくんじゃない、人として見ていかなきゃいかんという部分があると思うんですね、この中身は。そういう点で、差があることについては非常に不本意だというふうに思います。その辺は省略しますが、非常に人というふうな見方をさせていただきたいというふうに思いますね。お願いします。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 国税で国へ納められていないというのはこの消費税だけだと思います。ただこれは、法律でそういうことは決められておりますので、やむを得ずこういうことをしたわけでございます。金額は可児市の場合はそんなに大きな金額ではございませんけれども、これは私の記憶はどうかわかりませんが、私の今記憶しておる段階では、国へ納めない国税というのは消費税だけではなかろうかと思っておるわけでございます。

それから、旅費の問題については、確かにそういう点があろうかと思えます。ただこれは国の改定に準じて改定したものでございますが、ただ一般職と特別職にあまり差がある過ぎるといのはよくないことでございますけれども、給与においてはだんだんその差は縮まってきつつあるわけで、給与改定のたびに上の方と下の方との差はだんだん縮まりつつあると。割合高齢者の方が上がる率が少ないので、下の方が上がっていくというような現況であるわけでございます。

旅費については、一応国の法律に基づいたということでございますので、今後そういう点についても十分配慮していきたいというふうに考えております。

〔16番議員 挙手〕

○議長（澤野隆司君） 16番 大江金男君。



○16番（大江金男君） 今、市長がおっしゃったように、消費税は国税でありながら国に納めないんで、本来の国税ではないというふうに、まさに欠陥税だということですので、いずれまた国会の方でも問題になるかと思いますが、本来なら可児市は、納めなくてもいいような税金を市民から徴収する必要はないんだというふうに思います。

○議長（澤野隆司君） 21番議員 松本喜代子君。

○21番（松本喜代子君） 議案第122号の可児市水道事業給水条例の一部改正の条例制定、これについて質問をさせていただきます。

水道料金の値下げのこの問題では、土岐市が先日新聞に出ていたかと思いますが、多治見市も値下げの動きがあるというふうに聞くわけですが、この辺の状況はつかんでおられるでしょうか。

それから二つ目なんです、可児市の水道料金の値上げ分というのは全部一般会計からの持ち出しで、なしにしてほしいと思うわけですが、来年の4月からの値上がり分の額を見てみますと、5年前の88年の5月まで、これまでの料金と比べますと、ちょうど20トン以下は、来年の4月に値上がりしますと倍以上になります。平成6年の4月からの分は、35トン以下は88年の5月までと比べると、やはり倍以上になりまして、下の方はもっと上がるわけですが。そういうことで、非常に値上がり分が高いと。先日の全協でも、市長さんは、ほかにこんな値上がりするものはないとって言われておられましたけれども、そういうことで、この審議会の答申が新聞発表されましたときに、朝ですが、すぐに私のところに電話が入りまして、これは今渡の方なんです、うちは年金生活者だと。奥さんもちよっと体の障害があつて、いつも老後のことを非常に心配してみえます。どっちかが動けんようになったらだれが看護するかとって、その看護料がたくさん要るといふようなことをいつも言われる方なんです、その方が、もう頼むに値上げしてくれんよとていうことを切々と訴えられたんですが、そういう電話が入ったりしておりまして質問させてもらうわけですが、飲料水というのは命を維持する非常に大切なものであるわけですが、そういう点で、低い所得の方や年金生活者、そういう方たちにとってはちょっとの値上がりも大変だと思うわけ。反面、市の財政の方の基金の額ですが、2年度末の決算額のところを見ますと52億5,000万円余ですが、前年度と比べますと14億円近くふえていると思います。国からは、今、来年の予算編成の中で、地方財政の余裕論というのを口実にして交付税率の引き下げとか大幅な減額とか、そういうことが言われておりますから、国からは地方財政は豊かだと言われても、一人ひとりの市民は豊かではないわけで、そういうことで、ぜひ全額この値上がり分は一般会計の方から持ち出してほしいと思うんですが、どうしてもそこはできないでしょうか。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 水道料金の値上げについては、この前の全協のときでも申し上げましたが、市長としてはやりたくないけれども、どうしても県営水道全量受水のためにやむを得ないということをお願いさせていただきます。土岐市、多治見市の問題でございますが、多治見市はまだ今値下げというような話はないようでございます。土岐市は、新聞で見ますと、これ

はちょっと私ども理解に苦しむような面もあるわけですが、少ない10トン以下では値上げになっております。で、多く使うところが値下げになっておるといような状況でございます、これは必ずしも値下げではないなあとというような気もするわけですが、例えば10トンでは、来年の4月から1,905円と、今までが1,699円ですから206円の値上げ。30トンだと5,768円が5,613円と155円の値下げといような、新聞で見るとそういう状況になっておまして、必ずしも一律ではないようでございます。確かに値上げというのはやりたくないわけですが、確かに県営水道そのものも、最初51年では25円で売っておったのが、大変な赤字で値上げしなきゃならんということで、毎年上げてきておるわけでございます。52年に47円、54年に68円、56年に98円、58年に128円、59年には144円というふうに値上げをしてきたわけでございます。これは非常に赤字があったわけございまして、ちょうど56年だったと思いますが、私が県会議員のとときに、その赤字をどうするかということで、赤字は県と関係市町村とで半額ずつ負担してその赤字を補てんして、そして値上げをしたということで144円で推移してきたわけでございますが、その後、左岸にも給水するようになって給水量がふえてきたということで、平成元年に137円、そして平成2年に114円43銭というふうに下げてきたわけでございます。今後、下げるかどうかということについては、県は明言を避けておりませんが、まだ、例えば可児市においては、川合の浄水場をまだ改良しなければなりませんので、大きな投資をしなきゃならんといようなことで口を濁しておるようでございますが、そうした状況の中で、毎年度4億から5億の赤字があるということで、その半分を料金の中に転嫁させていただき、半分は一般会計で補てんしようといようなことで考えております。財政事情は大変いいといようなお話でございましたが、決していいわけじゃございません。あの積立金は、一般に使える財政調整基金というのは13億、あとはそれぞれ目的のあった文化会館の建設資金とか、あるいは庁舎の建設基金とかということで、これからまだまだ積み立てていかなければならないわけでございますが、財政調整基金については既に減額をしておりますし、ことしも約7億を取り崩しますと、もうあと6億ぐらいになるだろうといふうに思っております。財政調整基金というのは、使った分はまたもとへ戻していくというのが趣旨でございまして、使った分は本当はもとへ戻さなきゃなりませんけれども、現状ではもとへ戻すようなわけにはまいらないと思っておりますし、なおことしの交付税の中では、土地開発基金と、それから地域の福祉基金、減債基金で6億の財政需用額が交付税の中に盛り込んであるので、ぜひこれを積みという自治省からの強い指導がございまして、現在のところでは、なかなか今の可児市の財政ではこれは積めないといような状況でございますので、福祉基金ぐらいは何とか年度末に積みたいなあとというふうに、これは6,600万円ほどでございますが、積みたいなといふうに考えております。特に、借金も非常に多く、起債の残高が税額で155億円ほどでございます。ことしで7億円ほど返しますけれども、また新たに一般会計で12億と、下水等で17億借りますので、またまた借金がふえてまいります。これの元利償還金がことしの予算では15億になっておりますが、年々これがふえていくだろうといことを考えますと、なかなかそんな財政の余裕があつてといわけにはまいらないわけでございます。だから、そういう点でそ

の補てん分についてはどこかの事業を圧縮しなきゃならんというようなことも考えておるところでございますので、何とぞ御了承賜りたいと思います。

[21番議員 挙手]

○議長（澤野隆司君） 21番 松本喜代子君。

○21番（松本喜代子君） 水道料金そのものではないんですが、今、市長さんから答弁いただきました地方財政、可児市の財政が必ずしも全部黒字ではないという、全国的にどこも借金を抱えているわけなんです、政府の方はそういう可児市のようなところは貧乏市で、もっとほかにたくさんお金が余っておる市町村があるから、そういうところは余裕があるというふうに見ているのでしょうか。ちょっとその差を教えていただきたいんですが、お願いします。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 自治省でない、これは大蔵省だと思います。自治省はそんなことは言っていないと思いますが、地方財政はいろいろあるということで、何とか削ろうとしておることは事実であろうと思います。それは、一部確かに不交付団体等で、交付と不交付の境目ぐらいいは何にもなりませんけれども、例えば市においても、豊田市のように財政力指数 150というようるところはいいかもしれません。それ以下のところはそんなに余裕があるとは私は考えておりません。確かに東京都のように、法人税の非常に多額にあるところは確かに財政豊かかもわかりませんが、地方団体ではそんなに私は豊かでないというふうには考えております。可児市においても、確かに借金が 150億円、さらに取り崩して20億円ほどふえますので、7億円返してもさらにふえていくと。当分これは続くだろうと考えております。まだ下水もやらなければなりませんし、いろんな事業をやらなければなりませんので、起債は減るところかふえるだろうと。ただ可児市の場合、人口がふえてまいりますので、借金はふえてまいりますけれども、今8万人で返しておるのが10万人で返していけるということで借金をふやしておるような現況でございます。そして、できるだけ今のうちに将来に悔いを残さないようなまちづくりをしたいということで、これは起債については全部自治省の承認を受けなければなりませんし、基準もあるわけでございますが、そうした起債に対抗する事業をできるだけ取り入れて事業を進めておるわけでございます。そうしたことから、そんなに財政力に余裕があるわけではございません。先ほどもございましたように、文化会館も早くつくれという要請がございますけれども、今の積立金ではとてもできる金ではございませんので、毎年さらにふやして積んでいかなければならないというふうには考えておるところでございます。

[21番議員 挙手]

○議長（澤野隆司君） 21番 松本喜代子君。

○21番（松本喜代子君） それでは、この可児市の水道料金を値上げをしないというか、今の時点では値上げをせざるを得ないということですが、この水道料金は下がってもらわないと困るわけなんです。下水道がやってまいりますと、やはり市民の皆さんは便利になるとはいえ、お金はたくさん出さなければいけなくなるということで大変だと思うんですが、この水道料金を下げるためには、県水の水価が下がるということしかないのでしょうか。

○議長（澤野隆司君） 市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 今のところは可児市においては、県水受水のためのいろんな施設をつくっております。配水池とか、あるいはそうしたものをつくっておりますので、まだまだ投資が当分はまだ要るわけでございます。これは、再来年あたりにはもう終わるだろうと思っておりますけれども、そうした投資をしなきゃならんという面がございますので、なかなか値下げというのは難しいと思っておりますが、県水の値下げについては、できるだけやっていただくように、関係市町村ともこれはお願いをいたしておりますけれども、現行ではまだ私どもにははっきり値下げするというような言質はいただいておりません。おりませんが、将来的には若干は下がるのではないかと希望を持っておりますが、そうした場合には、私どもも当然それに見合う分は下げていかなければならないと。できるだけそうしたいというふうに希望を持っていかなければいかんと思っておりますし、この前も申し上げましたように、市長として値上げということは極めて遺憾なことで、やりたくないということでございますけれども、万やむを得ず最小限の負担をお願いしたいということでございますので、御理解が賜りたいと思いません。

○議長（澤野隆司君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付してございます議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へその審査を付託いたします。

お諮りいたします。委員会の審査のため、明日から12月19日までの7日間を休会といたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から12月19日までの7日間を休会とすることに決しました。

---

### 散会の宣告

○議長（澤野隆司君） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

次は12月20日午後2時から会議を再開いたしますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

長時間にわたって御苦勞さまでした。ありがとうございました。

散会 午後2時45分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成3年12月12日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

12月20日（金曜日）午後2時00分開議

### 議事日程（第3日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第2号から認定第14号まで及び議案第103号から議案第123号まで並びに議案第126号から議案第130号まで
- 日程第3 請願2号 小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書
- 日程第4 意見書案第5号 製造物責任法の早期制定に関する意見書
- 日程第5 議案第131号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第4号）  
議案第132号 平成3年度可児市水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第133号 可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第134号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第135号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第136号 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第137号 工事請負契約について  
議案第138号 工事請負契約の変更について  
議案第139号 工事請負契約の変更について  
議案第140号 工事請負契約の変更について
- 

### 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第2号から認定第14号まで及び議案第103号から議案第123号まで並びに議案第126号から議案第130号まで
- 日程第3 請願2号 小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書
- 日程第4 意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（追加日程）
- 日程第5 意見書案第5号 製造物責任法の早期制定に関する意見書
- 日程第6 議案第131号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第4号）  
議案第132号 平成3年度可児市水道事業会計補正予算（第3号）  
議案第133号 可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第134号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

議案第 135号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第 136号 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

議案第 137号 工事請負契約について

議案第 138号 工事請負契約の変更について

議案第 139号 工事請負契約の変更について

議案第 140号 工事請負契約の変更について

---

議員定数 26名

出席議員 (26名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	大沢和明君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

---

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	瀬瀬義昭君
収入役	山田豊君	教育長	渡邊春光君
総務部長	山口正雄君	民生部長	小池勝雅君
経済部長	可児文一君	建設部長	井藤實義君
水道部長	加藤節男君	福祉事務所長	鈴木益廣君

教育次長	吉田博君	秘書課長	奥村雄司君
総務課長	大沢守正君	市民課長	青山嘉佑君
農政課長	三宅忠男君	土木課長	可児教和君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局長	樋口克幻	係長	寺尾政年
書記	吉田隆司	書記	勝野正規
書記	鈴木由紀子		

開議 午後2時00分

---

○議長（澤野隆司君） 本日、会議を再開いたしましたところ、御多忙の中、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

---

#### 開議の宣告

○議長（澤野隆司君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしく願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（澤野隆司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において22番議員 奥田俊昭君、23番議員 田口進君を指名いたします。

---

認定第2号から認定第14号まで、及び議案第103号から議案第123号まで、並びに議案第126号から議案第130号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

○議長（澤野隆司君） 日程第2、認定第2号から認定第14号まで、及び議案第103号から議案第123号まで、並びに議案第126号から議案第130号までの39議案を一括議題といたします。

これら39議案につきましては、各常任委員会にその審査の付託がしてございますので、各委員長から審査の結果について報告を求めます。

総務委員長 林 則夫君。

○総務委員長（林 則夫君） お許しをいただきましたので、総務委員会の審査結果の御報告を申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成2年度決算認定が5件、平成3年度予算が1件、平成3年度予算の補正が2件、条例の制定が1件、条例の改正が4件、その他4件の計17件でございまして、去る12月16日、市長を初め関係執行部の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。



その結果、認定第2号 平成2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定の所管部分について、及び認定第4号から認定第6号までの平成2年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第10号 平成2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、いずれも適正な執行であったと認め、全会一致で原案を認定することに決しました。

また議案第103号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、及び議案第105号 平成3年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第1号）については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすることに決しました。

また議案第112号 平成3年度可児市大森財産区特別会計予算についても、全会一致で原案を可とすることに決しました。

続きまして議案第113号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員等の旅費に関する法律、並びに地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするもので、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第114号 可児市大森財産区基金条例の制定については、当財産区の財産処分金が生じるため、今後の財産運営上、基金を設けるに当たり、地方自治法に基づき当条例を制定するもので、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第115号 中部圏都市開発区域の指定に伴う可児市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定については、法律の一部改正により、固定資産税の不均一課税措置の適用対象を平成8年3月31日に設置されたものまでとするもので、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第117号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするもので、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第123号 消費税法の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、平成元年3月議会において議決した当条例については、県の方針に準じ一部延期としていましたが、諸般の事情から当市においても平成4年4月1日から各種使用料等に消費税を転嫁するものでありますが、公民館使用に当たっては、各公民館で徴収内容に不公平がないようにとの意見を添えて、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第126号 財産の処分について、及び議案第127号から議案第129号の旧慣による公有財産の使用廃止については、いずれも県道多治見・白川線用地売却のため、可児市平牧財産区及び大森財産区所有地の処分に関するもので、全会一致で原案を可とすることに決しました。

審査の結果は以上ですが、次の1点について申し添えます。

それは、当市の自治会加入世帯の割合が、今年4月1日現在86.6%となっており、約2,000世帯が未加入となっている現状において、この世帯には広報や回覧が回らないため、市の行政に関する情報が伝達されないおそれがありますので、今後あらゆる手段を講じて広報の配布を

図り、市行政に協力してもらえようような積極的な方法をとっていただくよう付言いたしまして、総務委員会の審査結果の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（澤野隆司君） 文教民生委員長 奥田俊昭君。

○文教民生委員長（奥田俊昭君） 文教民生委員会の審査の報告を申し上げます。

今期定例会に審査を付託されました案件は、平成2年度決算認定が4件、平成3年度予算の補正が2件、条例の一部改正が1件の計7件でございました。去る12月17日、収入役、教育長、並びに執行部の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第2号 平成2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定の所管部分につきましては、国庫補助率の引き下げは市の財政に大きな負担となるため反対するという意見はありましたが、賛成多数により原案を可とすることに決しました。

次に認定第3号 平成2年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、昭和59年度に国保事業医療費に対する国庫負担率を45%から38.5%へ引き下げたことにより、国保税が上がった一因と考えられるので、国庫負担率をもとの45%へ戻すという反対意見はありましたが、賛成多数により原案を可とすることに決しました。

次に認定第8号 平成2年度可児市学校給食費特別会計歳入歳出決算認定については、何ら異議なく全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に認定第9号 平成2年度可児市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、昭和58年に老人保健法が施行され老人医療費が有料化されましたことによって、老人の医療費負担は耐えがたいものになっておりますので、そこでもとの無料化へ戻すべきだとの意見はありましたが、賛成多数により原案を可とすることに決しました。

続いて議案第103号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第3号）の所管部分についても、引き続き国庫負担率が引き下げられていることに対してのみ反対という意見はありましたが、賛成多数により原案を可とすることに決しました。

次に議案第104号 平成3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についても、国庫補助率の引き下げについてのみ反対という意見はありましたが、賛成多数により原案を可とすることに決しました。

次に議案第116号 可児市市民運動場条例の一部を改正する条例の制定については、弓道場の使用料に消費税を転嫁することに対してのみ反対という意見はありましたが、賛成多数により原案を可とすることと決しました。

審査の結果は以上でございます。要望事項がございますので申し添えます。

現在、70歳以上のお年寄りに対して、はり、きゅう、マッサージの補助券を年間6枚を支給されているものを、せめて月1枚、年間12枚の支給にふやしていただくよう要望いたしまして、文教民生委員会の審査結果の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（澤野隆司君） 産業水道委員長 河村恭輔君。

○産業水道委員長（河村恭輔君） 産業水道委員会の審査結果報告を申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査を付託されました案件は、平成2年度決算の認定が5件、

平成3年度予算の補正が6件、条例の改正が5件の計16件でございまして、去る12月17日、市長を初め、関係執行部の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第2号 平成2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定の所管部分について、認定第7号 平成2年度可児市飲料水供給事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号 平成2年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第12号 平成2年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第13号 平成2年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、いずれも適正な執行であったと認め、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に議案第103号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、及び議案第106号、議案第107号、議案第108号、議案第109号、議案第111号の各特別会計補正予算については、いずれも適正な補正であると認め、全会一致で原案を可とすべきものと決しました。

次に議案第118号 可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第120号 可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第121号 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、塩河地区で農業集落排水事業を、広見東地区で特定環境保全公共下水道事業を新たに始めるのに伴い、所要の条例改正をするものであって、全会一致で原案を可とすべきものと決しました。

議案第119号 可児市工場誘致条例の一部を改正する条例の制定については、奨励措置の指定基準の見直し、奨励金の限度額の設定をする等、条例の見直しをするもので、全会一致で原案を可とすべきものと決しました。

議案第122号 可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、水道料金の改定をするもので、市民の負担増を招くので反対するという意見はありましたが、賛成多数により原案を可とすべきものと決しました。

以上で産業水道委員会の審査結果報告を終わります。

○議長（澤野隆司君） 建設委員長 大沢和明君。

○建設委員長（大沢和明君） 建設委員会の審査結果報告を申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査を付託されました案件は、平成2年度決算の認定が2件、平成3年度予算の補正が2件、その他1件の計5件でございまして、去る12月16日、収入役を初め関係執行部の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第2号 平成2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定の所管部分について、及び認定第14号 平成2年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、いずれも適正な執行であったと認め、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に議案第103号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第3号）の所管部分について、及び議案第110号 平成3年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算

(第2号)については、いずれも適正なる補正であると認め、全会一致で原案を可とすべきものと決しました。

また議案第130号 市道路線の認定についても、全会一致で原案を可とすべきものと決しました。

以上で建設委員会の審査結果報告を終わります。

○議長(澤野隆司君) 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(澤野隆司君) 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、これを許します。

16番議員 大江金男君。

○16番(大江金男君) 議長から発言の許可を得ましたので、日本共産党可児市議団を代表して、認定案件4件、並びに議案5件に対し反対討論を行います。

まず認定第2号 平成2年度可児市一般会計歳入歳出決算につきましてですが、第二老人福祉センター可児川苑、生涯学習センターゆとりピアの建設、特別養護老人ホームの用地確保を初め、福祉、教育、コミュニティー施策などの充実整備に用地確保が年々困難となっている中で当初計画どおり執行された市職員及び執行部各位の御労苦に対し、深く敬意を表するものがあります。反面、問題点として幾つか述べてみたいと思います。

まず第1点として、基金残高を見てみますと、決算年度中に13億9,590万9,704円がふえています。この基金の中には、市民要望の強い文化センター建設基金や地域振興及び管理のための基金も含まれていますが、庁舎増改築に単年度で5億円も積み立てるなど、市民福祉を削って積み立てられたものであり、納得できるものではありません。

第2点として、消費税法が竹下内閣と自民党により国民の圧倒的多数の反対の世論を踏みにじて強行可決され2年目となります。歳出の面では、市民が税として納めたものが再び国税として支払われたもので、市財政を圧迫するばかりでなく、市民の立場からすれば税の二重取りをされるようなものであり、廃止されるべきものであります。

第3点は、国庫補助負担率の引き下げ措置に関するものですが、さきに述べた消費税を含めて、行政改革の名のもとに「高齢化社会に備えて」という理由で重い負担を国民に押しつけ、その財源を軍事費に持っていこうとするものであることをたびたび本議場から指摘してまいりました。ことし1月の湾岸戦争における多国籍軍への戦費負担がそのことを証明いたしました。その国庫補助負担削減額は2年度一般会計決算で社会的弱者への福祉関係を中心とした経常的経費及び市道改良や公共施設整備などの投資的経費を合わせて1億8,865万2,000円となっています。この可児市議会においても、昭和63年第3回定例会で国庫補助負担率の引き下げ廃止を求める意見書が全会一致で議決され、関係機関に送付をされました。このように、全国の自治体の強い要望を無視して、平成2年度も削減され、事実上、恒常化されようとしている不当

性に強い憤りを持つものであります。

以上、3点の理由により認定第2号に反対するものであります。

次に認定第3号 平成2年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

自民党・政府は、昭和59年度に国保事業の医療費に対する国庫負担率を45%から38.5%へと大幅に引き下げを強行しました。その結果、国保財政が困難に陥り、相次ぐ国保税の値上げを余儀なくされて今日に至っています。この責任はすべて政府・自民党の政治的責任であり、何よりもまず国庫負担率を45%に戻すことを求め、反対するものであります。

認定第9号 平成2年度可児市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

昭和58年に老人保健法が施行され、それまで無料でありました老人医療費が有料にされ、さらに61年には老人の本人負担が増額され、医療費負担が大きくなっています。老人医療費の無料化復活及びお年寄りの医療費軽減を強く求め、本決算認定に反対をいたします。

認定第10号 平成2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計決算認定について。

この決算の中に消費税 386万 4,608円が含まれており、一般会計決算認定と同様の立場から反対するものであります。

議案第 103号 平成3年度可児市一般会計補正予算、並びに議案第 104号 平成3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてであります。

国庫補助負担率削減に対し、復活を強く求める立場から反対するものであります。

議案第 116号 可児市市民運動場条例の一部を改正する条例の制定について。

可児市弓道場の使用を追加するための条例の一部改正でありますけれども、平成4年4月1日より使用料に消費税が含まれており、消費税を廃止する立場から反対をいたします。

議案第 122号 可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

平成4年3月度、並びに平成6年3月度の2回にわたっての水道料金の値上げ、さらに消費税の外税課税の条例改正案であります。水道は生存権、すなわち生命維持になくてはならないものであります。昭和63年度、平成元年度の2回にわたって平均70%以上の値上げが行われてから日も浅く、水道料金の家計に与える影響は決して少なくない。今回の値上げは、執行部によれば、事業会計の赤字幅が、値上げをしなければ年約4億ないし5億円見込まれるが、条例改正案によって半分程度に圧縮されるというものであります。その原因は、高い県水の全量導入に伴うもので、原水費とそれに伴う施設整備によるものであります。原水費を値下げさせる努力こそまず第一にしなければなりません。また、審議会答申の新聞発表により、市民の間から、これ以上の値上げは何かならないかという悲痛な叫びが寄せられているとおり、下水道普及による生活様式の変化、衛生の面からも節水に限度があるわけであり、水を大量に使う豆腐製造業などの零細事業所には大きな痛手であり、競争力を失わせることになりかねません。外税課税での消費税導入も一般会計決算認定で述べたのと同じ理由で廃止されるべきであります。

以上の理由を持ちまして、値上げを中心とした条例改正案に反対をいたします。

次に議案第 123号 消費税法の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これも認定第 2号 一般会計決算認定で述べたとおりであり、さらに今回の条例改正による消費税は、国税とは言いながら、国へ納める必要のないものであり、その点からも消費税が欠陥税制と言わざるを得ません。市民に負担をかけさせるだけのものであり、強く反対するものであります。

以上により、反対討論を終わります。

○議長（澤野隆司君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより各案件について採決いたします。

ただいま議題となっております39議案のうち、認定第 2号 平成 2年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 3号 平成 2年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 9号 平成 2年度可児市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 平成 2年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 103号 平成 3年度可児市一般会計補正予算（第 3号）、議案第 104号 平成 3年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3号）、議案第 116号 可児市市民運動場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 122号 可児市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 123号 消費税法の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての 9 議案を除く各案件を一括採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、認定第 4号から認定第 8号まで、及び認定第11号から認定第14号まで、並びに議案第 105号から議案第 115号まで、議案第 117号から議案第 121号まで、議案第 126号から議案第 130号までの30議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件に対する各委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、各案件は各委員長報告のとおり、それぞれ原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、本30議案はそれぞれ原案のとおり決することに決しました。

次に認定第 2号、認定第 3号、認定第 9号、認定第10号、議案第 103号、議案第 104号、議案第 116号、議案第 122号、議案第 123号の 9 議案を一括採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって認定第 2号、認定第 3号、認定第

9号、認定第10号、議案第103号、議案第104号、議案第116号、議案第122号、議案第123号の9議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。本9議案に対する各委員長の報告はそれぞれ原案を可とするものであります。よって、本9議案は各委員長の報告のとおり、それぞれ原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（澤野隆司君） 起立多数と認めます。よって、本9議案はそれぞれ原案のとおり決することに決しました。

---

#### 請願2号について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

○議長（澤野隆司君） 日程第3、請願2号 小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本請願につきましては、文教民生委員会にその審査の付託がしてございますので、委員長からその審査の結果について報告を求めます。

文教民生委員長 奥田俊昭君。

○文教民生委員長（奥田俊昭君） 請願審査の結果報告を申し上げます。

文教委員会に審査を付託されております請願2号 小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願について、審査の結果を報告申し上げます。

国におきましては、昭和60年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、学校事務職員・栄養職員の人件費の削減を検討しております。今日、学校運営においては、事務職員・栄養職員ともに教員と同じく教育現場を支える重要な役割を担っていることを考えれば、国庫負担法から外すことは地方自治体の財政負担も増大し、また職員の身分、勤務条件にも重大な影響を及ぼすおそれがあります。よって、今後とも国庫負担制度を維持されるよう本請願を全会一致で採択することに決しました。

以上、請願2号について文教民生委員会の審査結果報告を終わります。

○議長（澤野隆司君） 以上で文教民生委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（澤野隆司君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

[「なし」の声あり]

○議長（澤野隆司君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより請願2号を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま本請願に対する文教民生委員長の報告は採択でございます。よって、本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時34分

---

再開 午後 2 時36分

○議長（澤野隆司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

意見書案第 6 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤野隆司君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、意見書案第 6 号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の意見書提出の発議がございました。この際、本意見書案を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、本意見書案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

なお、念のため申し上げます。

ただいま意見書案第 6 号が日程に追加されたことに伴い、日程第 4 以下の順序は繰り下げられたものとみなします。

日程第 4、意見書案第 6 号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12 番議員 続木重数君。

○12 番（続木重数君） 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書を別紙意見書（案）の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（案）

政府は、昭和60年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に対する給与費の国庫負担の削減を検討している。

しかるに、この制度の見直しは、単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものである。

よって、政府におかれては、現行の公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に係る義務教育費国庫負担制度を維持されるよう強く要望する。

以上地方自治法第99条第 2 項の規定により意見書を提出する。平成 3 年12月20日、岐阜県可児市議会議長 澤野隆司。

内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣様。



以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（澤野隆司君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

ただいまから意見書案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本意見書案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、本意見書は原案のとおり決することに決しました。

---

#### 意見書案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤野隆司君） 日程第5、意見書案第5号 製造物責任法の早期制定に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番議員 渡辺朝子君。

○10番（渡辺朝子君） お許しをいただきましたので、製造物責任法の早期制定に関する意見書を、朗読をもって提案にかえさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

製造物責任法の早期制定に関する意見書（案）

欠陥商品による消費者被害は増加し、消費生活センター等へ多くの危害情報が寄せられている。こうした欠陥商品による被害の賠償を、訴訟により求めようとする場合、民法では欠陥商品の製造者である企業の過失を、消費者が立証しなければならない。

しかし、最新の科学技術を駆使して製造される商品の欠陥について専門の知識や情報を有していない消費者が、過失を立証することは事実上不可能である。したがって、製品の安全性の確保、欠陥商品による消費者被害の救済を図るためには、製造者に無過失責任を明確にする製造物責任法の制定が不可欠である。

製造物責任法は、今日では、米国をはじめE C諸国等で制定が進んでおり、消費者利益を確保する上で世界の趨勢になっている。

わが国においては、昭和63年に閣議決定された経済運営の基本計画である「経済運営5ヵ年計画」、「新行革審の答申」等でも導入の検討をうたっているが、遅々として立法化が進んでいない。

よって、「消費者の側に立つ政治」の実現、商品の安全性の確保、消費者被害の救済を図る観点から、製造物責任法の早期制定を強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成3年12月20日、岐阜県

可児市議会議長 澤野隆司。

内閣総理大臣、通産大臣、法務大臣、経済企画庁長官様。

よろしくお願ひいたします。

○議長（澤野隆司君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。  
ただいまから意見書案第5号について採決いたします。  
お諮りいたします。本意見書案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、本意見書案は原案のとおり決することに決しました。

---

#### 議案第131号から議案第140号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤野隆司君） 日程第6、議案第131号から議案第140号までの10議案を一括議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 追加提案をいたしました各議案について提案理由を説明します。

議案第131号の平成3年度可児市一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億6,730万円とするものでございます。その主な内容は、本日審議をお願いしております給与関連の4条例の条例改正に伴う人件費でございます。

議案第132号の平成3年度可児市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、既定の予算の総額から822万8,000円を減額し、予算の総額を39億8,047万2,000円とするものであります。その主な内容は、職員定数の減によります人件費でございます。

議案第133号の可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、12月の期末手当について、基礎額の0.1ヵ月分を上乗せするものでございます。

議案第134号の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議員の場合と同じく、12月期の期末手当について、基礎額の0.1ヵ月分を上乗せするものであります。

議案第135号の可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告による一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴い、当市においても国家公務員給与の引き上げに準じて当条例を改正するものでございます。その概要としまし

ては、行政職給料表の改定、管理職手当受給職員が勤務を要しない日時に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給するもの、12月期の期末手当について基礎額の0.1ヵ月分を上乗せするなどの改定でございます。

議案第136号の可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、企業職員につきましても、一般職職員と同様に管理職手当受給職員が勤務を要しない日時等に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給する等の改正を行うものであります。

議案第137号の工事請負契約につきましては、広見・土田線において、横断歩道橋を設置するものでございます。

議案第138号、139号、140号の工事請負契約の変更につきましては、既に議決をいただいております下水道関連の工事請負契約につきまして、金額の変更を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長より御説明申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（澤野隆司君） 総務部長 山口正雄君。

○総務部長（山口正雄君） 御説明申し上げます。

お手元のナンバー13の可児市一般会計、特別会計補正予算書でお願いいたします。

1ページからお願いします。

議案第131号です。平成3年度可児市一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出それぞれ2,330万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ202億6,730万円とするものでございます。なお、債務負担行為は後ほど御説明申し上げます。

2ページをお願いします。

歳入といたしまして、市税で2,330万円補正増をいたしております。歳入合計202億6,730万円でございます。

歳出につきましては、各款項とも給与改定に伴います増額と職員配置等の増減の調整をいたしております。すべて給与額でございますので、各款の説明を省かせていただきます。補正額は2,330万円でございます。

なお、全会計での今回の給与改定に要する額につきましては、4月から3月、いわゆる1年間で約1億1,900万円ほど必要になっております。

それから、5ページでございます。

第2表で債務負担行為の補正でございます。変更でございますけれども、公社による用地取得が今後とも増大することが考えられまして、金融機関の可児市土地開発公社に対する貸付金の損失補償を、従来の55億から25億増といたしまして80億円とするものでございます。

47ページをお願いいたします。

議案第132号でございます。平成3年度可児市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

まず収益的収入及び支出でございますけれども、収入については増減ございません。支出、

第1款の水道事業費 287万 5,000円増といたしております。これは給与改定による人件費の増でございます。

次に資本的収入及び支出でございます。48ページをお願いいたします。

収入におきましては増減ございませんが、支出におきまして、第1款資本的支出で減額の1,110万 3,000円でございます。これは給与改定による増額と水道職員の増減がございましたのが、これらの調整補正減となっております。

以上で補正予算を終わらせていただきまして、資料番号12番の平成3年第6回可児市議会定例会議案書をお願いいたします。

1ページからお願いいたします。

これにつきましての各資料は、資料番号14で概略説明をいたしておりますので参考にいただければ結構かと思えます。

なお、議案第133号と議案第134号につきましては、ただいま市長から提案説明がありましたとおり、期末手当を0.1ヵ月分上乘せするものでありまして、いずれも平成3年12月支給分から施行するものでございます。133号、134号、いずれも同じでございます。

5ページをお願いいたします。

議案第135号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。さきの人事院勧告をもとにいたしまして、国家公務員の給与法改正案が衆参両院で可決成立をいたしました。これに伴いまして、給与支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、医療職等の初任給調整手当の支給月額限度額、これは当市では現在該当いたしておりません。二つ目には扶養手当の引き上げ、そしてもう一つは、扶養手当と児童手当の調整措置の廃止、もう一つは通勤手当と宿日直手当のそれぞれの引き上げ、また12月期の期末手当を0.1ヵ月分上乘せするもの。それから、管理職手当受給職員に対する特別勤務手当の支給、あるいは行政職給料表の引き上げでございますが、平均4.1%、金額にしまして約9,903円ほどでございますが、引き上げになることになっております。例えば市の行政職給料表1では、平均改定率4.1%、2におきましては4.6%と、それぞれ引き上げになっております。

なお施行日は、児童手当の調整廃止及び宿日直、管理職特別手当につきましては平成4年1月1日から、その他につきましては平成3年4月1日から適用といたしております。

11ページをお願いいたします。

議案第136号 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは市職員の給与支給に関する条例の一部改正に伴いまして、企業職員の給与条例についても一部変更するもので、主なものは管理職員特別勤務手当の支給についてであります。施行は平成4年の1月1日でございます。

13ページをお願いいたします。お手元の参考資料15でございます。

議案第137号 工事請負契約についてでございます。

契約の目的といたしまして、広見・土田線横断歩道橋設置工事でございます。延長 151.3メートル、横断歩道の製作と仮設工でございます。契約の方法といたしまして、指名競争入札、10社で行っております。契約の金額、1億 2,566万円でございます。契約の相手方といたしまして、岐阜市城東通5丁目7番地、日本鐵建株式会社 代表取締役 高橋達雄。工期におきましては、平成4年7月31日でございます。なお、債務負担は年度当初に行っております。

次の14ページ、議案第 138号でございます。工事請負契約の変更についてでございます。

長坂汚水幹線の面整備管渠布設（第1～第4工区）でございます。工事の工事請負契約は平成3年6月20日に議案第67号で議決いただいております。これを、「3億 8,110万円」を「3億 4,336万 1,830円」に変更するものでございます。3,773万 8,170円の減でございます。主な理由といたしましては、幹線管渠の縦断計画を変更したことと、水道事業との調整により一部工事区間を減といたしております。工期等は変更ございません。

15ページをお願いいたします。

議案第 139号 工事請負契約の変更でございます。

農業集落排水事業塩河地区管渠布設工事の工事請負契約でございます。この件も、平成3年8月14日に議決をいただいております。その契約の金額「2億 600万円」を「2億 5,662万 3,470円」に変更するものでございます。5,062万 3,470円の増でございます。主な理由といたしましては、国庫補助金の増等に伴いまして、事業をさらに促進するものでございます。工期は平成4年3月20日と変更はございません。

議案第 140号でございます。工事請負契約の変更についてでございます。

土田地区の面整備管渠布設その1でございます。（第1～第3工区）工事の工事請負契約、平成3年8月14日に御議決をいただいております。契約金額「1億 7,458万 5,000円」を「1億 3,642万 7,620円」に変更するものでございます。3,815万 7,380円の減でございます。主な変更理由といたしましては、市道の取り扱い等で調整がつかなかったことと、工事延長を減とすることにより、請負金額の変更であります。

以上でございます。

○議長（澤野隆司君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤野隆司君） 16番議員 大江金男君。

○16番（大江金男君） 議長から発言の許可を得ましたので、議案第 131号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第4号）、並びに議案第 133号 可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をしたいと思います。

まず議案第 133号 可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本議案は、さきの国会の議決によるものでありますけれども、他の 133号

に関連しております134号、135号、同じようでありますけれども、議員の報酬と特別職職員の給与、並びに市職員の給与とは議員報酬は性格を異にするものだというふうに考えております。特に特別職の給与、並びに一般職の給与につきましては、生活給を主体としたものであり、議員の報酬につきましてはそうではないというふうに感ずるわけでありまして、議案第 133号の12月期の期末手当に基礎額 0.1ヵ月分を上乗せすることにつきましては反対をするものであります。

なお、本条例改正に伴う予算措置であります議案第 131号の部分につきましても、あわせて反対をするものであります。以上でございます。

○議長（澤野隆司君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております10議案につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議ないものと認めます。よって、議題となっております10議案につきましては、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより各案件について採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております10議案のうち、議案第 131号 平成3年度可児市一般会計補正予算（第4号）、議案第 133号 可児市議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を除く各案件を一括採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、議案第 132号及び議案第 134号から議案第 140号までの8議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。本8議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、本8議案はそれぞれ原案のとおり決することに決しました。

次に議案第 131号、議案第 133号の2議案を一括採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（澤野隆司君） 御異議がないものと認めます。よって、議案第 131号、議案第 133号の2議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。本2議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（澤野隆司君） 起立多数と認めます。よって、本2議案はそれぞれ原案のとおり決する

ことに決しました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

ここで市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

○市長（鈴木告也君） 本日、第6回可児市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月6日から15日間にわたり、本会議、並びに各委員会を通じまして、人事院勧告に基づく給与改定等、条例案件15件、予算案件12件、各会計別決算認定13件、契約6件、その他5件を終始慎重に御審議をいただき、本日ここに全議案につきまして御承認、または御議決を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。なお、会期中に議員各位より賜りました御意見、御要望につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、市政の運営に万全を期してまいる所存でございます。

さて、平成3年もあとわずかとなりましたが、この1年を振り返りますと、3月には中恵土地区に待望の公民館が完成したことを初め、4月には第二老人福祉センター可児川苑、6月には生涯学習センターゆとりピアを開設いたしました。そして、6月には桜ヶ丘公民館の建設に着手するなど、教育、福祉関係施設の充実には並み並みならぬ力をそそいでまいりました。さらに、都市基盤の整備といたしまして、4月に国道21号可児局部改良を開通させることができましたし、広見・土田線などの都市街路の建設や、西可児・川合地区の土地区画整理の施行、そして下水道整備の本格的推進を図ってまいりました。このほか、来るべき21世紀に向けて多くの事業を計画し、着手してこれましたのも、ひとえに議員各位を初め市民の皆様方の絶大な御支援・御協力のたまものでございまして、心から厚くお礼を申し上げます。今後とも「心豊かな活力と潤いのある住みよいまち・可児」の実現のため、全力を傾注してまいる所存でございますので、議員各位におかれましても、市民の代表として本市発展と市民福祉の向上のため、格別なる御尽力と御協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

これから寒さも一段と厳しくなります折から、皆様にはくれぐれも御自愛いただきまして、幸多き新年をお迎えくださいますようお願い申し上げます、第6回定例会の閉会に際しましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

### 閉会の宣告

○議長（澤野隆司君） それでは、これもちまして平成3年第6回可児市議会定例会を閉会といたします。

15日間の長丁場にわたって慎重に御審議をいただき、全議案とも議了させていただきました、まことにありがとうございました。どうも御苦労さんでございました。

閉会 午後3時05分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成3年12月20日

可児市議会議長

署名議員

署名議員